

投資信託説明書 (請求目論見書)

使用開始日 2025.7.25

eMAXIS Slim 先進国株式インデックス (除く日本)

追加型投信／海外／株式／インデックス型

ファンドは、NISAの成長投資枠およびつみたて投資枠の対象です。
※販売会社により取扱いが異なる場合があります。くわしくは、販売会社にご確認ください。

eMAXIS専用サイト <https://emaxis.am.mufig.jp/>

この目論見書により行う「eMAXIS Slim 先進国株式インデックス(除く日本)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2025年7月24日に関東財務局長に提出しており、2025年7月25日に効力が生じております。

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づき作成され、投資者の請求により交付される目論見書(請求目論見書)です。

発行者名	: 三菱UFJアセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名	: 取締役社長 横川 直
本店の所在の場所	: 東京都港区東新橋一丁目9番1号
縦覧に供する場所	: 該当事項はありません。

目次

第一部【証券情報】	1
(1)【ファンドの名称】	1
(2)【内国投資信託受益証券の形態等】	1
(3)【発行（売出）価額の総額】	1
(4)【発行（売出）価格】	1
(5)【申込手数料】	1
(6)【申込単位】	1
(7)【申込期間】	1
(8)【申込取扱場所】	1
(9)【払込期日】	2
(10)【払込取扱場所】	2
(11)【振替機関に関する事項】	2
(12)【その他】	2
第二部【ファンド情報】	3
第1【ファンドの状況】	3
第2【管理及び運営】	32
第3【ファンドの経理状況】	38
第4【内国投資信託受益証券事務の概要】	86
第三部【委託会社等の情報】	86
第1【委託会社等の概況】	87
約款	118

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

eMAXIS Slim 先進国株式インデックス（除く日本）（「ファンド」といいます。）

※ファンドの名称は 2025 年 7 月 25 日付で「eMAXIS Slim 先進国株式インデックス」から「eMAXIS Slim 先進国株式インデックス（除く日本）」に変更しました。

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行（売出）価額の総額】

5 兆円を上限とします。

(4)【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

基準価額は、販売会社にてご確認ください。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034（受付時間：営業日の 9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

eMAXIS 専用サイト <https://emaxis.am.mufg.jp/>

（注）基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権総口数で除して得た額をいいます。

なお、便宜上 1 万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

(5)【申込手数料】

ありません。

(6)【申込単位】

販売会社が定める単位

申込単位は販売会社にご確認ください。

確定拠出年金制度を利用する場合の取得申込みについては、1 円以上 1 円単位とします。

(7)【申込期間】

2025 年 7 月 25 日から 2026 年 7 月 24 日まで

※申込期間は、前記期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。

(8)【申込取扱場所】

販売会社において申込みの取扱いを行います。

販売会社によっては、確定拠出年金制度を利用する場合の申込みの取扱いを行います。
販売会社は、下記にてご確認ください。

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034（受付時間：営業日の9:00～17:00）

（9）【払込期日】

取得申込者は、申込金額を販売会社が定める日までに支払うものとします。

各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、委託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

（10）【払込取扱場所】

申込みを受け付けた販売会社です。

（11）【振替機関に関する事項】

株式会社証券保管振替機構

（12）【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）と連動する投資成果をめざして運用を行います。

信託金の限度額は、1兆円です。

*委託会社は、受託会社と合意のうえ、信託金の限度額を変更することができます。

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型	国内	株式	MMF	インデックス型
		債券		
	海外	不動産投信	MR F	特殊型 ()
追加型	内外	その他資産 ()	E T F	
		資産複合		

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替 ヘッジ	対象 インデックス	特殊型
株式	年1回	グローバル (日本を除く)	ファミリー ファンド	あり ()	日経225	ブル・ベア型
一般 大型株 中小型株	年2回 年4回 年6回	日本 北米	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし	TOPIX	条件付運用型
債券	(隔月)	欧州			その他 (MSCIコク サイ・インデ ックス(配当込 み、円換算ベ ース))	ロング・ ショート型/ 絶対収益 追求型
一般 公債 社債 その他債券	年12回 (毎月) 日々 その他	アジア オセアニア 中南米 アフリカ				
クレジット 属性 ()	()	中近東 (中東) エマージング				その他 ()
不動産投信 その他資産 (投資信託証 券(株式 一 般))						

資産複合 ()						
-------------	--	--	--	--	--	--

※当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) でご覧いただけます。

※ファミリーファンド、ファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資収益の源泉となる資産に投資しますので商品分類表と属性区分表の投資対象資産は異なります。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

商品分類の定義

単位型・追加型	単位型	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいいます。
	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	国内	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	海外	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	内外	信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産	株式	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	債券	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	不動産投信（リート）	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券および不動産投信以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
独立区分	MMF（マネー・マネージメント・ファンド）	一般社団法人投資信託協会が定める「MR F 及びMMF の運営に関する規則」に規定するMMF をいいます。
	MR F（マネー・リザーブ・ファンド）	一般社団法人投資信託協会が定める「MR F 及びMMF の運営に関する規則」に規定するMR F をいいます。
	ETF	投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成 12 年政令 480 号）第 12 条第 1 号および第 2 号に規定する証券投資信託ならびに租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 9 条の 4 の 2 に規定する上場証券投資信託をいいます。
補足分類	インデックス型	信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	特殊型	信託約款において、投資家（受益者）に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

※上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

属性区分の定義

投資対象資産	株式	一般	次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。
--------	----	----	---------------------------------

		大型株	信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
		中小型株	信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
	債券	一般	次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		公債	信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		社債	信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		その他債券	信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		クレジット属性	目論見書または信託約款において、信用力が高い債券に選別して投資する、あるいは投資適格債（BBB格相当以上）を投資対象の範囲とする旨の記載があるものについて高格付債、ハイイールド債等（BBB格相当以下）を主要投資対象とする旨の記載があるものについて低格付債を債券の属性として併記します。
	不動産投信		信託約款において、主として不動産投信に投資する旨の記載があるものをいいます。
	その他資産		信託約款において、主として株式、債券および不動産投信以外に投資する旨の記載があるものをいいます。
	資産複合		信託約款において、複数資産を投資対象とする旨の記載があるものをいいます。
決算頻度	年1回		信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年2回		信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年4回		信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年6回（隔月）		信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年12回（毎月）		信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。
	日々		信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいいます。
	その他		上記属性にあてはまらない全てのものをいいます。
投資対象地域	グローバル		信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	日本		信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	北米		信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	欧州		信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アジア		信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	オセアニア		信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中南米		信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

		産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アフリカ	信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中近東（中東）	信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	エマージング	信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産（一部組み入れている場合等を除きます。）を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。
	ファンド・オブ・ファンズ	一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	あり	信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
	なし	信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
対象インデックス	日経225	信託約款において、日経225に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	TOPIX	信託約款において、TOPIXに連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記以外の指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
特殊型	ブル・ベア型	信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連動（一定倍の連動もしくは逆連動を含みます。）を目指す旨の記載があるものをいいます。
	条件付運用型	信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。
	ロング・ショート型／絶対収益追求型	信託約款において、ロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨もしくは特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記特殊型に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

※上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

ファンドの目的

日本を除く先進国の株式市場の値動きに連動する投資成果をめざします。

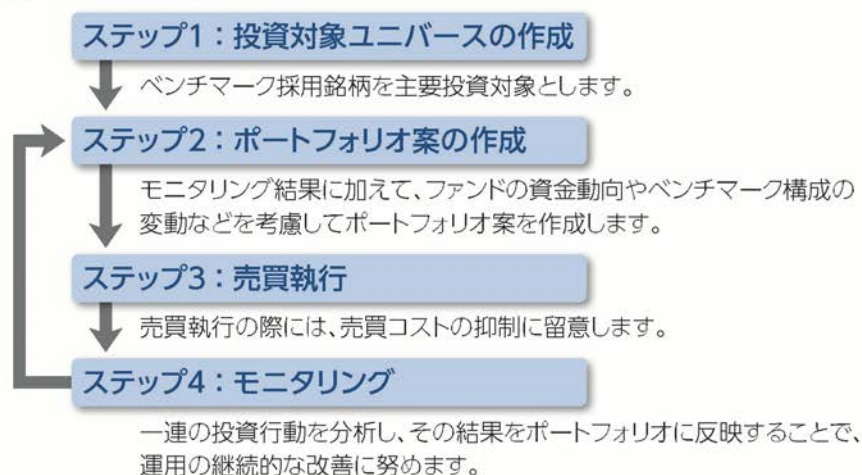
ファンドの特色



MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)と連動する投資成果をめざして運用を行います。

- MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)をベンチマーク(以下「対象インデックス」という場合があります。)とします。
- ファンドの1口当たりの純資産額の変動率を対象インデックスの変動率に一致させることを目的とした運用を行います。

<運用プロセスのイメージ>



❗ 上記の運用プロセスは変更される場合があります。また、市場環境等によっては上記のような運用ができない場合があります。

📄 「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページでご覧いただけます。
(https://www.am.mufg.jp/investment_policy/fm.html)

<対象インデックスの国・地域別構成比率>



- 四捨五入の関係で上記の数字を合計しても100%にならない場合があります。
- MSCI Inc.のデータを基に三菱UFJアセットマネジメント作成(2025年3月末現在)



主として対象インデックスに採用されている日本を除く先進国の株式に投資を行います。

- 対象インデックスとの連動を維持するため、先物取引等を利用し株式の実質投資比率が100%を超える場合があります。

※実際の運用は外国株式インデックスマザーファンドを通じて行います。



原則として、為替ヘッジは行いません。

- 為替ヘッジを行わないため、為替相場の変動による影響を受けます。

■ファンドの仕組み

運用は主に外国株式インデックスマザーファンドへの投資を通じて、日本を除く先進国の株式へ投資するファミリーファンド方式により行います。



■主な投資制限

株式	株式への実質投資割合に制限を設けません。
外貨建資産	外貨建資産への実質投資割合に制限を設けません。
デリバティブ	デリバティブ取引は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

■分配方針

- 年1回の決算時(4月25日(休業日の場合は翌営業日))に分配金額を決定します。
- 分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

分配金額の決定にあたっては、信託財産の成長を優先し、原則として分配を抑制する方針とします。(基準価額水準や市況動向等により変更する場合があります。)

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

 MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)は、MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、米ドルベース)をもとに、委託会社が計算したものです。

当ファンドは、MSCI Inc.、MSCI Inc.の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者が、保証、推奨、販売、または宣伝するものではありません。MSCI指数は、MSCI Inc.が独占的に所有しています。MSCI Inc.およびMSCI指数は、MSCI Inc.およびその関係会社のサービスマークであり、委託会社は特定の目的のためにその使用を許諾されています。MSCI Inc.、MSCI Inc.の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、当ファンドの受益者または不特定多数の公衆に対して、ファンド全般的またはこの特定のファンドへの投資に関する当否あるいは一般的な株式市場のパフォーマンスをトラッキングしているMSCI指数の能力に関して、明示的であると黙示的であるとを問わず、一切の表明または保証を行いません。MSCI Inc.とその関連会社は、特定のトレードマーク、サービスマーク、トレードネームのライセンスの所有者であり、MSCI指数は、当ファンドまたは当ファンドの委託会社あるいは受益者に関わらず、MSCI Inc.により決定、作成、および計算されています。MSCI Inc.、MSCI Inc.の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、MSCI指数の決定、作成、あるいは計算において、当ファンドの委託会社または受益者の要求を考慮にいれる義務は一切ありません。MSCI Inc.、MSCI Inc.の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、当ファンドの募集等に関する事項の決定について、また、当ファンドを換金するための計算式の決定また計算について責任を負うものではなく、参加しておりません。MSCI Inc.、MSCI Inc.の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、当ファンドの受益者に対し、当ファンドの管理、マーケティングまたは募集に関連するいかなる義務または責任も負いません。

MSCI Inc.は、自らが信頼できると考える情報源からMSCI指数の計算に算入される情報またはその計算に使用するための情報を入手しますが、MSCI Inc.、MSCI Inc.の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、MSCI指数またはそれに含まれるいかなるデータの独創性、正確性および／または完全性について保証するものではありません。MSCI Inc.、MSCI Inc.の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、明示的にも黙示的にも、被許諾者、その顧客または相手方、当ファンドの委託会社、当ファンドの受益者その他の個人・法人が、契約にもとづき許諾される権利またはその他使用のために許諾される権利に関連してMSCI指数またはそれに含まれるデータを使用することにより得られる結果について保証を行うものではありません。MSCI Inc.、MSCI Inc.の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、MSCI指数およびそれに含まれるデータの、またはそれに関連する過誤、省略または中断に対してまたはそれらに関して責任を負うことはありません。MSCI指数およびそれに含まれるデータに関し、MSCI Inc.、MSCI Inc.の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、明示的、黙示的な保証を行うものでもなく、かつMSCI Inc.、MSCI Inc.の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、特定目的のための市場性または適切性について、何ら保証を行うものではないことを明記します。前記事項を制限することなく、たとえ直接的損害、間接的損害、特別損害、懲罰的損害、拡大損害その他のあらゆる損害(逸失利益を含む。)につき、その可能性について知らせを受けていたとしても、MSCI Inc.、MSCI Inc.の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、いかなる場合においてもかかる損害について責任を負いません。

当ファンドの購入者、販売者、または受益者あるいはいかなる個人・法人は、MSCI Inc.の許諾が必要かどうかの決定をあらかじめMSCI Inc.に問い合わせることなく、当ファンドを保証、推奨、売買、または宣伝するためにいかなるMSCI Inc.のトレードネーム、トレードマーク、またはサービスマークを使用または言及することはできません。いかなる場合においても、いかなる個人または法人は、事前にMSCI Inc.の書面による許諾を得ることなくMSCI Inc.との関係を一切主張することはできません。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(2)【ファンドの沿革】

2017年2月27日	設定日、信託契約締結、運用開始
2025年7月25日	ファンドの名称を「eMAXIS Slim 先進国株式インデックス」から「eMAXIS Slim 先進国株式インデックス (除く日本)」に変更

(3)【ファンドの仕組み】

①委託会社およびファンドの関係法人の役割

投資家 (受益者)	
お申込金 ↓ ↑ 収益分配金、解約代金等	
販売会社	募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱い等を行います。

お申込金 ↓ ↑ 収益分配金、解約代金等

受託会社（受託者） 三菱UFJ信託銀行株式会社 (再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	委託会社（委託者） 三菱UFJアセットマネジメント株式会社
信託財産の保管・管理等を行います。	信託財産の運用の指図、受益権の発行等を行います。

投資 ↓ ↑ 損益

マザーファンド

投資 ↓ ↑ 損益

有価証券等

※委託会社は、自らファンドの募集等を行い、特定の販売会社と共同でファンドの販売に係る業務を行っています。

②委託会社と関係法人との契約の概要

	概要
委託会社と受託会社との契約 「信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約 「投資信託受益権の取扱いに関する契約」	販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。

③委託会社の概況（2025年4月末現在）

- 金融商品取引業者登録番号
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第404号
- 設立年月日
1985年8月1日
- 資本金
2,000百万円
- 沿革
1997年5月 東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始
2004年10月 東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に変更
2005年10月 三菱投信株式会社とユーエフジェイパートナーズ投信株式会社が合併、商号を三菱UFJ投信株式会社に変更
2015年7月 三菱UFJ投信株式会社と国際投信投資顧問株式会社が合併、商号を三菱UFJ国際投信株式会社に変更
2023年10月 エム・ユー投資顧問株式会社の有価証券運用事業を三菱UFJ国際投信株式会社へ統合し、商号を三菱UFJアセットマネジメント株式会社に変更
- 大株主の状況

株主名	住所	所有株式数	所有比率
株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	211,581株	100.0%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

外国株式インデックスマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、日本を除く世界各国の株式に直接投資することがあります。

外国株式インデックスマザーファンド受益証券への投資を通じて、主として対象インデックスに採用されている日本を除く世界各国の株式に投資を行い、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を対象インデックスの変動率に一致させることを目的とした運用を行います。

マザーファンド受益証券の組入比率は高位を維持することを基本とします。

対象インデックスとの連動を維持するため、先物取引等を利用し株式の実質投資比率が100%を超える場合があります。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(2)【投資対象】

①投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款に定める次のものに限りします。）

a. 有価証券先物取引等

b. スワップ取引

ハ. 約束手形

ニ. 金銭債権

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

②有価証券の指図範囲

この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、三菱UFJアセットマネジメント株式会社を委託会社とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託会社とする外国株式インデックスマザーファンド（「マザーファンド」または「親投資信託」といいます。）の受益証券のほか、次に掲げるものとします。

1. 株券または新株引受権証書

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6. 資産の流動化に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

9. 資産の流動化に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

10. 資産の流動化に係る特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。）

11. コマーシャル・ペーパー

12. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および

新株予約権証券

13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1. から 12. の証券または証書の性質を有するもの
 14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 15. 投資証券もしくは新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。16. において同じ。）で16. で定めるもの以外のもの
 16. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下16. において同じ。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
 17. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 18. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りします。）
 19. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 21. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
 22. 外国の者に対する権利で21. の有価証券の性質を有するもの
 23. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
- なお、1. の証券または証書ならびに13. および19. の証券または証書のうち1. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2. から6. までの証券ならびに16. の証券ならびに13. および19. の証券または証書のうち2. から6. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、14. および15. の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③金融商品の指図範囲

この信託において投資の対象とする金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）は、次に掲げるものとします。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で5. の権利の性質を有するもの
7. 信託の受益権（金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるものをいい、1. から6. に該当するものを除きます。）
8. 外国の者に対する権利で7. の権利の性質を有するもの
9. 合名会社もしくは合資会社の社員権または合同会社の社員権（金融商品取引法第2条第2項第3号で定めるものをいいます。）
10. 外国法人の社員権で9. の権利の性質を有するもの
11. 投資事業有限責任組合契約に基づく権利（金融商品取引法第2条第2項第5号に該当するものをいいます。）
12. 外国の法令に基づく権利であって、11. の権利に類するもの

④その他の投資対象

信託約款に定める次に掲げるもの。

- ・外国為替予約取引

<外国株式インデックスマザーファンドの概要>

(基本方針)

この投資信託は、MSCI コクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）と連動する投資成果をめざして運用を行います。

(運用方法)

①投資対象

MSCI コクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）に採用されている株式を主要投資対象とします。

②投資態度

主として対象インデックスに採用されている株式に投資を行い、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を対象インデックスの変動率に一致させることを目的とした運用を行います。

投資成果を対象インデックスの動きにできるだけ連動させるため、次のポートフォリオ管理を行います。

- ・株式の実質投資比率（組入現物株式の時価総額に株価指数先物取引等の買建額を加算し、または株価指数先物取引等の売建額を控除した額の信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。）は原則として高位を維持します。ただし、対象インデックスとの連動を維持するため、実質投資比率を引き下げる、あるいは実質投資比率を100%以上に引き上げる運用指図を行うことがあります。
- ・銘柄選択は、運用モデルを活用して行います。

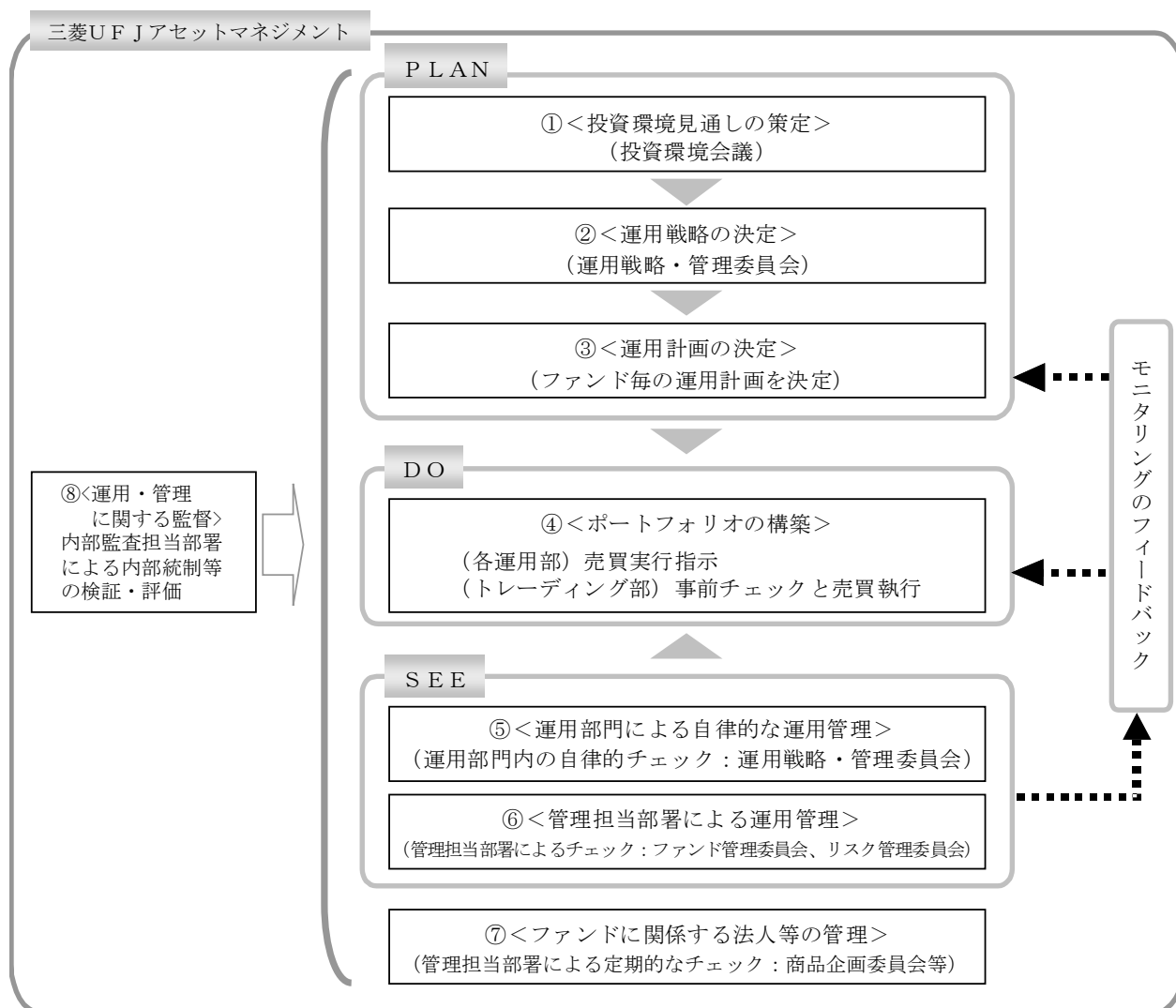
組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(投資制限)

- ①株式への投資割合に制限を設けません。
- ②新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- ③投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑤外貨建資産への投資割合に制限を設けません。
- ⑥有価証券先物取引等を行うことができます。
- ⑦スワップ取引を行うことができます。
- ⑧外国為替予約取引を行うことができます。
- ⑨デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- ⑩外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

(3) 【運用体制】



①投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

②運用戦略の決定

運用戦略・管理委員会において、①で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

③運用計画の決定

②で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

④ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

⑤運用部門による自律的な運用管理

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、運用部門内の管理担当部署は逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。また、運用戦略・管理委員会を通じて運用状況のモニタリングを行い、運用部門内での自律的牽制により運用改善を図ります。

⑥管理担当部署による運用管理

運用部から独立した管理担当部署（40～60 名程度）は、(a) 運用に関するパフォーマンス測定・分析のほか、(b) リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、(a) についてはファンド管理委員会を経て運用担当部・商品開発担当部にフィードバ

ックされ、(b)についてはリスク管理委員会を通じて運用担当部にフィードバックされ、必要に応じて部署間連携の上では是正・改善の検討が行われます。

⑦ファンドに関係する法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、商品企画委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

⑧運用・管理に関する監督

内部監査担当部署（10 名程度）は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

なお、委託会社に関する「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページでご覧いただけます。

「運用担当者に係る事項」 https://www.am.mufg.jp/investment_policy/fm.html

(4)【分配方針】

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ①分配対象額は、経費等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ②収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- ③収益の分配にあてなかった利益については、信託約款に定める運用の基本方針に基づいて運用を行います。

(5)【投資制限】

<信託約款に定められた投資制限>

①新株引受権証券および新株予約権証券

- a. 委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の 100 分の 20 を超えることとなる投資の指図をしません。
- b. a. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

②投資信託証券

- a. 委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券（金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券をいいます。）を除きます。以下 a. および b. において同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。
- b. a. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

③同一銘柄の転換社債等

- a. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債（新株予約権付社債のうち、会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものならびに会社法施行前の旧商法第 341 条の 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがあるものをいいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の

純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

- b. a. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

④スワップ取引

- a. 委託会社は、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- d. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑤信用取引

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。
- b. a. の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 - 1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 - 2. 株式分割により取得する株券
 - 3. 有償増資により取得する株券
 - 4. 売出しにより取得する株券
 - 5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（③に規定する転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り。）の行使により取得可能な株券
 - 6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（5. に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

⑥外国為替予約取引

- a. 委託会社は、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）について、当該外貨建資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- b. a. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

⑦公社債の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- b. a. の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、b. の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

⑧資金の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b. 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から

信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。

- c. 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

⑨投資する株式等の範囲

- a. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。
- b. a. の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができます。

⑩有価証券の貸付

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。
1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- b. a. に規定する限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑪特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制限されることがあります。

⑫デリバティブ取引等

デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号に定めるデリバティブ取引をいう。）については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないこととします。

⑬信用リスクの分散規制

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

<その他法令等に定められた投資制限>

- ・ 同一の法人の発行する株式への投資制限

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

(1) 投資リスク

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

(主なリスクであり、以下に限定されるものではありません。)

①価格変動リスク

一般に、株式の価格は個々の企業の活動や業績、市場・経済の状況等を反映して変動するため、当ファンドはその影響を受け株式の価格が下落した場合には基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

②為替変動リスク

実質的な主要投資対象である海外の株式は外貨建資産であり、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を大きく受けます。そのため、為替相場が円高方向に進んだ場合には、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

③信用リスク

信用リスクとは、有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等に、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払いや償還金の支払いが滞る等の債務が不履行となること等をいいます。当ファンドは、信用リスクを伴い、その影響を受けますので、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

④流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となるリスクのことを流動性リスクといい、当ファンドはそのリスクを伴います。例えば、組み入れている株式の売却を十分な流動性の下で行えないときは、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

※留意事項

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要性が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- 収益分配金の水準は、必ずしも計算期間における当ファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。当ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりの方が小さかった場合も同様です。収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。
- 当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを共有する他のベビーファンドの追加設定・解約によってマザーファンドに売買が生じた場合などには、当ファンドの基準価額に影響する場合があります。
- 当ファンドは、MSCI コクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）の動きに連動するこ

とをめざして運用を行いますが、信託報酬、売買委託手数料等を負担すること、株価指数先物取引と当該指数の動きが連動しないこと、売買約定価格と当該指数の評価価格の差が生じること、指数構成銘柄と組入銘柄の違いおよびそれらの構成比に違いが生じること、当該指数を構成する銘柄が変更になること、為替の評価による影響等の要因によりカイ離を生じることがあります。

(2) 投資リスクに対する管理体制

委託会社では、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行い、ファンド管理委員会およびリスク管理委員会においてそれらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を検討しています。

また、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策を策定し流動性リスクの評価と管理プロセスの検証などを行います。リスク管理委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

具体的な、投資リスクに対するリスク管理体制は以下の通りです。

①コンプライアンス担当部署

法令上の禁止行為、約款の投資制限等のモニタリングを通じ、法令等遵守のための管理態勢の状況を把握・管理し、必要に応じて改善の指導を行います。

②リスク管理担当部署

運用リスク全般の状況をモニタリング・管理するとともに、運用実績の分析および評価を行い、必要に応じて改善策等を提言します。また、事務・情報資産・その他のリスクの統括的管理を行っています。

③内部監査担当部署

委託会社のすべての業務から独立した立場より、リスク管理体制の適切性および有効性について評価を行い、改善策の提案等を通して、リスク管理機能の維持・向上をはかります。

*組織変更等により、前記の名称および内容は変更となる場合があります。

■代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

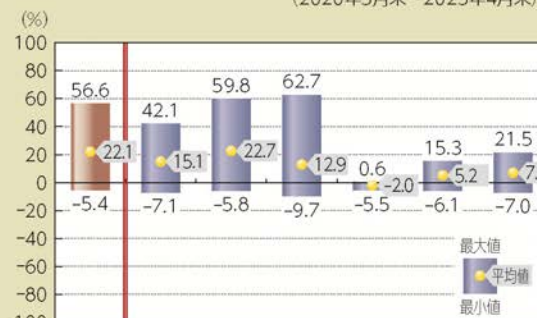
● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移

(2020年5月末～2025年4月末)



● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

(2020年5月末～2025年4月末)



(注) 全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

代表的な資産クラスの指数について

資産クラス	指数名	注記等
日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)とは、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出される株価指数です。TOPIXの指数値及びTOPIXに係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。))の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXに係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み)	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI(国債)	NOMURA-BPI(国債)とは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表しているわが国の代表的な国債パフォーマンスインデックスで、NOMURA-BPI(総合)のサブインデックスです。当該指数の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指数を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本)	FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当該指数の著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

ありません。

※申込手数料の対価として提供する役務の内容は、ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務手続等です。

(2)【換金（解約）手数料】

かかりません。

※換金（解約）手数料の対価として提供する役務の内容は、商品の換金に関する事務手続等です。

(3)【信託報酬等】

- ・信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、年 0.09889%（税抜 0.0899%）以内の率を乗じて得た額とし、日々ファンドの基準価額に反映されます。

1 万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額×信託報酬率×（保有日数／365）

※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

- ・信託報酬は、毎計算期間の 6 ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。
- ・信託報酬率ならびに各支払先への配分は、以下の通りです。

ファンドの純資産総額に応じて	信託報酬率 (税込 年率)	配分 (税抜 年率)			
		合計	委託会社	販売会社	受託会社
5,000 億円未満の部分	0.09889%	0.0899%	0.03495%	0.03495%	0.0200%
5,000 億円以上 1 兆円未満の部分	0.09823%	0.0893%	0.03485%	0.03495%	0.0195%
1 兆円以上の部分	0.09757%	0.0887%	0.03475%	0.03495%	0.0190%

※上記各支払先への配分には、別途消費税等相当額がかかります。

※委託会社が特定の販売会社と共同で行う投資信託取引サービスにおいては、上記信託報酬の販売会社への配分については委託会社が受領します。

(ご参考：上記信託報酬率を用いて計算したファンドの純資産総額ごとの実質信託報酬率の例)

ファンドの純資産総額	7,000 億円	9,000 億円	1 兆 1,000 億円
実質信託報酬率 (税込 年率)	0.09871%	0.09860%	0.09847%

各支払先が信託報酬の対価として提供する役務の内容は以下の通りです。

支払先	対価として提供する役務の内容
委託会社	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等
販売会社	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等
受託会社	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等

(4) 【その他の手数料等】

- ・信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、マザーファンドの解約に伴う信託財産留保額、受託会社の立替えた立替金の利息、借入を行う場合の借入金の利息および借入れに関する品借料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ・信託財産に係る監査費用（消費税等相当額を含みます。）は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、信託財産中から支弁します。支弁時期は信託報酬と同様です。
- ・信託財産（投資している投資信託を含みます。）の組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等（消費税等相当額を含みます。）、先物取引・オプション取引等に要する費用および外貨建資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担するものとします。

※売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

（注）手数料等については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。なお、ファンドが負担する費用（手数料等）の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

①個人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の譲渡益については、次の通り課税されます。

1. 収益分配金の課税

普通分配金が配当所得として課税されます。元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

原則として、20.315%（所得税 15%、復興特別所得税 0.315%、地方税 5%）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除は適用されません。）・申告分離課税を選択することもできます。

2. 解約時および償還時の課税

解約価額および償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益（譲渡益）が譲渡所得とみなされて課税されます。

20.315%（所得税 15%、復興特別所得税 0.315%、地方税 5%）の税率による申告分離課税が適用されます。

特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、20.315%（所得税 15%、復興特別所得税 0.315%、地方税 5%）の税率で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

解約時および償還時の損失（譲渡損）については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限り、）との損益通算が可能となる仕組みがあります。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

※公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に「NISA（少額投資非課税制度）」の適用対象となります。ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）およびつみたて投資枠（特定累積投資勘定）」の対象です。販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

NISAをご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

②法人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として 15.315%（所得税 15%、復興特別所得税 0.315%）の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、益金不算入制度の適用はありません。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

(*) 確定拠出年金法に定める加入者等の運用の指図に基づいて受益権の取得の申込みを行う資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合、所得税および地方税がかかりません。なお、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

※分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

◇個別元本について

- ①受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- ②受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。
- ③受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

◇収益分配金について

受益者が収益分配金を受け取る際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

※上記は 2025 年 4 月末現在のもので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

※課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

(参考情報) ファンドの総経費率

直近の運用報告書作成対象期間(以下「当期間」といいます。)(2024年4月26日～2025年4月25日)における当ファンドの総経費率は以下の通りです。

総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
0.11%	0.10%	0.01%

(比率は年率、表示桁数未満四捨五入)

※上記の詳細な総経費率は以下の通りです。

0.11054%〔内訳①運用管理費用:0.09866%、②その他費用:0.01188%〕(表示桁数未満四捨五入)

※当期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除く。消費税等のかかるものは消費税等を含む。)を当期間の平均受益権口数に平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除しています。

詳細につきましては、当期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

5【運用状況】

【eMAXIS Slim 先進国株式インデックス】

(1)【投資状況】

2025 年 4 月 30 日現在

(単位：円)

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	809,490,758,919	99.99
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)	—	40,593,966	0.01
純資産総額		809,531,352,885	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位 30 銘柄

2025 年 4 月 30 日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受益証券	外国株式インデックスマザーファンド	115,740,743,340	6.9235	801,335,391,408	6.9940	809,490,758,919	99.99

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

2025 年 4 月 30 日現在

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	99.99
合計	99.99

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

下記計算期間末日および 2025 年 4 月末日、同日前 1 年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位：円)

	純資産総額		基準価額 (1 万口当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第 1 計算期間末日 (2018 年 4 月 25 日)	10,013,722,713	10,013,722,713	11,117	11,117

第 2 計算期間末日	(2019 年 4 月 25 日)	42,543,293,046	42,543,293,046	12,344	12,344
第 3 計算期間末日	(2020 年 4 月 27 日)	85,440,091,949	85,440,091,949	11,075	11,075
第 4 計算期間末日	(2021 年 4 月 26 日)	194,919,804,201	194,919,804,201	16,856	16,856
第 5 計算期間末日	(2022 年 4 月 25 日)	329,120,043,469	329,120,043,469	20,181	20,181
第 6 計算期間末日	(2023 年 4 月 25 日)	435,118,458,111	435,118,458,111	21,001	21,001
第 7 計算期間末日	(2024 年 4 月 25 日)	703,209,907,285	703,209,907,285	29,058	29,058
第 8 計算期間末日	(2025 年 4 月 25 日)	800,737,678,713	800,737,678,713	29,439	29,439
	2024 年 4 月末日	716,187,633,236	—	29,575	—
	5 月末日	743,633,936,164	—	30,274	—
	6 月末日	799,178,954,437	—	32,119	—
	7 月末日	764,543,761,382	—	30,330	—
	8 月末日	757,872,628,884	—	29,801	—
	9 月末日	774,859,672,144	—	30,147	—
	10 月末日	839,543,913,504	—	32,433	—
	11 月末日	850,362,541,882	—	32,629	—
	12 月末日	886,738,574,447	—	33,929	—
	2025 年 1 月末日	899,227,826,512	—	34,002	—
	2 月末日	859,729,648,406	—	32,211	—
	3 月末日	836,822,992,776	—	31,052	—
	4 月末日	809,531,352,885	—	29,738	—

②【分配の推移】

	1 万口当たりの分配金
第 1 計算期間	0 円
第 2 計算期間	0 円
第 3 計算期間	0 円
第 4 計算期間	0 円
第 5 計算期間	0 円
第 6 計算期間	0 円
第 7 計算期間	0 円
第 8 計算期間	0 円

③【収益率の推移】

	収益率 (%)
第 1 計算期間	11.17
第 2 計算期間	11.03
第 3 計算期間	△10.28
第 4 計算期間	52.19

第 5 計算期間	19. 72
第 6 計算期間	4. 06
第 7 計算期間	38. 36
第 8 計算期間	1. 31

(注)「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に 100 を乗じて得た数をいう。

(4)【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第 1 計算期間	10, 694, 230, 065	1, 686, 948, 767	9, 007, 281, 298
第 2 計算期間	33, 560, 967, 915	8, 102, 608, 616	34, 465, 640, 597
第 3 計算期間	56, 727, 694, 461	14, 046, 939, 524	77, 146, 395, 534
第 4 計算期間	57, 048, 944, 284	18, 557, 042, 783	115, 638, 297, 035
第 5 計算期間	63, 790, 133, 201	16, 348, 212, 824	163, 080, 217, 412
第 6 計算期間	60, 121, 040, 576	16, 016, 386, 273	207, 184, 871, 715
第 7 計算期間	62, 848, 017, 208	28, 032, 963, 414	241, 999, 925, 509
第 8 計算期間	56, 552, 493, 519	26, 549, 123, 917	272, 003, 295, 111

(参考)

外国株式インデックスマザーファンド

投資状況

2025 年 4 月 30 日現在

(単位：円)

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率 (%)
株式	アメリカ	5, 487, 057, 481, 513	73. 03
	イギリス	299, 674, 878, 480	3. 99
	カナダ	251, 766, 220, 529	3. 35
	フランス	210, 471, 169, 505	2. 80
	ドイツ	207, 620, 815, 549	2. 76
	スイス	201, 854, 514, 374	2. 69
	オーストラリア	127, 711, 322, 486	1. 70
	オランダ	112, 203, 330, 339	1. 49
	スペイン	62, 917, 237, 751	0. 84
	スウェーデン	62, 514, 842, 904	0. 83
	イタリア	52, 520, 408, 646	0. 70
	デンマーク	45, 718, 796, 006	0. 61
	香港	33, 385, 330, 730	0. 44
	シンガポール	24, 488, 343, 644	0. 33
	フィンランド	20, 698, 302, 366	0. 28

	ベルギー	15,743,440,658	0.21
	ノルウェー	12,452,020,320	0.17
	イスラエル	10,245,516,633	0.14
	アイルランド	6,191,026,374	0.08
	オーストリア	3,995,438,944	0.05
	ニュージーランド	3,778,214,892	0.05
	ルクセンブルク	3,653,077,024	0.05
	ポルトガル	3,040,813,982	0.04
	バミューダ	959,734,690	0.01
	ジャージー	532,710,773	0.01
	小計	7,261,194,989,112	96.64
投資証券	アメリカ	120,807,704,535	1.61
	オーストラリア	8,116,035,626	0.11
	フランス	2,878,481,011	0.04
	シンガポール	1,901,471,595	0.03
	イギリス	1,830,752,105	0.02
	香港	1,460,742,077	0.02
	小計	136,995,186,949	1.82
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)	—	115,435,644,323	1.54
純資産総額		7,513,625,820,384	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

その他の資産の投資状況

2025 年 4 月 30 日現在

(単位：円)

資産の種類	建別	国／地域	時価合計	投資比率 (%)
株価指数先物取引	買建	アメリカ	98,753,133,211	1.31
	買建	カナダ	4,628,593,800	0.06
	買建	ドイツ	15,599,320,417	0.21
	買建	オーストラリア	3,897,199,392	0.05
	買建	イギリス	5,325,285,610	0.07
	買建	スイス	3,497,256,907	0.05

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a 評価額上位 30 銘柄

2025 年 4 月 30 日現在

国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価	簿価 金額	評価 単価	評価 金額	投資 比率
------	----	-----	----	----	----------	----------	----------	----------	----------

					(円)	(円)	(円)	(円)	(%)
アメリカ	株式	APPLE INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	12,085,385	27,990.23	338,272,750,392	30,112.20	363,917,647,425	4.84
アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウェア・サービス	5,676,201	59,270.31	336,430,244,732	56,178.28	318,879,225,008	4.24
アメリカ	株式	NVIDIA CORP	半導体・半導体製造装置	19,681,395	14,285.15	281,151,825,065	15,542.98	305,907,556,411	4.07
アメリカ	株式	AMAZON.COM INC	一般消費財・サービス流通・小売り	7,606,039	27,233.99	207,142,794,598	26,716.19	203,204,400,565	2.70
アメリカ	株式	META PLATFORMS INC-CLASS A	メディア・娯楽	1,752,708	71,809.03	125,860,273,776	79,046.51	138,545,451,851	1.84
アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL A	メディア・娯楽	5,648,823	24,183.55	136,608,600,053	22,834.01	128,985,287,649	1.72
アメリカ	株式	BROADCOM INC	半導体・半導体製造装置	3,579,494	21,175.97	75,799,283,964	27,255.10	97,559,491,618	1.30
アメリカ	株式	TESLA INC	自動車・自動車部品	2,322,831	28,979.22	67,313,830,820	41,634.71	96,710,411,556	1.29
アメリカ	株式	ELI LILLY & CO	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	648,516	111,864.20	72,545,729,594	126,202.96	81,844,641,401	1.09
アメリカ	株式	BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	金融サービス	1,069,391	61,026.18	65,260,849,763	76,213.64	81,502,185,933	1.08
アメリカ	株式	JPMORGAN CHASE & CO	銀行	2,263,530	29,594.69	66,988,478,323	34,875.47	78,941,680,305	1.05
アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL C	メディア・娯楽	3,059,002	23,998.94	73,412,828,453	23,104.89	70,677,917,568	0.94
アメリカ	株式	VISA INC-CLASS A SHARES	金融サービス	1,390,175	41,599.54	57,830,644,112	48,690.50	67,688,324,735	0.90
アメリカ	株式	NETFLIX INC	メディア・娯楽	343,605	95,497.98	32,813,586,677	160,482.49	55,142,587,626	0.73
アメリカ	株式	EXXON MOBIL CORP	エネルギー	3,531,555	16,606.39	58,646,398,115	15,448.88	54,558,587,772	0.73
アメリカ	株式	MASTERCARD INC - A	金融サービス	659,056	67,063.86	44,198,840,457	76,942.17	50,709,203,800	0.67
アメリカ	株式	COSTCO WHOLESALE CORP	生活必需品流通・小売り	356,787	117,944.82	42,081,179,147	141,386.66	50,444,925,473	0.67
アメリカ	株式	WALMART INC	生活必需品流通・小売り	3,552,882	9,594.26	34,087,305,915	13,692.42	48,647,562,503	0.65
アメリカ	株式	PROCTER & GAMBLE CO/THE	家庭用品・パーソナル用品	1,893,589	23,818.69	45,102,810,071	23,133.40	43,805,167,300	0.58
アメリカ	株式	UNITEDHEALTH GROUP INC	ヘルスケア機器・サービス	740,211	74,230.06	54,945,912,978	58,343.92	43,186,812,181	0.57
アメリカ	株式	JOHNSON & JOHNSON	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	1,935,053	21,543.55	41,687,914,406	22,228.08	43,012,529,723	0.57
アメリカ	株式	HOME DEPOT INC	一般消費	799,586	50,785.65	40,607,498,245	51,182.62	40,924,914,391	0.54

			財・サービス流通・小売り						
アメリカ	株式	ABBVIE INC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	1,420,715	23,842.11	33,872,854,984	27,588.72	39,195,709,329	0.52
ドイツ	株式	SAP SE	ソフトウェア・サービス	839,649	30,696.19	25,774,030,989	41,288.48	34,667,832,623	0.46
アメリカ	株式	COCA-COLA CO/THE	食品・飲料・タバコ	3,289,077	9,162.86	30,137,372,829	10,314.93	33,926,630,266	0.45
スイス	株式	NESTLE SA-REG	食品・飲料・タバコ	2,107,112	15,910.74	33,525,719,513	15,005.11	31,617,459,985	0.42
アメリカ	株式	BANK OF AMERICA CORP	銀行	5,513,651	5,629.67	31,040,078,337	5,701.37	31,435,388,111	0.42
アメリカ	株式	PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	食品・飲料・タバコ	1,250,367	15,382.38	19,233,625,514	24,273.96	30,351,368,796	0.40
オランダ	株式	ASML HOLDING NV	半導体・半導体製造装置	316,582	134,555.15	42,597,739,492	94,869.45	30,033,960,220	0.40
アメリカ	株式	SALESFORCE INC	ソフトウェア・サービス	770,229	39,776.63	30,637,120,591	38,174.54	29,403,140,234	0.39

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

2025 年 4 月 30 日現在

種類	業種	投資比率 (%)
株式	エネルギー	3.83
	素材	3.33
	資本財	7.23
	商業・専門サービス	1.65
	運輸	1.41
	自動車・自動車部品	1.82
	耐久消費財・アパレル	1.05
	消費者サービス	1.96
	メディア・娯楽	6.56
	一般消費財・サービス流通・小売り	4.85
	生活必需品流通・小売り	1.97
	食品・飲料・タバコ	3.13
	家庭用品・パーソナル用品	1.45
	ヘルスケア機器・サービス	3.84
	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	6.92
	銀行	6.20
	金融サービス	7.49

	保険	3.39
	ソフトウェア・サービス	9.97
	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	6.31
	電気通信サービス	1.32
	公益事業	2.83
	半導体・半導体製造装置	7.83
	不動産管理・開発	0.29
	小計	96.64
投資証券	—	1.82
合計		98.46

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

2025 年 4 月 30 日現在

資産の種類	地域	取引所名	資産の名称	建別	数量	通貨	簿価金額	簿価金額 (円)	評価金額	評価金額 (円)	投資比率 (%)
株価指数先物取引	アメリカ	シカゴ商業取引所	SP EMINI2506	買建	2,481	アメリカドル	664,631,635.1	94,756,532,215	692,664,187.5	98,753,133,211	1.31
	カナダ	モントリオール取引所	SP/TSE602506	買建	150	カナダドル	42,885,860	4,419,387,873	44,916,000	4,628,593,800	0.06
	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	EURO ST 2506	買建	1,878	ユーロ	90,945,109.2	14,748,568,359	96,191,160	15,599,320,417	0.21
	オーストラリア	シドニー先物取引所	SPI 200 2506	買建	212	オーストラリアドル	41,071,316.4	3,735,846,940	42,845,200	3,897,199,392	0.05
	イギリス	インターコンチネンタル取引所	FTSE100 2506	買建	329	イギリスポンド	26,781,426.25	5,117,662,742	27,867,945	5,325,285,610	0.07
	スイス	ユーレックス・チューリッヒ取引所	SWISS IX2506	買建	168	スイスフラン	19,263,732	3,330,121,351	20,230,560	3,497,256,907	0.05

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該投資資産の評価金額の比率です。

《参考情報》

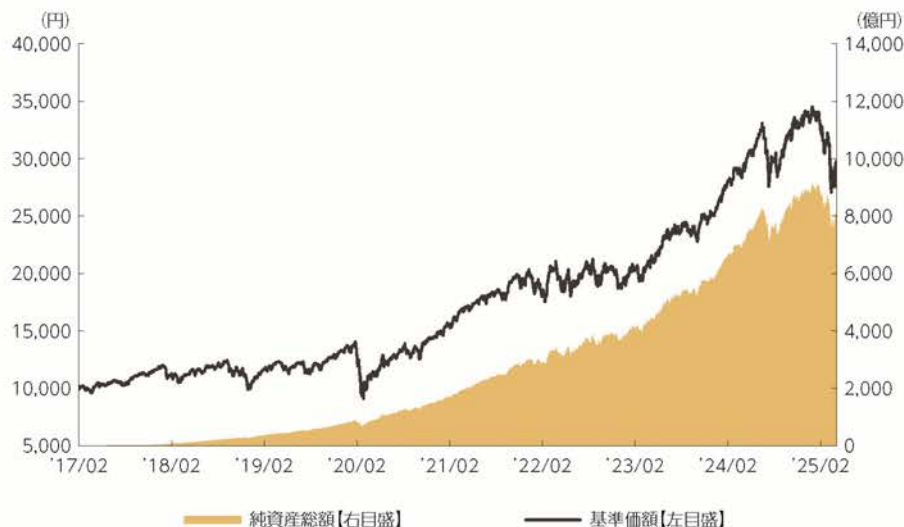


運用実績

2025年4月30日現在

■基準価額・純資産の推移

2017年2月27日(設定日)～2025年4月30日



■基準価額・純資産

基準価額	29,738円
純資産総額	8,095億円

●純資産総額は表示桁未満切捨て

■分配の推移

2025年4月	0円
2024年4月	0円
2023年4月	0円
2022年4月	0円
2021年4月	0円
2020年4月	0円
設定来累計	0円

●分配金は1万口当たり、税引前

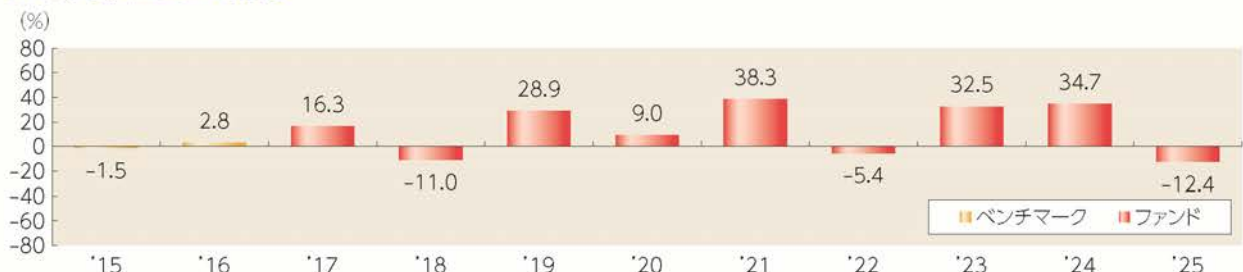
■主要な資産の状況

組入上位通貨	比率	組入上位銘柄	業種	国・地域	比率
1 アメリカドル	75.9%	1 APPLE INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	アメリカ	4.8%
2 ユーロ	9.6%	2 MICROSOFT CORP	ソフトウェア・サービス	アメリカ	4.2%
3 イギリスポンド	4.1%	3 NVIDIA CORP	半導体・半導体製造装置	アメリカ	4.1%
4 カナダドル	3.4%	4 AMAZON.COM INC	一般消費財・サービス流通・小売り	アメリカ	2.7%
5 スイスフラン	2.7%	5 META PLATFORMS INC-CLASS A	メディア・娯楽	アメリカ	1.8%
6 オーストラリアドル	1.8%	6 ALPHABET INC-CL A	メディア・娯楽	アメリカ	1.7%
7 スウェーデンクローネ	0.8%	7 BROADCOM INC	半導体・半導体製造装置	アメリカ	1.3%
8 デンマーククローネ	0.6%	8 TESLA INC	自動車・自動車部品	アメリカ	1.3%
9 香港ドル	0.5%	9 ELI LILLY & CO	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	アメリカ	1.1%
10 シンガポールドル	0.4%	10 BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	金融サービス	アメリカ	1.1%

その他資産の状況	比率
株価指数先物取引 (買建)	1.8%

- 各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
- 外国株式の業種は、GICS(世界産業分類基準)によるもの。Global Industry Classification Standard ("GICS")は、MSCI Inc.とS&Pが開発した業種分類です。GICSに関する知的財産所有権はMSCI Inc.およびS&Pに帰属します。
- 「国・地域」は原則、発行通貨ベースで分類しています。(ただし、発行通貨がユーロの場合は発行地)

■年間収益率の推移



- 収益率は基準価額で計算
- 2017年は2月27日(設定日)から年末までの、2025年は年初から4月30日までの収益率を表示
- 2016年以前はベンチマークの年間収益率を表示

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
ベンチマークはあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

①申込みの受付

原則として、いつでも申込みができます。

ただし、以下の日は申込みができません。

ニューヨーク証券取引所の休業日

ロンドン証券取引所の休業日

取得申込者の受益権は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

②申込単位

販売会社が定める単位

確定拠出年金制度を利用する場合の取得申込みについては、1円以上1円単位

③申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額

④申込価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

⑤申込単位・申込価額の照会方法

申込単位および申込価額は、販売会社にてご確認いただけます。

また、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

なお、申込価額は委託会社のホームページでもご覧いただけます。

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

eMAXIS専用サイト <https://emaxis.am.mufg.jp/>

⑥申込手数料

ありません。

⑦申込方法

取得申込者は、販売会社取引口座を開設のうえ、申込みを行うものとします。

取得申込者は、申込金額を販売会社が定める日までに支払うものとします。

なお、申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があります。申込みコースの取扱い販売会社により異なる場合があります。

⑧申込受付時間

取得の申込みは、申込期間において、原則として販売会社の営業日の午後3時30分までに、販売会社所定の方法で行われます。取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての申込みに関しては販売会社にご確認ください。なお、販売会社によっては、上記より早い時刻に取得申込みを締め切ることとしている場合があります。詳しくは販売会社にご確認ください。

確定拠出年金制度を利用する場合の取得申込みについては上記と異なる取扱いをしている場合があります。

⑨取得申込みの受付の中止および取消し

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことがあります。

また、信託金の限度額に達しない場合でも、当ファンドの運用規模・運用効率等を勘案し、市況動向や資金流入の動向等に応じて、取得申込みの受付を中止することがあります。

※申込（販売）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

2【換金（解約）手続等】

①解約の受付

原則として、いつでも解約の請求ができます。

ただし、以下の日は解約の請求できません。

ニューヨーク証券取引所の休業日

ロンドン証券取引所の休業日

受益者の解約請求に係る受益権の口数の減少は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

②解約単位

販売会社が定める単位

確定拠出年金制度を利用する場合の解約請求については、1口単位

③解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額

④信託財産留保額

ありません。

⑤解約価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

⑥解約価額の照会方法

解約価額は、販売会社にてご確認ください。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

eMAXIS専用サイト <https://emaxis.am.mufg.jp/>

⑦支払開始日

解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して5営業日目から販売会社において支払います。

⑧解約請求受付時間

解約の請求は、原則として販売会社の営業日の午後3時30分までに、販売会社所定の方法で行われます。解約請求が行われ、かつ当該換金請求に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての請求に関しては販売会社にご確認ください。なお、販売会社によっては、上記より早い時刻に解約請求を締め切ることとしている場合があります。詳しくは販売会社にご確認ください。

確定拠出年金制度を利用する場合の解約請求については上記と異なる取扱いをしている場合があります。

⑨解約請求受付の中止および取消し

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた解約請求を取り消すことがあります。その場合には、受益者は、当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとします。

また、市況動向等により、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

※換金（解約）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

①基準価額の算出方法

基準価額＝信託財産の純資産総額÷受益権総口数

なお、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

（資産の評価方法）

・株式／上場投資信託証券／不動産投資信託証券

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場（外国で取引されているものについては、原則として、金融商品取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場）で評価します。

・転換社債／転換社債型新株予約権付社債

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額（外国で取引されているものについては、原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額）で評価します。

・公社債等

原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額で評価します。

残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法による評価を適用することができます。

・マザーファンド

計算日における基準価額で評価します。

・投資信託証券（上場投資信託証券／不動産投資信託証券を除く。）

原則として、計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

・外貨建資産

原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円換算します。

・外国為替予約取引

原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。

・市場デリバティブ取引

原則として、金融商品取引所が発表する計算日の清算値段等で評価します。

②基準価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

③基準価額の照会方法

基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

(受付時間：営業日の9:00～17:00)

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

eMAXIS専用サイト <https://emaxis.am.mufg.jp/>

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

無期限(2017年2月27日設定)

ただし、後記「ファンドの償還条件等」の規定によりファンドを償還させることがあります。

(4)【計算期間】

毎年4月26日から翌年4月25日まで

ただし、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日の場合、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

なお、最終計算期間の終了日は、ファンドの信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

①ファンドの償還条件等

委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。(任意償還)

- ・受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合
- ・信託期間中において、ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき、対象インデックスが改廃されたときまたはやむを得ない事情が発生したとき

このほか、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託会社の登録取消・解散・業務廃止のときは、原則として、ファンドを償還させます。

委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。

②信託約款の変更等

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたは受託会社を同一とする他ファンドとの併合を行うことができます。委託会社は、変更または併合しようとするときは、あらかじめその旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記の手続きにしたがいます。

③ファンドの償還等に関する開示方法

委託会社は、ファンドの任意償還(信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたとき、また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、書面決議の手続を行うことが困難な場合を除きます。)、信託約款の変更または併合

(変更にあつては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款変更等」といいます。)をしようとする場合には、書面による決議(「書面決議」といいます。)を行いま

す。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに任意償還等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、受益者に対し書面をもって書面決議の通知を発します。受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、受益者が議決権を行行使しないときは書面決議について賛成するものとみなします。書面決議は、議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上をもって行います。書面決議の効力は、ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。

併合に係るいずれかのファンドにおいて、書面決議が否決された場合、併合を行うことはできません。

④反対受益者の受益権買取請求の不適用

委託会社がファンドの任意償還、重大な約款変更等を行う場合、書面決議において反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。この規定は、受益者が自己に帰属する受益権についてその全部または一部の償還を請求したときに、委託会社が信託約款の規定に基づいて信託契約の一部解約をすることにより当該請求に応じることとする場合には適用しません。

⑤関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結された「投資信託受益権の取扱に関する契約」の契約期間は、契約締結日から1年とします。ただし双方から契約満了日の3ヵ月前までに別段の意思表示のないときは、さらに1年間延長するものとし、その後も同様とします。

⑥運用報告書

委託会社は、毎計算期間の末日および償還時に、交付運用報告書を作成し、原則として受益者に交付します。なお、信託約款の内容に委託会社が重要と判断した変更、ファンドの任意償還等があった場合は、その内容を交付運用報告書に記載します。

⑦委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

⑧受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドを償還させます。

⑨信託事務の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について再信託受託会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

⑩公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am.mufg.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。

(1) 収益分配金に対する受領権

受益者は、収益分配金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

①分配金受取コース（一般コース）

収益分配金は、税金を差引いた後、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

②分配金再投資コース（累積投資コース）

収益分配金は、税金を差引いた後、「累積投資契約」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。

(2) 償還金に対する受領権

受益者は、償還金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(3) 換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、換金（解約）請求する権利を有します。

くわしくは「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」を参照してください。

第3【ファンドの経理状況】

- 1 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）ならびに同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2 当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、当期（2024 年 4 月 26 日から 2025 年 4 月 25 日まで）の財務諸表について、PwC Japan 有限責任監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2025年7月2日

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan 有限責任監査法人

東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 久保 直毅
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 西郷 篤
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているeMAXIS Slim 先進国株式インデックスの2024年4月26日から2025年4月25日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、eMAXIS Slim 先進国株式インデックスの2025年4月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の

意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱UFJアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

1 【財務諸表】

【eMAXIS Slim 先進国株式インデックス】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第7期 [2024年 4月 25日現在]	第8期 [2025年 4月 25日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	879,415,684	1,232,432,155
親投資信託受益証券	703,152,716,872	800,686,980,246
未収利息	1,547	15,644
流動資産合計	704,032,134,103	801,919,428,045
資産合計	704,032,134,103	801,919,428,045
負債の部		
流動負債		
未払解約金	512,054,254	755,588,697
未払受託者報酬	67,784,771	93,109,735
未払委託者報酬	237,987,793	328,650,900
その他未払費用	4,400,000	4,400,000
流動負債合計	822,226,818	1,181,749,332
負債合計	822,226,818	1,181,749,332
純資産の部		
元本等		
元本	241,999,925,509	272,003,295,111
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	461,209,981,776	528,734,383,602
（分配準備積立金）	258,602,953,165	245,804,969,993
元本等合計	703,209,907,285	800,737,678,713
純資産合計	703,209,907,285	800,737,678,713
負債純資産合計	704,032,134,103	801,919,428,045

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第7期 自 2023年 4月 26日 至 2024年 4月 25日	第8期 自 2024年 4月 26日 至 2025年 4月 25日
営業収益		
受取利息	62,459	2,153,389
有価証券売買等損益	182,648,403,960	4,392,827,880
営業収益合計	182,648,466,419	4,394,981,269
営業費用		
支払利息	200,678	-
受託者報酬	122,884,471	176,975,702
委託者報酬	430,806,059	624,188,398

その他費用	8, 800, 000	8, 800, 000
営業費用合計	562, 691, 208	809, 964, 100
営業利益又は営業損失（△）	182, 085, 775, 211	3, 585, 017, 169
経常利益又は経常損失（△）	182, 085, 775, 211	3, 585, 017, 169
当期純利益又は当期純損失（△）	182, 085, 775, 211	3, 585, 017, 169
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	10, 547, 970, 036	6, 035, 878, 990
期首剰余金又は期首欠損金（△）	227, 933, 586, 396	461, 209, 981, 776
剰余金増加額又は欠損金減少額	93, 655, 700, 376	121, 174, 328, 495
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	93, 655, 700, 376	121, 174, 328, 495
剰余金減少額又は欠損金増加額	31, 917, 110, 171	51, 199, 064, 848
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	31, 917, 110, 171	51, 199, 064, 848
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	461, 209, 981, 776	528, 734, 383, 602

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
--------------------	---

（重要な会計上の見積りに関する注記）

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

	第 7 期 [2024 年 4 月 25 日現在]	第 8 期 [2025 年 4 月 25 日現在]
1. 期首元本額	207, 184, 871, 715 円	241, 999, 925, 509 円
期中追加設定元本額	62, 848, 017, 208 円	56, 552, 493, 519 円
期中一部解約元本額	28, 032, 963, 414 円	26, 549, 123, 917 円
2. 受益権の総数	241, 999, 925, 509 口	272, 003, 295, 111 口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第 7 期 自 2023 年 4 月 26 日 至 2024 年 4 月 25 日			第 8 期 自 2024 年 4 月 26 日 至 2025 年 4 月 25 日		
1. 分配金の計算過程			1. 分配金の計算過程		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	10, 286, 608, 577 円	費用控除後の配当等収益額	A	12, 456, 048, 531 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	161, 251, 196, 598 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	202, 607, 028, 611 円	収益調整金額	C	282, 929, 413, 609 円
分配準備積立金額	D	87, 065, 147, 990 円	分配準備積立金額	D	233, 348, 921, 462 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	461, 209, 981, 776 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	528, 734, 383, 602 円
当ファンドの期末残存口数	F	241, 999, 925, 509 口	当ファンドの期末残存口数	F	272, 003, 295, 111 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10, 000	19, 058 円	1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10, 000	19, 438 円
1 万口当たり分配金額	H	—円	1 万口当たり分配金額	H	—円
収益分配金金額	I=F*H/10, 000	—円	収益分配金金額	I=F*H/10, 000	—円

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区分	第7期 自 2023 年 4 月 26 日 至 2024 年 4 月 25 日	第8期 自 2024 年 4 月 26 日 至 2025 年 4 月 25 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和 26 年法律第 198 号) 第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果はリスク管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同左

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	第7期 [2024 年 4 月 25 日現在]	第8期 [2025 年 4 月 25 日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記) に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第7期 [2024 年 4 月 25 日現在]	第8期 [2025 年 4 月 25 日現在]
	当計算期間の損益に含まれた評価差額	当計算期間の損益に含まれた評価差額

	(円)	(円)
親投資信託受益証券	182,319,316,515	4,204,848,735
合計	182,319,316,515	4,204,848,735

（デリバティブ取引に関する注記）
取引の時価等に関する事項
該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）
該当事項はありません。

（１口当たり情報）

	第 7 期 [2024 年 4 月 25 日現在]	第 8 期 [2025 年 4 月 25 日現在]
1 口当たり純資産額	2.9058 円	2.9439 円
(1 万口当たり純資産額)	(29,058 円)	(29,439 円)

（４）【附属明細表】

第 1 有価証券明細表
(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
親投資信託受益証券	外国株式インデックスマザーファンド	115,647,718,675	800,686,980,246	
合計		115,647,718,675	800,686,980,246	

第 2 信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第 3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

（参考）
当ファンドの主要投資対象の状況は以下の通りです。
なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

外国株式インデックスマザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

[2025 年 4 月 25 日現在]

資産の部	
流動資産	
預金	58,952,126,355
コール・ローン	2,925,641,436
株式	7,189,496,707,093
投資証券	135,671,191,959
派生商品評価勘定	4,279,960,285
未収入金	2,986,141
未収配当金	7,500,977,834
未収利息	37,138
差入委託証拠金	50,895,847,274
流動資産合計	7,449,725,475,515
資産合計	7,449,725,475,515
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	129,594
未払金	21,770,557,840
未払解約金	287,264,542
流動負債合計	22,057,951,976
負債合計	22,057,951,976
純資産の部	
元本等	
元本	1,072,815,096,401
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	6,354,852,427,138
元本等合計	7,427,667,523,539
純資産合計	7,427,667,523,539
負債純資産合計	7,449,725,475,515

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式は時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における終値で評価しております。 投資証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における終値で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引は金融商品取引所等における清算値段で評価しております。 為替予約取引は原則としてわが国における対顧客先物相場の仲値で評価しております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条にしたがって処理しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

	[2025 年 4 月 25 日現在]
--	---------------------

1. 期首	2024 年 4 月 26 日
期首元本額	754, 662, 527, 749 円
期中追加設定元本額	395, 328, 698, 507 円
期中一部解約元本額	77, 176, 129, 855 円
元本の内訳※	
三菱UFJ ライフセレクトファンド（安定型）	165, 798, 212 円
三菱UFJ ライフセレクトファンド（安定成長型）	904, 878, 129 円
三菱UFJ ライフセレクトファンド（成長型）	934, 653, 060 円
MAXIS 海外株式（MSCIコクサイ）上場投信	3, 594, 223, 207 円
MAXIS 全世界株式（オール・カントリー）上場投信	7, 292, 355, 839 円
三菱UFJ プライムバランス（安定型）（確定拠出年金）	1, 197, 996, 642 円
三菱UFJ プライムバランス（安定成長型）（確定拠出年金）	7, 751, 302, 733 円
三菱UFJ プライムバランス（成長型）（確定拠出年金）	9, 677, 530, 768 円
三菱UFJ 6資産バランスファンド（2ヵ月分配型）	37, 773, 683 円
三菱UFJ 6資産バランスファンド（成長型）	107, 228, 594 円
ファンド・マネジャー（海外株式）	287, 856 円
eMAXIS 先進国株式インデックス	14, 333, 723, 475 円
eMAXIS バランス（8資産均等型）	935, 318, 645 円
eMAXIS バランス（波乗り型）	27, 699, 047 円
三菱UFJ プライムバランス（8資産）（確定拠出年金）	1, 733, 305, 369 円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2030（確定拠出年金）	185, 965, 995 円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2040（確定拠出年金）	306, 525, 640 円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2050（確定拠出年金）	305, 451, 944 円
eMAXIS Slim 先進国株式インデックス	115, 647, 718, 675 円
海外株式セレクション（ラップ向け）	2, 512, 446, 679 円
eMAXIS Slim バランス（8資産均等型）	5, 856, 705, 923 円
つみたて先進国株式	45, 656, 197, 831 円
つみたて8資産均等バランス	3, 044, 599, 106 円
つみたて4資産均等バランス	1, 286, 238, 236 円
eMAXIS マイマネージャー 1970s	2, 246, 086 円
eMAXIS マイマネージャー 1980s	3, 904, 334 円
eMAXIS マイマネージャー 1990s	7, 364, 479 円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2035（確定拠出年金）	182, 443, 556 円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2045（確定拠出年金）	254, 181, 865 円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2055（確定拠出年金）	195, 192, 441 円
三菱UFJ DC年金バランス（株式15）	74, 878, 912 円
三菱UFJ DC年金バランス（株式40）	554, 976, 792 円
三菱UFJ DC年金バランス（株式65）	1, 686, 916, 025 円
eMAXIS Slim 全世界株式（除く日本）	78, 481, 317, 968 円
eMAXIS Slim 全世界株式（3地域均等型）	1, 013, 340, 862 円
三菱UFJ DC年金インデックス（先進国株式）	5, 673, 801, 765 円
eMAXIS Slim 全世界株式（オール・カントリー）	649, 425, 340, 843 円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2060（確定拠出年金）	185, 242, 299 円
三菱UFJ DC年金バランス（株式25）	41, 857, 780 円
つみたて全世界株式	8, 702, 401, 662 円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2065（確定拠出年金）	99, 800, 194 円
ラップ向けインデックスf 先進国株式	2, 852, 765, 582 円

三菱UFJ DC年金バランス (株式80)	79,125,858 円
ダイナミックアロケーションファンド (ラップ向け)	578,530,610 円
ラップ向けダイナミックアロケーションファンド	22,945,493 円
ラップ向けアクティブアロケーションファンド	7,039,818 円
アクティブアロケーションファンド (ラップ向け)	66,492,881 円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2070 (確定拠出年金)	7,366,753 円
eMAXIS/PayPay証券 全世界バランス	29,715,878 円
eMAXIS Slim 先進国株式 (含む日本) <オール先進国>	414,224,453 円
三菱UFJ DC海外株式インデックスファンド	33,097,414,776 円
eMAXIS 全世界株式インデックス	7,791,710,270 円
eMAXIS バランス (4資産均等型)	475,844,773 円
eMAXIS 最適化バランス (マイゴールキーパー)	91,398,029 円
eMAXIS 最適化バランス (マイディフェンダー)	133,779,733 円
eMAXIS 最適化バランス (マイミッドフィルダー)	636,265,634 円
eMAXIS 最適化バランス (マイフォワード)	527,769,786 円
eMAXIS 最適化バランス (マイストライカー)	1,151,283,539 円
三菱UFJ 外国株式ファンドVA (適格機関投資家限定)	804,218,433 円
三菱UFJ バランスファンド45VA (適格機関投資家限定)	3,898,814 円
三菱UFJ バランスファンド40VA (適格機関投資家限定)	2,435,040,483 円
三菱UFJ バランスファンドVA 20型 (適格機関投資家限定)	23,750,499 円
三菱UFJ バランスファンドVA 40型 (適格機関投資家限定)	513,860,664 円
MUAM 外国株式インデックスファンド (適格機関投資家限定)	7,932,423,653 円
三菱UFJ バランスファンドVA 30型 (適格機関投資家限定)	56,995 円
三菱UFJ バランスファンド50VA (適格機関投資家限定)	400,228,780 円
MUAM 全世界株式インデックスファンド (適格機関投資家限定)	3,904,194,168 円
MUKAM スマート・クオリティ・セレクション (適格機関投資家転売制限付)	162,523,409 円
世界8資産バランスファンドVL (適格機関投資家限定)	65,836,292 円
MUKAM 外国株式インデックスファンド2 (適格機関投資家限定)	4,617,163,730 円
MUKAM スマート・クオリティ・セレクション2 (適格機関投資家限定)	155,925,554 円
マルチアセット運用戦略ファンド (適格機関投資家限定)	95,370 円
海外株式インデックスファンドS	15,424,185,749 円
外国株式インデックスオープンV (適格機関投資家限定)	882,424,534 円
全世界株式インデックスファンドV (適格機関投資家限定)	526,401,860 円
グローバルバランスオープンV (適格機関投資家限定)	9,799,749 円
全世界株式 (除く日本) インデックスファンドV (適格機関投資家限定)	261,747,817 円
MUAM グローバルバランス (退職給付信託向け) (適格機関投資家限定)	4,776,531,798 円
パッシブバランスファンド (2%コース) (適格機関投資家転売制限付)	109,983 円
パッシブバランスファンド (5%コース) (適格機関投資家転売制限付)	396,482 円
三菱UFJ 外国株式インデックスファンド	3,018,493,134 円
インデックス・ライフ・バランスファンド (安定型) VA	604,284 円
インデックス・ライフ・バランスファンド (安定成長型) VA	1,478,495 円
インデックス・ライフ・バランスファンド (成長型) VA	393,629 円
インデックス・ライフ・バランスファンド (積極型) VA	1,666,380 円

三菱ＵＦＪ 外国株式インデックスファンドＶＡ	17,987,878 円
三菱ＵＦＪ バランスＶＡ３０Ｄ（適格機関投資家限定）	668,176 円
三菱ＵＦＪ バランスＶＡ６０Ｄ（適格機関投資家限定）	5,741,785 円
三菱ＵＦＪ バランスＶＡ３０Ｇ（適格機関投資家限定）	479,456 円
三菱ＵＦＪ バランスＶＡ６０Ｇ（適格機関投資家限定）	5,297,819 円
三菱ＵＦＪ <ＤＣ>外国株式インデックスファンド	7,732,907,650 円
三菱ＵＦＪ <ＤＣ>インデックス・ライフ・バランス ファンド（安定型）	71,288,332 円
三菱ＵＦＪ <ＤＣ>インデックス・ライフ・バランス ファンド（安定成長型）	307,483,692 円
三菱ＵＦＪ <ＤＣ>インデックス・ライフ・バランス ファンド（成長型）	338,054,284 円
三菱ＵＦＪ <ＤＣ>インデックス・ライフ・バランス ファンド（積極型）	366,929,574 円
合計	1,072,815,096,401 円
2. 受益権の総数	1,072,815,096,401 口

※当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

1 金融商品の状況に関する事項

区分	自 2024 年 4 月 26 日 至 2025 年 4 月 25 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和 26 年法律第 198 号）第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、株式に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク、為替リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、投資証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク、為替リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、運用の効率化を図るために、株価指数先物取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、価格変動リスク等の市場リスクおよび信用リスク等を有しております。 当ファンドは、外貨の決済のために為替予約取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動による市場リスクおよび信用リスク等を有しておりますが、ごく短期間で実際に外貨の受渡を伴うことから、為替相場の変動によるリスクは限定的であります。 また、デリバティブ取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果はリスク管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	[2025 年 4 月 25 日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。
2. 時価の算定方法	（１）有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 （２）デリバティブ取引 デリバティブ取引は、（デリバティブ取引に関する注記）に記載しております。 （３）上記以外の金融商品

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
----------------------------	---

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	[2025 年 4 月 25 日現在]
	当期間の損益に含まれた評価差額（円）
株式	152,066,391,250
投資証券	4,200,105,858
合計	156,266,497,108

（注）当期間の開始日は、当該親投資信託の期首日であります。

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

株式関連

[2025 年 4 月 25 日現在]

区分	種類	契約額等（円）	うち1年超	時価（円）	評価損益（円）
市場取引	株価指数先物取引				
	買建	99,969,406,349	—	104,238,995,936	4,269,589,587
合計		99,969,406,349	—	104,238,995,936	4,269,589,587

（注）時価の算定方法

- 1 先物取引の時価については、以下のように評価しております。
原則として、直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または終値で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、最も近い終値や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。
 - 2 先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
 - 3 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。
- ※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

通貨関連

[2025 年 4 月 25 日現在]

区分	種類	契約額等（円）	うち1年超	時価（円）	評価損益（円）
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建				
	アメリカドル	3,799,595,154	—	3,800,864,019	1,268,865
	カナダドル	244,969,620	—	245,148,352	178,732
	オーストラリアドル	716,677,137	—	722,214,429	5,537,292
	イギリスポンド	327,311,915	—	327,931,264	619,349
	香港ドル	59,286,611	—	59,319,289	32,678
	シンガポールド	40,498,546	—	40,549,453	50,907

ル				
ニュージーランドドル	44,024,043	—	44,358,463	334,420
スウェーデンクローネ	226,621,972	—	227,500,308	878,336
ノルウェークローネ	140,303,231	—	141,647,799	1,344,568
デンマーククローネ	38,264,803	—	38,260,760	△4,043
合計	5,637,553,032	—	5,647,794,136	10,241,104

(注) 時価の算定方法

1 対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は、当該対顧客先物相場の仲値で評価しております。

②当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

(イ) 当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

(ロ) 当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2 対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	[2025年4月25日現在]
1口当たり純資産額	6.9235円
(1万口当たり純資産額)	(69,235円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

(単位：円)

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
アメリカドル	BAKER HUGHES CO	775,967	36.38	28,229,679.46	
	CHENIERE ENERGY INC	180,005	232.27	41,809,761.35	
	CHEVRON CORP	1,371,762	139.07	190,770,941.34	
	CONOCOPHILLIPS	1,043,523	91.80	95,795,411.40	
	COTERRA ENERGY INC	571,320	25.46	14,545,807.20	
	DEVON ENERGY CORP	524,302	31.47	16,499,783.94	
	DIAMONDBACK ENERGY INC	152,214	136.16	20,725,458.24	
	EOG RESOURCES INC	443,811	113.46	50,354,796.06	

EQT CORP	451,292	48.82	22,032,075.44
EXPAND ENERGY CORP	170,717	104.40	17,822,854.80
EXXON MOBIL CORP	3,531,555	108.63	383,632,819.65
HALLIBURTON CO	728,443	21.21	15,450,276.03
HESS CORP	218,022	132.38	28,861,752.36
KINDER MORGAN INC	1,615,365	26.87	43,404,857.55
MARATHON PETROLEUM CORP	255,248	137.54	35,106,809.92
OCCIDENTAL PETROLEUM CORP	580,723	40.37	23,443,787.51
ONEOK INC	494,696	86.28	42,682,370.88
OVINTIV INC	204,912	34.53	7,075,611.36
PHILLIPS 66	327,956	104.69	34,333,713.64
SCHLUMBERGER LTD	1,120,852	34.93	39,151,360.36
TARGA RESOURCES CORP	168,312	177.00	29,791,224.00
TEXAS PACIFIC LAND CORP	15,704	1,335.79	20,977,246.16
VALERO ENERGY CORP	258,168	113.36	29,265,924.48
WILLIAMS COS INC	982,373	59.61	58,559,254.53
AIR PRODUCTS & CHEMICALS INC	175,942	268.85	47,302,006.70
ALBEMARLE CORP	102,802	58.17	5,979,992.34
AMCOR PLC	1,187,330	9.66	11,469,607.80
AVERY DENNISON CORP	66,368	173.62	11,522,812.16
BALL CORP	246,261	50.52	12,441,105.72
CF INDUSTRIES HOLDINGS INC	148,458	77.30	11,475,803.40
CORTEVA INC	558,507	61.71	34,465,466.97
CRH PLC	549,476	91.35	50,194,632.60
CROWN HOLDINGS INC	100,056	89.50	8,955,012.00
DOW INC	545,995	29.76	16,248,811.20
DUPONT DE NEMOURS INC	336,948	66.05	22,255,415.40
EASTMAN CHEMICAL CO	103,321	80.82	8,350,403.22
ECOLAB INC	205,469	239.67	49,244,755.23
FREEMONT-MCMORAN INC	1,150,240	37.63	43,283,531.20
INTERNATIONAL PAPER CO	398,612	47.63	18,985,889.56
INTL FLAVORS & FRAGRANCES	211,539	76.64	16,212,348.96
LINDE PLC	382,757	449.53	172,060,754.21
LYONDELLBASELL INDU-CL A	202,925	59.25	12,023,306.25
MARTIN MARIETTA MATERIALS	49,384	509.25	25,148,802.00
NEWMONT CORP	913,482	55.70	50,880,947.40

NUCOR CORP	192,789	115.29	22,226,643.81
PACKAGING CORP OF AMERICA	69,109	188.71	13,041,559.39
PPG INDUSTRIES INC	180,283	104.13	18,772,868.79
RELIANCE INC	40,850	285.16	11,648,786.00
RPM INTERNATIONAL INC	105,040	105.55	11,086,972.00
SHERWIN-WILLIAMS CO/THE	193,103	334.44	64,581,367.32
SMURFIT WESTROCK PLC	414,564	42.45	17,598,241.80
STEEL DYNAMICS INC	115,651	127.38	14,731,624.38
VULCAN MATERIALS CO	107,595	249.51	26,846,028.45
WESTLAKE CORP	25,469	94.75	2,413,187.75
3M CO	439,187	138.88	60,994,290.56
AECOM	113,067	97.65	11,040,992.55
AERCAP HOLDINGS NV	160,429	102.17	16,391,030.93
ALLEGION PLC	65,414	139.51	9,125,907.14
AMETEK INC	188,445	167.24	31,515,541.80
AXON ENTERPRISE INC	58,717	590.67	34,682,370.39
BOEING CO/THE	596,730	176.26	105,179,629.80
BUILDERS FIRSTSOURCE INC	87,516	120.91	10,581,559.56
CARLISLE COS INC	38,001	381.39	14,493,201.39
CARRIER GLOBAL CORP	647,927	60.31	39,076,477.37
CATERPILLAR INC	389,107	306.86	119,401,374.02
CNH INDUSTRIAL NV	647,350	11.80	7,638,730.00
CUMMINS INC	111,687	293.96	32,831,510.52
DEERE & CO	208,370	464.51	96,789,948.70
DOVER CORP	111,320	169.72	18,893,230.40
EATON CORP PLC	315,968	287.02	90,689,135.36
EMCOR GROUP INC	37,962	400.62	15,208,336.44
EMERSON ELECTRIC CO	455,068	105.05	47,804,893.40
FASTENAL CO	454,258	82.10	37,294,581.80
FERGUSON ENTERPRISES INC	156,865	169.52	26,591,754.80
FORTIVE CORP	284,094	68.92	19,579,758.48
FORTUNE BRANDS INNOVATIONS I	96,302	54.09	5,208,975.18
GE AEROSPACE	870,832	197.41	171,910,945.12
GE VERNOVA INC	222,207	360.49	80,103,401.43
GENERAL DYNAMICS CORP	186,065	271.71	50,555,721.15
GRACO INC	133,251	80.50	10,726,705.50

HEICO CORP	32,435	247.21	8,018,256.35
HEICO CORP-CLASS A	66,269	198.86	13,178,253.34
HONEYWELL INTERNATIONAL INC	523,671	200.74	105,121,716.54
HOWMET AEROSPACE INC	304,653	133.49	40,668,128.97
HUBBELL INC	41,428	360.28	14,925,679.84
IDEX CORP	60,433	173.79	10,502,651.07
ILLINOIS TOOL WORKS	239,678	242.07	58,018,853.46
INGERSOLL-RAND INC	331,103	75.74	25,077,741.22
JARDINE MATHESON HLDGS LTD	121,800	41.98	5,113,164.00
JOHNSON CONTROLS INTERNATIONAL	535,942	80.36	43,068,299.12
L3HARRIS TECHNOLOGIES INC	153,586	216.27	33,216,044.22
LENNOX INTERNATIONAL INC	26,729	524.05	14,007,332.45
LOCKHEED MARTIN CORP	172,141	466.81	80,357,140.21
MASCO CORP	167,333	60.30	10,090,179.90
NORDSON CORP	47,183	189.45	8,938,819.35
NORTHROP GRUMMAN CORP	110,770	463.07	51,294,263.90
OTIS WORLDWIDE CORP	315,106	92.74	29,222,930.44
OWENS CORNING	67,566	143.96	9,726,801.36
PACCAR INC	425,895	92.68	39,471,948.60
PARKER HANNIFIN CORP	103,421	596.81	61,722,687.01
PENTAIR PLC	129,028	90.18	11,635,745.04
QUANTA SERVICES INC	120,171	282.12	33,902,642.52
ROCKWELL AUTOMATION INC	92,185	248.54	22,911,659.90
RTX CORP	1,071,619	121.97	130,705,369.43
SMITH (A. O.) CORP	87,472	65.30	5,711,921.60
SNAP-ON INC	40,955	310.74	12,726,356.70
STANLEY BLACK & DECKER INC	119,987	61.92	7,429,595.04
TEXTRON INC	142,396	67.93	9,672,960.28
TRANE TECHNOLOGIES PLC	178,847	343.04	61,351,674.88
TRANSDIGM GROUP INC	45,495	1,368.02	62,238,069.90
UNITED RENTALS INC	53,369	647.36	34,548,955.84
VERTIV HOLDINGS CO-A	287,475	83.88	24,113,403.00
WABTEC CORP	140,671	185.38	26,077,589.98
WATSCO INC	28,556	453.09	12,938,438.04
WW GRAINGER INC	35,438	1,019.15	36,116,637.70
XYLEM INC	195,081	115.61	22,553,314.41

AUTOMATIC DATA PROCESSING	328,229	294.55	96,679,851.95
BOOZ ALLEN HAMILTON HOLDINGS	97,411	119.33	11,624,054.63
BROADRIDGE FINANCIAL SOLUTIONS	92,576	238.13	22,045,122.88
CINTAS CORP	293,658	209.75	61,594,765.50
COPART INC	700,886	61.97	43,433,905.42
DAYFORCE INC	115,759	57.27	6,629,517.93
EQUIFAX INC	98,085	257.20	25,227,462.00
JACOBS SOLUTIONS INC	96,721	122.33	11,831,879.93
LEIDOS HOLDINGS INC	103,973	145.56	15,134,309.88
PAYCHEX INC	262,727	144.21	37,887,860.67
PAYCOM SOFTWARE INC	44,847	225.86	10,129,143.42
REPUBLIC SERVICES INC	173,651	240.76	41,808,214.76
ROLLINS INC	242,600	55.47	13,457,022.00
SS&C TECHNOLOGIES HOLDINGS	174,575	77.43	13,517,342.25
TRANSUNION	162,197	82.47	13,376,386.59
VERALTO CORP	197,785	91.74	18,144,795.90
VERISK ANALYTICS INC	113,483	288.24	32,710,339.92
WASTE CONNECTIONS INC	207,699	196.72	40,858,547.28
WASTE MANAGEMENT INC	319,583	227.47	72,695,545.01
C.H. ROBINSON WORLDWIDE INC	97,271	92.03	8,951,850.13
CSX CORP	1,559,657	28.14	43,888,747.98
DELTA AIR LINES INC	119,512	42.02	5,021,894.24
EXPEDITORS INTL WASH INC	114,697	110.98	12,729,073.06
FEDEX CORP	185,105	215.69	39,925,297.45
GRAB HOLDINGS LTD - CL A	2,053,031	4.68	9,608,185.08
HUNT (JB) TRANSPORT SVCS INC	64,622	132.98	8,593,433.56
NORFOLK SOUTHERN CORP	180,821	226.68	40,988,504.28
OLD DOMINION FREIGHT LINE	154,535	158.90	24,555,611.50
SOUTHWEST AIRLINES CO	140,394	26.46	3,714,825.24
U-HAUL HOLDING CO-NON VOTING	79,520	54.99	4,372,804.80
UBER TECHNOLOGIES INC	1,524,376	78.10	119,053,765.60
UNION PACIFIC CORP	487,736	215.45	105,082,721.20
UNITED AIRLINES HOLDINGS INC	64,023	69.05	4,420,788.15
UNITED PARCEL SERVICE-CL B	586,077	98.92	57,974,736.84
APTIV PLC	195,147	55.06	10,744,793.82
FORD MOTOR CO	3,182,957	10.06	32,020,547.42

GENERAL MOTORS CO	878,678	46.88	41,192,424.64
RIVIAN AUTOMOTIVE INC-A	546,573	12.09	6,608,067.57
TESLA INC	2,322,831	259.51	602,797,872.81
DECKERS OUTDOOR CORP	122,709	110.65	13,577,750.85
DR HORTON INC	234,665	126.04	29,577,176.60
GARMIN LTD	123,973	199.11	24,684,264.03
LENNAR CORP-A	192,078	109.22	20,978,759.16
LULULEMON ATHLETICA INC	89,951	270.64	24,344,338.64
NIKE INC -CL B	954,567	58.48	55,823,078.16
NVR INC	2,470	7,146.88	17,652,793.60
PULTEGROUP INC	170,146	102.85	17,499,516.10
AIRBNB INC-CLASS A	345,957	121.71	42,106,426.47
BOOKING HOLDINGS INC	26,654	4,827.97	128,684,712.38
CARNIVAL CORP	851,658	18.70	15,926,004.60
CHIPOTLE MEXICAN GRILL INC	1,100,127	49.54	54,500,291.58
DARDEN RESTAURANTS INC	94,626	200.44	18,966,835.44
DOMINO'S PIZZA INC	27,859	487.97	13,594,356.23
DOORDASH INC - A	283,137	187.22	53,008,909.14
DRAFTKINGS INC-CL A	349,669	34.18	11,951,686.42
EXPEDIA GROUP INC	94,464	159.55	15,071,731.20
FLUTTER ENTERTAINMENT PLC-DI	144,314	230.29	33,234,071.06
HILTON WORLDWIDE HOLDINGS IN	194,283	219.36	42,617,918.88
HYATT HOTELS CORP - CL A	37,789	112.85	4,264,488.65
LAS VEGAS SANDS CORP	282,503	36.61	10,342,434.83
MARRIOTT INTERNATIONAL -CL A	192,142	236.26	45,395,468.92
MCDONALD'S CORP	576,179	316.22	182,199,323.38
MGM RESORTS INTERNATIONAL	194,528	31.42	6,112,069.76
ROYAL CARIBBEAN CRUISES LTD	207,509	211.31	43,848,726.79
STARBUCKS CORP	902,381	83.86	75,673,670.66
WYNN RESORTS LTD	79,545	81.58	6,489,281.10
YUM! BRANDS INC	225,532	147.58	33,284,012.56
ALPHABET INC-CL A	5,648,823	159.28	899,744,527.44
ALPHABET INC-CL C	3,059,002	161.47	493,937,052.94
CHARTER COMMUNICATIONS INC-A	72,123	335.33	24,185,005.59
COMCAST CORP-CLASS A	3,075,912	33.19	102,089,519.28
ELECTRONIC ARTS INC	197,491	146.19	28,871,209.29

FOX CORP - CLASS A	151,749	49.02	7,438,735.98	
FOX CORP - CLASS B	145,210	45.74	6,641,905.40	
INTERPUBLIC GROUP OF COS INC	297,391	25.08	7,458,566.28	
LIBERTY MEDIA CORP-FORMULA-C	162,254	87.08	14,129,078.32	
LIVE NATION ENTERTAINMENT IN	132,391	132.72	17,570,933.52	
META PLATFORMS INC-CLASS A	1,752,708	533.15	934,456,270.20	
NETFLIX INC	343,605	1,096.87	376,890,016.35	
NEWS CORP - CLASS A	320,866	26.84	8,612,043.44	
OMNICOM GROUP	164,000	76.37	12,524,680.00	
PINTEREST INC- CLASS A	459,240	25.75	11,825,430.00	
REDDIT INC-CL A	50,395	112.25	5,656,838.75	
ROBLOX CORP -CLASS A	394,064	65.69	25,886,064.16	
ROKU INC	92,523	64.65	5,981,611.95	
SEA LTD-ADR	295,381	124.23	36,695,181.63	
SNAP INC - A	939,770	8.33	7,828,284.10	
SPOTIFY TECHNOLOGY SA	124,066	605.95	75,177,792.70	
TAKE-TWO INTERACTIVE SOFTWRE	142,197	222.69	31,665,849.93	
TRADE DESK INC/THE -CLASS A	369,431	53.27	19,679,589.37	
WALT DISNEY CO/THE	1,458,332	90.01	131,264,463.32	
WARNER BROS DISCOVERY INC	1,891,982	8.50	16,081,847.00	
AMAZON.COM INC	7,606,039	186.54	1,418,830,515.06	
AUTOZONE INC	13,317	3,609.65	48,069,709.05	
BEST BUY CO INC	154,226	66.00	10,178,916.00	
BURLINGTON STORES INC	52,338	220.99	11,566,174.62	
CARMAX INC	115,606	65.68	7,593,002.08	
CARVANA CO	91,689	235.02	21,548,748.78	
DICK'S SPORTING GOODS INC	48,864	189.51	9,260,216.64	
EBAY INC	385,054	67.20	25,875,628.80	
GENUINE PARTS CO	109,177	117.09	12,783,534.93	
GLOBAL-E ONLINE LTD	65,600	36.33	2,383,248.00	
HOME DEPOT INC	799,586	359.64	287,563,109.04	
LKQ CORP	210,323	37.26	7,836,634.98	
LOWE'S COS INC	455,880	222.05	101,228,154.00	
MERCADOLIBRE INC	36,742	2,204.81	81,009,129.02	
O'REILLY AUTOMOTIVE INC	45,975	1,352.17	62,166,015.75	
POOL CORP	32,144	288.70	9,279,972.80	

ROSS STORES INC	267,932	139.93	37,491,724.76
TJX COMPANIES INC	905,645	126.50	114,564,092.50
TRACTOR SUPPLY COMPANY	435,524	49.00	21,340,676.00
ULTA BEAUTY INC	35,928	385.93	13,865,693.04
WILLIAMS-SONOMA INC	94,945	151.40	14,374,673.00
ALBERTSONS COS INC - CLASS A	299,611	22.36	6,699,301.96
COSTCO WHOLESALE CORP	356,787	975.48	348,038,582.76
DOLLAR GENERAL CORP	176,793	93.81	16,584,951.33
DOLLAR TREE INC	170,788	81.23	13,873,109.24
KROGER CO	544,025	71.35	38,816,183.75
SYSCO CORP	391,929	72.54	28,430,529.66
TARGET CORP	371,365	95.31	35,394,798.15
WALGREENS BOOTS ALLIANCE INC	614,847	11.03	6,781,762.41
WALMART INC	3,552,882	95.84	340,508,210.88
ALTRIA GROUP INC	1,348,022	58.71	79,142,371.62
ARCHER-DANIELS-MIDLAND CO	390,034	48.78	19,025,858.52
BROWN-FORMAN CORP-CLASS B	165,297	34.61	5,720,929.17
BUNGE GLOBAL SA	110,253	80.80	8,908,442.40
COCA-COLA CO/THE	3,289,077	72.52	238,523,864.04
COCA-COLA EUROPACIFIC PARTNE	159,882	88.15	14,093,598.30
CONAGRA BRANDS INC	406,505	24.92	10,130,104.60
CONSTELLATION BRANDS INC-A	129,028	187.50	24,192,750.00
GENERAL MILLS INC	440,218	56.39	24,823,893.02
HERSHEY CO/THE	116,017	163.99	19,025,627.83
HORMEL FOODS CORP	223,446	30.19	6,745,834.74
JM SMUCKER CO/THE	90,103	115.69	10,424,016.07
KELLANOVA	222,888	82.77	18,448,439.76
KEURIG DR PEPPER INC	981,394	34.46	33,818,837.24
KRAFT HEINZ CO/THE	731,641	29.64	21,685,839.24
MCCORMICK & CO-NON VTG SHRS	194,935	75.01	14,622,074.35
MOLSON COORS BEVERAGE CO - B	139,179	58.35	8,121,094.65
MONDELEZ INTERNATIONAL INC-A	1,077,890	65.52	70,623,352.80
MONSTER BEVERAGE CORP	588,153	58.59	34,459,884.27
PEPSICO INC	1,104,139	135.31	149,401,048.09
PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	1,250,367	170.07	212,649,915.69
THE CAMPBELL'S COMPANY	146,183	36.72	5,367,839.76

TYSON FOODS INC-CL A	221,085	61.42	13,579,040.70
CHURCH & DWIGHT CO INC	196,647	100.21	19,705,995.87
CLOROX COMPANY	95,105	137.57	13,083,594.85
COLGATE-PALMOLIVE CO	627,375	92.70	58,157,662.50
ESTEE LAUDER COMPANIES-CL A	176,518	58.65	10,352,780.70
KENVUE INC	1,518,909	22.75	34,555,179.75
KIMBERLY-CLARK CORP	270,274	132.34	35,768,061.16
PROCTER & GAMBLE CO/THE	1,893,589	159.53	302,084,253.17
ABBOTT LABORATORIES	1,394,528	129.38	180,424,032.64
ALIGN TECHNOLOGY INC	59,342	184.27	10,934,950.34
BAXTER INTERNATIONAL INC	399,722	30.41	12,155,546.02
BECTON DICKINSON AND CO	234,266	204.45	47,895,683.70
BOSTON SCIENTIFIC CORP	1,186,066	101.14	119,958,715.24
CARDINAL HEALTH INC	190,013	135.84	25,811,365.92
CENCORA INC	139,604	282.39	39,422,773.56
CENTENE CORP	411,044	61.58	25,312,089.52
COOPER COS INC/THE	154,893	82.58	12,791,063.94
CVS HEALTH CORP	1,015,617	65.92	66,949,472.64
DAVITA INC	33,652	139.56	4,696,473.12
DEXCOM INC	317,898	70.78	22,500,820.44
EDWARDS LIFESCIENCES CORP	476,597	75.13	35,806,732.61
ELEVANCE HEALTH INC	187,527	428.79	80,409,702.33
GE HEALTHCARE TECHNOLOGY	371,612	67.08	24,927,732.96
HCA HEALTHCARE INC	152,742	341.41	52,147,646.22
HOLOGIC INC	187,487	58.29	10,928,617.23
HUMANA INC	95,341	267.83	25,535,180.03
IDEXX LABORATORIES INC	64,888	440.98	28,614,310.24
INSULET CORP	53,590	259.38	13,900,174.20
INTUITIVE SURGICAL INC	286,763	508.13	145,712,883.19
LABCORP HOLDINGS INC	69,220	228.58	15,822,307.60
MCKESSON CORP	102,327	688.43	70,444,976.61
MEDTRONIC PLC	1,033,022	84.30	87,083,754.60
MOLINA HEALTHCARE INC	44,362	313.81	13,921,239.22
QUEST DIAGNOSTICS INC	88,521	175.87	15,568,188.27
RESMED INC	117,629	236.10	27,772,206.90
SOLVENTUM CORP	107,974	67.53	7,291,484.22

STERIS PLC	80,395	226.35	18,197,408.25	
STRYKER CORP	273,694	361.05	98,817,218.70	
THE CIGNA GROUP	222,569	335.70	74,716,413.30	
UNITEDHEALTH GROUP INC	740,211	424.25	314,034,516.75	
UNIVERSAL HEALTH SERVICES-B	43,705	174.00	7,604,670.00	
VEEVA SYSTEMS INC-CLASS A	122,346	227.71	27,859,407.66	
ZIMMER BIOMET HOLDINGS INC	155,131	101.50	15,745,796.50	
ABBVIE INC	1,420,715	180.37	256,254,364.55	
AGILENT TECHNOLOGIES INC	232,700	107.02	24,903,554.00	
ALNYLAM PHARMACEUTICALS INC	101,881	242.61	24,717,349.41	
AMGEN INC	432,365	279.84	120,993,021.60	
AVANTOR INC	582,162	15.50	9,023,511.00	
BIO-RAD LABORATORIES-A	14,610	249.74	3,648,701.40	
BIO-TECHNE CORP	133,727	50.78	6,790,657.06	
BIOGEN INC	115,254	119.51	13,774,005.54	
BIOMARIN PHARMACEUTICAL INC	157,231	62.74	9,864,672.94	
BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	1,634,368	48.69	79,577,377.92	
DANAHER CORP	523,640	196.50	102,895,260.00	
ELI LILLY & CO	648,516	859.73	557,548,660.68	
EXACT SCIENCES CORP	134,961	45.60	6,154,221.60	
GILEAD SCIENCES INC	1,002,465	106.15	106,411,659.75	
ILLUMINA INC	119,153	77.61	9,247,464.33	
INCYTE CORP	139,709	58.97	8,238,639.73	
IQVIA HOLDINGS INC	142,605	150.68	21,487,721.40	
JOHNSON & JOHNSON	1,935,053	154.93	299,797,761.29	
MERCK & CO. INC.	2,035,738	79.84	162,533,321.92	
METTLER-TOLEDO INTERNATIONAL	16,328	1,075.00	17,552,600.00	
MODERNA INC	279,426	27.39	7,653,478.14	
NATERA INC	95,313	154.48	14,723,952.24	
NEUROCRINE BIOSCIENCES INC	87,804	105.76	9,286,151.04	
PFIZER INC	4,566,569	22.78	104,026,441.82	
REGENERON PHARMACEUTICALS	87,364	599.76	52,397,432.64	
REVVITY INC	94,024	95.13	8,944,503.12	
ROYALTY PHARMA PLC- CL A	302,749	32.03	9,697,050.47	
TEVA PHARMACEUTICAL-SP ADR	912,474	14.72	13,431,617.28	
THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	307,977	426.66	131,401,466.82	

UNITED THERAPEUTICS CORP	35,504	296.42	10,524,095.68
VERTEX PHARMACEUTICALS INC	204,921	492.47	100,917,444.87
VIATRIS INC	1,017,112	8.03	8,167,409.36
WATERS CORP	48,818	340.70	16,632,292.60
WEST PHARMACEUTICAL SERVICES	60,588	210.59	12,759,226.92
ZOETIS INC	360,029	152.30	54,832,416.70
BANK OF AMERICA CORP	5,513,651	39.58	218,230,306.58
CITIGROUP INC	1,526,657	68.16	104,056,941.12
CITIZENS FINANCIAL GROUP	348,561	37.44	13,050,123.84
FIFTH THIRD BANCORP	537,323	35.78	19,228,103.55
FIRST CITIZENS BCSHS -CL A	7,713	1,790.65	13,811,283.45
HUNTINGTON BANCSHARES INC	1,161,750	14.55	16,903,462.50
JPMORGAN CHASE & CO	2,263,530	244.64	553,749,979.20
KEYCORP	774,444	14.87	11,515,982.28
M & T BANK CORP	129,918	169.16	21,976,928.88
PNC FINANCIAL SERVICES GROUP	317,450	159.75	50,712,637.50
REGIONS FINANCIAL CORP	748,925	20.54	15,382,919.50
TRUIST FINANCIAL CORP	1,062,312	37.90	40,261,624.80
US BANCORP	1,266,992	40.05	50,743,029.60
WELLS FARGO & CO	2,646,727	69.56	184,106,330.12
ALLY FINANCIAL INC	203,615	33.19	6,757,981.85
AMERICAN EXPRESS CO	454,748	267.32	121,563,235.36
AMERIPRISE FINANCIAL INC	77,847	474.08	36,905,705.76
ANNALY CAPITAL MANAGEMENT IN	427,778	18.92	8,093,559.76
APOLLO GLOBAL MANAGEMENT INC	322,569	133.32	43,004,899.08
ARES MANAGEMENT CORP - A	152,244	152.97	23,288,764.68
BANK OF NEW YORK MELLON CORP	570,531	78.72	44,912,200.32
BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	1,069,391	531.64	568,531,031.24
BLACKROCK INC	118,414	916.26	108,498,011.64
BLACKSTONE INC	583,359	134.55	78,490,953.45
BLOCK INC	440,949	57.50	25,354,567.50
CAPITAL ONE FINANCIAL CORP	305,514	185.05	56,535,365.70
CARLYLE GROUP INC/THE	171,564	38.79	6,654,967.56
CBOE GLOBAL MARKETS INC	84,662	212.68	18,005,914.16
CME GROUP INC	289,796	263.27	76,294,592.92
COINBASE GLOBAL INC -CLASS A	157,733	203.87	32,157,026.71

COREBRIDGE FINANCIAL INC	209,602	29.48	6,179,066.96
CORPAY INC	53,082	321.89	17,086,564.98
DISCOVER FINANCIAL SERVICES	205,116	187.46	38,451,045.36
EQUITABLE HOLDINGS INC	238,157	50.05	11,919,757.85
FACTSET RESEARCH SYSTEMS INC	30,510	428.15	13,062,856.50
FIDELITY NATIONAL INFO SERV	425,355	79.87	33,973,103.85
FISERV INC	458,475	176.90	81,104,227.50
FRANKLIN RESOURCES INC	272,163	18.75	5,103,056.25
FUTU HOLDINGS LTD-ADR	52,000	93.89	4,882,280.00
GLOBAL PAYMENTS INC	202,474	72.06	14,590,276.44
GOLDMAN SACHS GROUP INC	253,045	545.37	138,003,151.65
INTERACTIVE BROKERS GRO-CL A	83,445	169.05	14,106,377.25
INTERCONTINENTAL EXCHANGE IN	461,579	162.98	75,228,145.42
JACK HENRY & ASSOCIATES INC	60,483	172.54	10,435,736.82
KKR & CO INC	503,648	113.25	57,038,136.00
LPL FINANCIAL HOLDINGS INC	62,953	315.84	19,883,075.52
MASTERCARD INC - A	659,056	535.46	352,898,125.76
MOODY'S CORP	131,710	439.58	57,897,081.80
MORGAN STANLEY	974,512	115.60	112,653,587.20
MSCI INC	62,239	530.60	33,024,013.40
NASDAQ INC	345,074	74.74	25,790,830.76
NORTHERN TRUST CORP	155,830	92.40	14,398,692.00
PAYPAL HOLDINGS INC	753,512	64.77	48,804,972.24
RAYMOND JAMES FINANCIAL INC	154,102	137.26	21,152,040.52
ROBINHOOD MARKETS INC - A	496,870	48.15	23,924,290.50
S&P GLOBAL INC	255,797	481.26	123,104,864.22
SCHWAB (CHARLES) CORP	1,385,697	79.38	109,996,627.86
SEI INVESTMENTS COMPANY	93,173	78.70	7,332,715.10
STATE STREET CORP	232,480	87.57	20,358,273.60
SYNCHRONY FINANCIAL	316,714	51.92	16,443,790.88
T ROWE PRICE GROUP INC	183,187	89.52	16,398,900.24
TOAST INC-CLASS A	299,711	35.95	10,774,610.45
TRADEWEB MARKETS INC-CLASS A	94,694	135.03	12,786,530.82
VISA INC-CLASS A SHARES	1,390,175	335.71	466,695,649.25
AFLAC INC	425,410	109.14	46,429,247.40
ALLSTATE CORP	212,981	194.86	41,501,477.66

AMERICAN FINANCIAL GROUP INC	53,835	129.13	6,951,713.55
AMERICAN INTERNATIONAL GROUP	503,451	82.45	41,509,534.95
AON PLC-CLASS A	154,916	365.05	56,552,085.80
ARCH CAPITAL GROUP LTD	304,916	92.10	28,082,763.60
ARTHUR J GALLAGHER & CO	201,038	331.52	66,648,117.76
ASSURANT INC	39,286	193.19	7,589,662.34
BROWN & BROWN INC	198,209	117.76	23,341,091.84
CHUBB LTD	307,488	282.00	86,711,616.00
CINCINNATI FINANCIAL CORP	127,566	135.36	17,267,333.76
ERIE INDEMNITY COMPANY-CL A	19,684	408.73	8,045,441.32
EVEREST GROUP LTD	33,987	355.19	12,071,842.53
FIDELITY NATIONAL FINANCIAL	211,842	63.21	13,390,532.82
HARTFORD INSURANCE GROUP INC	229,751	119.24	27,395,509.24
LOEWS CORP	152,835	86.24	13,180,490.40
MARKEL GROUP INC	10,541	1,808.41	19,062,449.81
MARSH & MCLENNAN COS	394,454	218.96	86,369,647.84
METLIFE INC	469,480	75.86	35,614,752.80
PRINCIPAL FINANCIAL GROUP	182,116	75.00	13,658,700.00
PROGRESSIVE CORP	470,683	265.19	124,820,424.77
PRUDENTIAL FINANCIAL INC	285,801	104.03	29,731,878.03
TRAVELERS COS INC/THE	182,843	260.40	47,612,317.20
WILLIS TOWERS WATSON PLC	81,410	307.06	24,997,754.60
WR BERKLEY CORP	245,163	71.75	17,590,445.25
ACCENTURE PLC-CL A	503,266	291.41	146,656,745.06
ADOBE INC	350,176	360.91	126,382,020.16
AKAMAI TECHNOLOGIES INC	128,383	79.20	10,167,933.60
ANSYS INC	68,242	316.36	21,589,039.12
APPROVIN CORP-CLASS A	168,638	267.88	45,174,747.44
ATLASSIAN CORP-CL A	131,590	225.08	29,618,277.20
AUTODESK INC	172,218	271.71	46,793,352.78
BENTLEY SYSTEMS INC-CLASS B	128,397	43.90	5,636,628.30
CADENCE DESIGN SYS INC	221,224	281.78	62,336,498.72
CHECK POINT SOFTWARE TECH	70,663	208.88	14,760,087.44
CLOUDFLARE INC - CLASS A	239,986	118.87	28,527,135.82
COGNIZANT TECH SOLUTIONS-A	402,672	72.12	29,040,704.64
CROWDSTRIKE HOLDINGS INC - A	198,481	414.05	82,181,058.05

CYBERARK SOFTWARE LTD/ISRAEL	35,911	345.23	12,397,554.53
DATADOG INC - CLASS A	227,438	99.60	22,652,824.80
DOCUSIGN INC	156,359	81.67	12,769,839.53
DYNATRACE INC	247,605	46.13	11,422,018.65
EPAM SYSTEMS INC	43,081	158.03	6,808,090.43
FAIR ISAAC CORP	19,362	1,936.81	37,500,515.22
FORTINET INC	525,942	100.72	52,972,878.24
GARTNER INC	60,472	417.85	25,268,225.20
GEN DIGITAL INC	452,559	25.06	11,341,128.54
GODADDY INC - CLASS A	113,831	180.42	20,537,389.02
HUBSPOT INC	39,537	600.50	23,741,968.50
INTL BUSINESS MACHINES CORP	743,663	229.33	170,544,235.79
INTUIT INC	225,229	614.83	138,477,546.07
MANHATTAN ASSOCIATES INC	46,724	174.21	8,139,788.04
MICROSOFT CORP	5,676,201	387.30	2,198,392,647.30
MICROSTRATEGY INC-CL A	182,813	350.34	64,046,706.42
MONDAY.COM LTD	27,633	265.68	7,341,535.44
MONGODB INC	56,495	173.21	9,785,498.95
NUTANIX INC - A	207,863	65.74	13,664,913.62
OKTA INC	131,206	101.54	13,322,657.24
ORACLE CORP	1,350,289	137.51	185,678,240.39
PALANTIR TECHNOLOGIES INC-A	1,692,646	107.78	182,433,385.88
PALO ALTO NETWORKS INC	524,507	176.04	92,334,212.28
PTC INC	99,463	151.64	15,082,569.32
ROPER TECHNOLOGIES INC	85,705	559.66	47,965,660.30
SALESFORCE INC	770,229	264.70	203,879,616.30
SAMSARA INC-CL A	198,122	39.22	7,770,344.84
SERVICENOW INC	165,907	938.57	155,715,332.99
SNOWFLAKE INC-CLASS A	239,001	158.66	37,919,898.66
SYNOPSYS INC	124,896	438.90	54,816,854.40
TWILIO INC - A	117,279	93.53	10,969,104.87
TYLER TECHNOLOGIES INC	34,062	530.50	18,069,891.00
VERISIGN INC	67,263	252.59	16,989,961.17
WIX.COM LTD	40,273	165.23	6,654,307.79
WORKDAY INC-CLASS A	172,292	236.87	40,810,806.04
ZOOM COMMUNICATIONS INC	191,654	75.49	14,467,960.46

ZSCALER INC	81,434	210.14	17,112,540.76
AMPHENOL CORP-CL A	975,828	76.03	74,192,202.84
APPLE INC	12,085,385	208.37	2,518,231,672.45
ARISTA NETWORKS INC	858,444	75.29	64,632,248.76
CDW CORP/DE	108,069	158.94	17,176,486.86
CISCO SYSTEMS INC	3,204,765	56.29	180,396,221.85
CORNING INC	649,672	43.88	28,507,607.36
DELL TECHNOLOGIES -C	257,014	94.40	24,262,121.60
F5 INC	45,043	268.16	12,078,730.88
HEWLETT PACKARD ENTERPRISE	1,033,264	16.18	16,718,211.52
HP INC	756,987	25.33	19,174,480.71
JABIL INC	93,665	146.13	13,687,266.45
JUNIPER NETWORKS INC	244,511	35.53	8,687,475.83
KEYSIGHT TECHNOLOGIES IN	142,630	143.79	20,508,767.70
MOTOROLA SOLUTIONS INC	135,000	428.14	57,798,900.00
NETAPP INC	156,987	88.17	13,841,543.79
PURE STORAGE INC - CLASS A	247,761	45.13	11,181,453.93
SEAGATE TECHNOLOGY HOLDINGS	174,676	83.04	14,505,095.04
SUPER MICRO COMPUTER INC	401,904	35.81	14,392,182.24
TE CONNECTIVITY PLC	240,979	143.52	34,585,306.08
TELEDYNE TECHNOLOGIES INC	38,385	459.13	17,623,705.05
TRIMBLE INC	196,036	61.65	12,085,619.40
WESTERN DIGITAL CORP	265,507	40.17	10,665,416.19
ZEBRA TECHNOLOGIES CORP-CL A	39,398	244.08	9,616,263.84
AT&T INC	5,763,582	27.53	158,671,412.46
T-MOBILE US INC	419,368	262.18	109,949,902.24
VERIZON COMMUNICATIONS INC	3,381,483	42.81	144,761,287.23
ALLIANT ENERGY CORP	210,184	61.33	12,890,584.72
AMEREN CORPORATION	212,732	98.92	21,043,449.44
AMERICAN ELECTRIC POWER	428,443	106.70	45,714,868.10
AMERICAN WATER WORKS CO INC	151,992	146.04	22,196,911.68
ATMOS ENERGY CORP	122,452	159.67	19,551,910.84
CENTERPOINT ENERGY INC	528,878	37.90	20,044,476.20
CMS ENERGY CORP	242,179	74.14	17,955,151.06
CONSOLIDATED EDISON INC	277,051	111.29	30,833,005.79
CONSTELLATION ENERGY	249,860	218.07	54,486,970.20

DOMINION ENERGY INC	674,877	53.35	36,004,687.95
DTE ENERGY COMPANY	164,428	136.98	22,523,347.44
DUKE ENERGY CORP	620,239	120.70	74,862,847.30
EDISON INTERNATIONAL	317,434	58.20	18,474,658.80
ENTERGY CORP	344,851	84.97	29,301,989.47
ESSENTIAL UTILITIES INC	207,393	40.37	8,372,455.41
EVERGY INC	187,544	68.28	12,805,504.32
EVERSOURCE ENERGY	293,102	58.53	17,155,260.06
EXELON CORP	804,125	46.33	37,255,111.25
FIRSTENERGY CORP	443,629	42.28	18,756,634.12
NEXTERA ENERGY INC	1,654,239	66.35	109,758,757.65
NISOURCE INC	375,173	39.68	14,886,864.64
NRG ENERGY INC	158,771	106.11	16,847,190.81
P G & E CORP	1,759,753	17.39	30,602,104.67
PPL CORP	591,428	36.25	21,439,265.00
PUBLIC SERVICE ENTERPRISE GP	400,394	81.72	32,720,197.68
SEMPRA	515,204	74.52	38,393,002.08
SOUTHERN CO/THE	879,714	91.05	80,097,959.70
VISTRA CORP	268,681	124.23	33,378,240.63
WEC ENERGY GROUP INC	254,409	108.91	27,707,684.19
XCEL ENERGY INC	457,362	70.29	32,147,974.98
ADVANCED MICRO DEVICES	1,306,844	94.47	123,457,552.68
ANALOG DEVICES INC	395,517	195.23	77,216,783.91
APPLIED MATERIALS INC	649,428	150.17	97,524,602.76
BROADCOM INC	3,579,494	188.15	673,481,796.10
ENTEGRIS INC	125,252	79.71	9,983,836.92
FIRST SOLAR INC	81,163	136.44	11,073,879.72
INTEL CORP	3,476,372	21.49	74,707,234.28
KLA CORP	107,773	689.42	74,300,861.66
LAM RESEARCH CORP	1,038,570	70.90	73,634,613.00
MARVELL TECHNOLOGY INC	700,918	57.33	40,183,628.94
MICROCHIP TECHNOLOGY INC	426,767	47.12	20,109,261.04
MICRON TECHNOLOGY INC	887,033	77.42	68,674,094.86
MONOLITHIC POWER SYSTEMS INC	39,267	580.75	22,804,310.25
NVIDIA CORP	19,681,395	106.43	2,094,690,869.85
NXP SEMICONDUCTORS NV	206,840	193.57	40,038,018.80

	ON SEMICONDUCTOR	354,353	39.96	14,159,945.88	
	QUALCOMM INC	894,354	147.21	131,657,852.34	
	SKYWORKS SOLUTIONS INC	137,247	61.50	8,440,690.50	
	TERADYNE INC	121,568	77.30	9,397,206.40	
	TEXAS INSTRUMENTS INC	734,817	162.13	119,135,880.21	
	CBRE GROUP INC - A	243,391	122.88	29,907,886.08	
	COSTAR GROUP INC	342,552	83.22	28,507,177.44	
	HONGKONG LAND HOLDINGS LTD	857,200	4.22	3,617,384.00	
	ZILLOW GROUP INC - C	118,842	65.83	7,823,368.86	
	アメリカドル 小計	295,481,463		37,946,616,321.93 (5,430,540,261,831)	
カナダドル	ARC RESOURCES LTD	496,900	26.63	13,232,447.00	
	CAMECO CORP	364,500	60.82	22,168,890.00	
	CANADIAN NATURAL RESOURCES	1,679,300	40.69	68,330,717.00	
	CENOVUS ENERGY INC	1,151,800	16.80	19,350,240.00	
	ENBRIDGE INC	1,754,400	64.25	112,720,200.00	
	IMPERIAL OIL LTD	140,400	94.67	13,291,668.00	
	KEYERA CORP	187,400	42.44	7,953,256.00	
	PEMBINA PIPELINE CORP	474,232	53.16	25,210,173.12	
	SUNCOR ENERGY INC	1,015,300	49.32	50,074,596.00	
	TC ENERGY CORP	817,700	68.58	56,077,866.00	
	TOURMALINE OIL CORP	293,100	62.59	18,345,129.00	
	AGNICO EAGLE MINES LTD	399,440	165.79	66,223,157.60	
	BARRICK GOLD CORP	1,366,800	26.90	36,766,920.00	
	CCL INDUSTRIES INC - CL B	131,600	69.44	9,138,304.00	
	FIRST QUANTUM MINERALS LTD	563,900	19.09	10,764,851.00	
	FRANCO-NEVADA CORP	152,400	237.59	36,208,716.00	
	IVANHOE MINES LTD-CL A	667,000	13.23	8,824,410.00	
	KINROSS GOLD CORP	1,009,700	20.31	20,507,007.00	
	LUNDIN MINING CORP	662,400	12.03	7,968,672.00	
	NUTRIEN LTD	402,859	74.42	29,980,766.78	
	PAN AMERICAN SILVER CORP	306,900	36.05	11,063,745.00	
	TECK RESOURCES LTD-CLS B	380,400	50.16	19,080,864.00	
	WEST FRASER TIMBER CO LTD	37,200	100.77	3,748,644.00	
	WHEATON PRECIOUS METALS CORP	360,200	113.88	41,019,576.00	
	CAE INC	280,900	33.65	9,452,285.00	

STANTEC INC	87,800	122.14	10,723,892.00	
TOROMONT INDUSTRIES LTD	60,900	115.82	7,053,438.00	
WSP GLOBAL INC	104,000	253.41	26,354,640.00	
ELEMENT FLEET MANAGEMENT COR	338,100	30.93	10,457,433.00	
GFL ENVIRONMENTAL INC-SUB VT	200,600	67.63	13,566,578.00	
RB GLOBAL INC	147,700	136.72	20,193,544.00	
THOMSON REUTERS CORP	123,332	252.28	31,114,196.96	
AIR CANADA	119,600	14.34	1,715,064.00	
CANADIAN NATL RAILWAY CO	427,800	135.30	57,881,340.00	
CANADIAN PACIFIC KANSAS CITY	740,400	101.24	74,958,096.00	
TFI INTERNATIONAL INC	59,200	116.94	6,922,848.00	
MAGNA INTERNATIONAL INC	205,200	47.20	9,685,440.00	
GILDAN ACTIVEWEAR INC	96,300	58.85	5,667,255.00	
RESTAURANT BRANDS INTERN	253,810	86.71	22,007,865.10	
CANADIAN TIRE CORP-CLASS A	48,200	149.54	7,207,828.00	
DOLLARAMA INC	225,400	171.81	38,725,974.00	
ALIMENTATION COUCHE-TARD INC	616,600	72.23	44,537,018.00	
EMPIRE CO LTD 'A'	86,800	50.12	4,350,416.00	
LOBLAW COMPANIES LTD	116,800	215.31	25,148,208.00	
METRO INC/CN	174,800	102.49	17,915,252.00	
WESTON (GEORGE) LTD	51,311	258.24	13,250,552.64	
SAPUTO INC	209,200	26.50	5,543,800.00	
BANK OF MONTREAL	591,300	132.32	78,240,816.00	
BANK OF NOVA SCOTIA	994,000	67.31	66,906,140.00	
CAN IMPERIAL BK OF COMMERCE	763,300	83.66	63,857,678.00	
NATIONAL BANK OF CANADA	317,200	118.48	37,581,856.00	
ROYAL BANK OF CANADA	1,138,400	163.04	185,604,736.00	
TORONTO-DOMINION BANK	1,409,200	86.20	121,473,040.00	
BROOKFIELD ASSET MGMT-A	274,088	72.62	19,904,270.56	
BROOKFIELD CORP	1,096,050	73.36	80,406,228.00	
IGM FINANCIAL INC	52,000	42.96	2,233,920.00	
ONEX CORPORATION	41,700	95.62	3,987,354.00	
TMX GROUP LTD	215,600	53.98	11,638,088.00	
FAIRFAX FINANCIAL HLDGS LTD	16,200	2,089.98	33,857,676.00	
GREAT-WEST LIFECO INC	211,000	53.11	11,206,210.00	
IA FINANCIAL CORP INC	72,100	131.67	9,493,407.00	

	INTACT FINANCIAL CORP	142,000	298.79	42,428,180.00	
	MANULIFE FINANCIAL CORP	1,404,300	41.85	58,769,955.00	
	POWER CORP OF CANADA	439,900	50.90	22,390,910.00	
	SUN LIFE FINANCIAL INC	462,700	80.84	37,404,668.00	
	CGI INC	162,200	146.37	23,741,214.00	
	CONSTELLATION SOFTWARE INC	16,200	4,888.91	79,200,342.00	
	DESCARTES SYSTEMS GRP/THE	66,500	146.62	9,750,230.00	
	OPEN TEXT CORP	214,900	37.20	7,994,280.00	
	SHOPIFY INC - CLASS A	979,400	131.77	129,055,538.00	
	CELESTICA INC	88,800	127.36	11,309,568.00	
	BCE INC	45,200	30.48	1,377,696.00	
	QUEBECOR INC -CL B	98,000	36.51	3,577,980.00	
	ROGERS COMMUNICATIONS INC-B	259,900	34.98	9,091,302.00	
	TELUS CORP	531,200	20.84	11,070,208.00	
	ALTAGAS LTD	243,100	39.93	9,706,983.00	
	BROOKFIELD RENEWABLE CORP	94,950	38.56	3,661,272.00	
	CANADIAN UTILITIES LTD-A	83,300	37.61	3,132,913.00	
	EMERA INC	227,500	61.14	13,909,350.00	
	FORTIS INC	406,100	67.29	27,326,469.00	
	HYDRO ONE LTD	279,100	51.32	14,323,412.00	
	FIRSTSERVICE CORP	30,500	238.08	7,261,440.00	
	カナダドル 小計	33,058,472		2,425,359,108.76 (250,297,060,024)	
オーストラリア ドル	SANTOS LTD	2,555,922	5.88	15,028,821.36	
	WOODSIDE ENERGY GROUP LTD	1,540,706	20.01	30,829,527.06	
	BHP GROUP LTD	4,077,678	38.06	155,196,424.68	
	BLUESCOPE STEEL LTD	395,954	22.27	8,817,895.58	
	FORTESCUE LTD	1,305,505	15.52	20,261,437.60	
	JAMES HARDIE INDUSTRIES-CDI	360,715	36.38	13,122,811.70	
	NORTHERN STAR RESOURCES LTD	1,123,740	20.84	23,418,741.60	
	RIO TINTO LTD	300,189	114.92	34,497,719.88	
	SOUTH32 LTD	3,261,040	2.71	8,837,418.40	
	REECE LTD	184,165	15.51	2,856,399.15	
	SGH LTD	172,685	49.53	8,553,088.05	
	BRAMBLES LTD	1,064,800	20.88	22,233,024.00	
	COMPUTERSHARE LTD	434,006	39.27	17,043,415.62	

	QANTAS AIRWAYS LTD	525, 776	8. 60	4, 521, 673. 60	
	TRANSURBAN GROUP	2, 467, 911	13. 89	34, 279, 283. 79	
	ARISTOCRAT LEISURE LTD	468, 586	64. 25	30, 106, 650. 50	
	LOTTERY CORP LTD/THE	1, 978, 080	5. 00	9, 890, 400. 00	
	CAR GROUP LTD	299, 303	32. 81	9, 820, 131. 43	
	REA GROUP LTD	39, 415	239. 93	9, 456, 840. 95	
	WESFARMERS LTD	898, 348	75. 74	68, 040, 877. 52	
	COLES GROUP LTD	1, 094, 912	21. 21	23, 223, 083. 52	
	WOOLWORTHS GROUP LTD	992, 946	31. 53	31, 307, 587. 38	
	TREASURY WINE ESTATES LTD	604, 394	8. 81	5, 324, 711. 14	
	COCHLEAR LTD	50, 898	264. 62	13, 468, 628. 76	
	PRO MEDICUS LTD	45, 068	210. 78	9, 499, 433. 04	
	SONIC HEALTHCARE LTD	377, 058	25. 50	9, 614, 979. 00	
	CSL LTD	390, 646	241. 89	94, 493, 360. 94	
	ANZ GROUP HOLDINGS LTD	2, 384, 820	28. 84	68, 778, 208. 80	
	COMMONWEALTH BANK OF AUSTRAL	1, 346, 635	164. 72	221, 817, 717. 20	
	NATIONAL AUSTRALIA BANK LTD	2, 455, 179	35. 11	86, 201, 334. 69	
	WESTPAC BANKING CORP	2, 743, 439	32. 04	87, 899, 785. 56	
	ASX LTD	140, 304	70. 03	9, 825, 489. 12	
	MACQUARIE GROUP LTD	288, 595	192. 72	55, 618, 028. 40	
	WASHINGTON H. SOUL PATTINSON	186, 423	36. 72	6, 845, 452. 56	
	INSURANCE AUSTRALIA GROUP	1, 960, 352	7. 99	15, 663, 212. 48	
	MEDIBANK PRIVATE LTD	2, 163, 082	4. 54	9, 820, 392. 28	
	QBE INSURANCE GROUP LTD	1, 198, 133	21. 43	25, 675, 990. 19	
	SUNCORP GROUP LTD	917, 263	19. 63	18, 005, 872. 69	
	WISETECH GLOBAL LTD	151, 715	86. 58	13, 135, 484. 70	
	XERO LTD	113, 208	156. 58	17, 726, 108. 64	
	TELSTRA GROUP LTD	3, 205, 383	4. 44	14, 231, 900. 52	
	APA GROUP	1, 131, 190	8. 23	9, 309, 693. 70	
	ORIGIN ENERGY LTD	1, 430, 418	10. 32	14, 761, 913. 76	
	オーストラリアドル 小計	48, 826, 585		1, 389, 060, 951. 54 (127, 265, 764, 380)	
イギリスポンド	BP PLC	12, 897, 556	3. 62	46, 714, 947. 83	
	SHELL PLC	4, 895, 091	24. 34	119, 146, 514. 94	
	ANGLO AMERICAN PLC	1, 027, 489	21. 55	22, 142, 387. 95	
	ANTOFAGASTA PLC	314, 908	16. 90	5, 321, 945. 20	

CRODA INTERNATIONAL PLC	115,367	29.70	3,426,399.90
GLENCORE PLC	8,486,784	2.67	22,723,364.16
MONDI PLC	364,494	11.25	4,102,379.97
RIO TINTO PLC	898,247	46.13	41,436,134.11
ASHTED GROUP PLC	353,284	41.08	14,512,906.72
BAE SYSTEMS PLC	2,439,905	16.78	40,953,805.42
BUNZL PLC	246,058	23.18	5,703,624.44
DCC PLC	83,953	47.94	4,024,706.82
MELROSE INDUSTRIES PLC	1,033,537	4.13	4,276,776.10
ROLLS-ROYCE HOLDINGS PLC	6,858,660	7.35	50,424,868.32
SMITHS GROUP PLC	294,788	18.18	5,359,245.84
SPIRAX GROUP PLC	57,224	59.20	3,387,660.80
EXPERIAN PLC	748,728	36.02	26,969,182.56
INTERTEK GROUP PLC	128,267	45.54	5,841,279.18
RELX PLC	1,481,584	39.67	58,774,437.28
RENTOKIL INITIAL PLC	1,974,458	3.37	6,671,693.58
BARRATT REDROW PLC	1,085,037	4.52	4,914,132.57
COMPASS GROUP PLC	1,349,669	24.93	33,647,248.17
ENTAIN PLC	406,322	5.69	2,311,972.18
INTERCONTINENTAL HOTELS GROU	121,480	77.80	9,451,144.00
PEARSON PLC	473,147	11.75	5,561,842.98
WHITBREAD PLC	141,301	25.24	3,566,437.24
AUTO TRADER GROUP PLC	685,337	8.15	5,585,496.55
INFORMA PLC	1,019,793	7.07	7,211,976.09
WPP PLC	803,468	5.59	4,497,813.86
JD SPORTS FASHION PLC	1,652,975	0.78	1,291,965.26
KINGFISHER PLC	1,668,703	2.67	4,457,105.71
NEXT PLC	95,583	118.90	11,364,818.70
MARKS & SPENCER GROUP PLC	1,619,669	3.94	6,389,594.20
SAINSBURY (J) PLC	1,367,234	2.61	3,571,215.20
TESCO PLC	5,392,653	3.60	19,429,728.75
ASSOCIATED BRITISH FOODS PLC	255,801	22.05	5,640,412.05
BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC	1,602,335	31.77	50,906,182.95
COCA-COLA HBC AG-DI	175,618	38.02	6,676,996.36
DIAGEO PLC	1,800,006	20.96	37,728,125.76
IMPERIAL BRANDS PLC	635,320	30.20	19,186,664.00

	RECKITT BENCKISER GROUP PLC	556,515	46.80	26,044,902.00	
	UNILEVER PLC	1,995,468	47.91	95,602,871.88	
	SMITH & NEPHEW PLC	694,311	10.04	6,974,353.99	
	ASTRAZENECA PLC	1,247,270	104.44	130,264,878.80	
	GSK PLC	3,296,130	13.94	45,948,052.20	
	HALEON PLC	7,330,288	3.76	27,605,864.60	
	HIKMA PHARMACEUTICALS PLC	106,917	19.22	2,054,944.74	
	BARCLAYS PLC	11,705,062	2.89	33,897,859.55	
	HSBC HOLDINGS PLC	14,387,459	8.27	119,027,448.30	
	LLOYDS BANKING GROUP PLC	48,960,980	0.72	35,575,048.06	
	NATWEST GROUP PLC	6,105,684	4.68	28,617,340.90	
	STANDARD CHARTERED PLC	1,645,692	10.83	17,822,844.36	
	3I GROUP PLC	785,764	41.90	32,923,511.60	
	LONDON STOCK EXCHANGE GROUP	386,293	114.85	44,365,751.05	
	M&G PLC	2,032,546	2.02	4,105,742.92	
	SCHRODERS PLC	733,119	3.22	2,363,575.65	
	WISE PLC - A	533,683	9.69	5,171,388.27	
	ADMIRAL GROUP PLC	206,915	32.08	6,637,833.20	
	AVIVA PLC	2,160,672	5.39	11,646,022.08	
	LEGAL & GENERAL GROUP PLC	4,647,361	2.36	11,000,303.48	
	PHOENIX GROUP HOLDINGS PLC	633,696	5.83	3,697,616.16	
	PRUDENTIAL PLC	2,075,403	8.09	16,806,613.49	
	SAGE GROUP PLC/THE	836,639	11.90	9,956,004.10	
	HALMA PLC	318,823	27.00	8,608,221.00	
	BT GROUP PLC	5,424,949	1.66	9,037,965.03	
	VODAFONE GROUP PLC	16,946,473	0.70	11,879,477.57	
	CENTRICA PLC	4,039,909	1.53	6,205,300.22	
	NATIONAL GRID PLC	3,919,306	10.76	42,171,732.56	
	SEVERN TRENT PLC	215,594	27.20	5,864,156.80	
	SSE PLC	892,343	16.17	14,429,186.31	
	UNITED UTILITIES GROUP PLC	533,864	11.05	5,901,866.52	
	イギリスポンド 小計	212,406,961		1,557,513,811.09 (296,737,531,288)	
スイスフラン	EMS-CHEMIE HOLDING AG-REG	7,009	591.00	4,142,319.00	
	GIVAUDAN-REG	7,506	3,841.00	28,830,546.00	
	HOLCIM LTD	420,441	90.40	38,007,866.40	

SIG GROUP AG	233,400	15.56	3,631,704.00	
SIKA AG-REG	122,571	202.30	24,796,113.30	
ABB LTD-REG	1,257,673	42.31	53,212,144.63	
GEBERIT AG-REG	27,235	554.60	15,104,531.00	
SCHINDLER HOLDING AG-REG	20,918	267.50	5,595,565.00	
SCHINDLER HOLDING-PART CERT	29,737	274.80	8,171,727.60	
VAT GROUP AG	21,711	291.20	6,322,243.20	
SGS SA-REG	118,046	79.00	9,325,634.00	
KUEHNE + NAGEL INTL AG-REG	40,502	191.40	7,752,082.80	
CIE FINANCIERE RICHEMO-A REG	433,330	145.25	62,941,182.50	
SWATCH GROUP AG/THE-BR	19,981	142.50	2,847,292.50	
AVOLTA AG	58,100	37.20	2,161,320.00	
BARRY CALLEBAUT AG-REG	2,414	760.00	1,834,640.00	
CHOCOLADEFABRIKEN LINDT-PC	688	11,990.00	8,249,120.00	
CHOCOLADEFABRIKEN LINDT-REG	90	115,800.00	10,422,000.00	
NESTLE SA-REG	2,107,112	87.44	184,245,873.28	
ALCON INC	404,169	77.60	31,363,514.40	
SONOVA HOLDING AG-REG	39,380	248.60	9,789,868.00	
STRAUMANN HOLDING AG-REG	95,384	101.20	9,652,860.80	
GALDERMA GROUP AG	75,976	90.00	6,837,840.00	
LONZA GROUP AG-REG	57,042	567.00	32,342,814.00	
NOVARTIS AG-REG	1,584,010	92.00	145,728,920.00	
ROCHE HOLDING AG-BR	33,575	279.80	9,394,285.00	
ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEIN	556,246	262.30	145,903,325.80	
SANDOZ GROUP AG	340,659	33.83	11,524,493.97	
BANQUE CANTONALE VAUDOIS-REG	28,971	99.70	2,888,408.70	
JULIUS BAER GROUP LTD	171,930	51.66	8,881,903.80	
PARTNERS GROUP HOLDING AG	18,067	1,084.50	19,593,661.50	
UBS GROUP AG-REG	2,621,708	24.47	64,153,194.76	
BALOISE HOLDING AG - REG	34,432	194.60	6,700,467.20	
HELVETIA HOLDING AG-REG	30,472	181.20	5,521,526.40	
SWISS LIFE HOLDING AG-REG	23,228	799.00	18,559,172.00	
SWISS RE AG	243,686	144.75	35,273,548.50	
ZURICH INSURANCE GROUP AG	117,689	569.20	66,988,578.80	
TEMENOS AG - REG	53,747	58.35	3,136,137.45	
LOGITECH INTERNATIONAL-REG	117,938	63.16	7,448,964.08	

	SWISSCOM AG-REG	21,332	538.50	11,487,282.00	
	BKW AG	14,142	157.10	2,221,708.20	
	SWISS PRIME SITE-REG	61,187	113.50	6,944,724.50	
スイスフラン 小計		11,673,434		1,139,931,105.07 (196,478,525,269)	
香港ドル	CK HUTCHISON HOLDINGS LTD	2,254,368	42.95	96,825,105.60	
	SWIRE PACIFIC LTD - CL A	261,500	64.25	16,801,375.00	
	TECHTRONIC INDUSTRIES CO LTD	1,040,000	78.05	81,172,000.00	
	MTR CORP	1,501,000	26.30	39,476,300.00	
	SITC INTERNATIONAL HOLDINGS	866,000	19.90	17,233,400.00	
	GALAXY ENTERTAINMENT GROUP L	1,626,000	28.15	45,771,900.00	
	SANDS CHINA LTD	1,861,600	13.60	25,317,760.00	
	WH GROUP LTD	7,163,500	6.96	49,857,960.00	
	BOC HONG KONG HOLDINGS LTD	3,118,000	30.30	94,475,400.00	
	HANG SENG BANK LTD	654,100	103.80	67,895,580.00	
	HONG KONG EXCHANGES & CLEAR	960,500	337.80	324,456,900.00	
	AIA GROUP LTD	8,755,600	55.60	486,811,360.00	
	HKT TRUST AND HKT LTD-SS	2,796,000	10.88	30,420,480.00	
	CK INFRASTRUCTURE HOLDINGS L	649,500	50.70	32,929,650.00	
	CLP HOLDINGS LTD	1,366,500	65.80	89,915,700.00	
	HONG KONG & CHINA GAS	8,208,348	6.99	57,376,352.52	
	POWER ASSETS HOLDINGS LTD	1,044,000	50.35	52,565,400.00	
	CK ASSET HOLDINGS LTD	1,540,868	31.30	48,229,168.40	
	HENDERSON LAND DEVELOPMENT	965,641	21.35	20,616,435.35	
	SINO LAND CO	2,619,400	7.78	20,378,932.00	
	SUN HUNG KAI PROPERTIES	1,218,500	72.20	87,975,700.00	
	WHARF HOLDINGS LTD	682,000	18.80	12,821,600.00	
	WHARF REAL ESTATE INVESTMENT	1,110,000	18.08	20,068,800.00	
香港ドル 小計		52,262,925		1,819,393,258.87 (33,549,611,693)	
シンガポールドル	KEPPEL LTD	1,297,400	6.59	8,549,866.00	
	SINGAPORE TECH ENGINEERING	1,353,900	7.32	9,910,548.00	
	YANGZIJIANG SHIPBUILDING	1,762,900	2.18	3,843,122.00	
	SINGAPORE AIRLINES LTD	1,267,840	6.62	8,393,100.80	
	GENTING SINGAPORE LTD	3,983,000	0.75	2,987,250.00	
	WILMAR INTERNATIONAL LTD	1,300,300	3.14	4,082,942.00	

	DBS GROUP HOLDINGS LTD	1, 614, 630	42. 34	68, 363, 434. 20	
	OVERSEA-CHINESE BANKING CORP	2, 756, 800	16. 54	45, 597, 472. 00	
	UNITED OVERSEAS BANK LTD	994, 300	35. 61	35, 407, 023. 00	
	SINGAPORE EXCHANGE LTD	700, 700	14. 50	10, 160, 150. 00	
	SINGAPORE TELECOMMUNICATIONS	5, 786, 460	3. 79	21, 930, 683. 40	
	SEMBCORP INDUSTRIES LTD	577, 100	6. 47	3, 733, 837. 00	
	CAPITALAND INVESTMENT LTD/SI	2, 059, 400	2. 65	5, 457, 410. 00	
	シンガポールドル 小計	25, 454, 730		228, 416, 838. 40 (24, 904, 287, 890)	
ニュージーランドドル	AUCKLAND INTL AIRPORT LTD	1, 494, 270	8. 00	11, 954, 160. 00	
	FISHER & PAYKEL HEALTHCARE C	429, 285	33. 55	14, 402, 511. 75	
	INFRATIL LTD	656, 538	10. 39	6, 821, 429. 82	
	CONTACT ENERGY LTD	682, 809	8. 99	6, 138, 452. 91	
	MERIDIAN ENERGY LTD	965, 945	5. 68	5, 486, 567. 60	
	ニュージーランドドル 小計	4, 228, 847		44, 803, 122. 08 (3, 838, 283, 468)	
スウェーデンクローネ	BOLIDEN AB	218, 968	299. 20	65, 515, 225. 60	
	HOLMEN AB-B SHARES	48, 263	379. 20	18, 301, 329. 60	
	SVENSKA CELLULOSA AB SCA-B	495, 579	130. 15	64, 499, 606. 85	
	ADDTTECH AB-B SHARES	207, 600	308. 00	63, 940, 800. 00	
	ALFA LAVAL AB	239, 635	399. 80	95, 806, 073. 00	
	ASSA ABLOY AB-B	791, 773	282. 60	223, 755, 049. 80	
	ATLAS COPCO AB-A SHS	2, 164, 064	153. 15	331, 426, 401. 60	
	ATLAS COPCO AB-B SHS	1, 273, 515	135. 70	172, 815, 985. 50	
	BEIJER REF AB	307, 861	149. 70	46, 086, 791. 70	
	EPIROC AB-A	479, 030	203. 10	97, 290, 993. 00	
	EPIROC AB-B	358, 207	180. 00	64, 477, 260. 00	
	INDUTRADE AB	197, 157	273. 20	53, 863, 292. 40	
	INVESTMENT AB LATOUR-B SHS	118, 110	267. 80	31, 629, 858. 00	
	LIFCO AB-B SHS	189, 558	355. 80	67, 444, 736. 40	
	NIBE INDUSTRIER AB-B SHS	1, 244, 193	39. 37	48, 983, 878. 41	
	SAAB AB-B	250, 847	425. 45	106, 722, 856. 15	
	SANDVIK AB	880, 956	199. 80	176, 015, 008. 80	
	SKANSKA AB-B SHS	267, 820	212. 70	56, 965, 314. 00	
	SKF AB-B SHARES	274, 725	183. 20	50, 329, 620. 00	
	TRELLEBORG AB-B SHS	181, 976	326. 70	59, 451, 559. 20	

	VOLVO AB-B SHS	1, 280, 491	258. 80	331, 391, 070. 80	
	SECURITAS AB-B SHS	427, 881	146. 90	62, 855, 718. 90	
	EVOLUTION AB	122, 946	816. 20	100, 348, 525. 20	
	HENNES & MAURITZ AB-B SHS	492, 258	141. 75	69, 777, 571. 50	
	ESSITY AKTIEBOLAG-B	473, 202	270. 70	128, 095, 781. 40	
	SWEDISH ORPHAN BIOVITRUM AB	143, 001	276. 00	39, 468, 276. 00	
	SKANDINAVISKA ENSKILDA BAN-A	1, 272, 518	147. 85	188, 141, 786. 30	
	SVENSKA HANDELSBANKEN-A SHS	1, 122, 550	114. 75	128, 812, 612. 50	
	SWEDBANK AB - A SHARES	653, 224	223. 50	145, 995, 564. 00	
	EQT AB	294, 268	268. 80	79, 099, 238. 40	
	INDUSTRIVARDEN AB-A SHS	106, 092	329. 00	34, 904, 268. 00	
	INDUSTRIVARDEN AB-C SHS	108, 441	329. 00	35, 677, 089. 00	
	INVESTOR AB-B SHS	1, 392, 376	282. 40	393, 206, 982. 40	
	LUNDBERGS AB-B SHS	47, 380	496. 40	23, 519, 432. 00	
	ERICSSON LM-B SHS	2, 289, 921	79. 24	181, 453, 340. 04	
	HEXAGON AB-B SHS	1, 708, 633	91. 08	155, 622, 293. 64	
	TELE2 AB-B SHS	478, 072	137. 80	65, 878, 321. 60	
	TELIA CO AB	2, 005, 282	35. 44	71, 067, 194. 08	
	FASTIGHETS AB BALDER-B SHRS	681, 238	67. 88	46, 242, 435. 44	
	SAGAX AB-B	148, 340	214. 80	31, 863, 432. 00	
スウェーデンクローネ 小計		25, 437, 951		4, 208, 742, 573. 21 (62, 541, 914, 637)	
ノルウェークローネ	AKER BP ASA	280, 226	220. 50	61, 789, 833. 00	
	EQUINOR ASA	665, 023	239. 20	159, 073, 501. 60	
	NORSK HYDRO ASA	1, 071, 446	55. 48	59, 443, 824. 08	
	YARA INTERNATIONAL ASA	106, 367	326. 30	34, 707, 552. 10	
	KONGSBERG GRUPPEN ASA	69, 179	1, 551. 00	107, 296, 629. 00	
	MOWI ASA	366, 241	192. 90	70, 647, 888. 90	
	ORKLA ASA	606, 273	121. 30	73, 540, 914. 90	
	SALMAR ASA	40, 591	526. 00	21, 350, 866. 00	
	DNB BANK ASA	733, 371	263. 50	193, 243, 258. 50	
	GJENSIDIGE FORSIKRING ASA	177, 524	242. 80	43, 102, 827. 20	
	TELENOR ASA	528, 581	148. 90	78, 705, 710. 90	
ノルウェークローネ 小計		4, 644, 822		902, 902, 806. 18 (12, 405, 884, 556)	
デンマーククローネ	NOVONESIS (NOVOZYMES) B	286, 729	413. 20	118, 476, 422. 80	

一ネ	ROCKWOOL A/S-B SHS	60,610	280.00	16,970,800.00	
	VESTAS WIND SYSTEMS A/S	826,542	86.06	71,132,204.52	
	AP MOLLER-MAERSK A/S-A	2,367	10,790.00	25,539,930.00	
	AP MOLLER-MAERSK A/S-B	3,734	10,860.00	40,551,240.00	
	DSV A/S	163,962	1,278.50	209,625,417.00	
	PANDORA A/S	69,147	959.20	66,325,802.40	
	CARLSBERG AS-B	80,039	893.40	71,506,842.60	
	COLOPLAST-B	97,406	714.80	69,625,808.80	
	DEMANT A/S	60,610	230.80	13,988,788.00	
	GENMAB A/S	50,556	1,340.00	67,745,040.00	
	NOVO NORDISK A/S-B	2,591,015	410.10	1,062,575,251.50	
	ZEALAND PHARMA A/S	56,677	425.00	24,087,725.00	
	DANSKE BANK A/S	536,047	218.00	116,858,246.00	
	TRYG A/S	251,127	154.10	38,698,670.70	
	ORSTED A/S	145,178	265.00	38,472,170.00	
デンマーククローネ 小計		5,281,746		2,052,180,359.32 (44,675,966,422)	
イスラエルシェケル	ICL GROUP LTD	547,223	24.06	13,166,185.38	
	ELBIT SYSTEMS LTD	21,613	1,353.50	29,253,195.50	
	BANK HAPOLIM BM	1,022,692	54.02	55,245,821.84	
	BANK LEUMI LE-ISRAEL	1,147,607	51.54	59,147,664.78	
	ISRAEL DISCOUNT BANK-A	959,946	27.08	25,995,337.68	
	MIZRAHI TEFAHOT BANK LTD	140,340	183.20	25,710,288.00	
	NICE LTD	44,555	558.40	24,879,512.00	
	NOVA LTD	23,300	693.00	16,146,900.00	
	AZRIELI GROUP LTD	35,446	266.70	9,453,448.20	
イスラエルシェケル 小計		3,942,722		258,998,353.38 (10,240,587,693)	
ユーロ	ENI SPA	1,721,344	12.69	21,847,298.04	
	GALP ENERGIA SGPS SA	353,031	13.75	4,854,176.25	
	NESTE OYJ	269,951	8.06	2,177,964.66	
	OMV AG	130,990	44.96	5,889,310.40	
	REPSOL SA	895,758	10.55	9,454,725.69	
	TENARIS SA	301,249	14.70	4,428,360.30	
	TOTALENERGIES SE	1,732,766	52.15	90,363,746.90	
	AIR LIQUIDE SA	465,452	178.58	83,120,418.16	

AKZO NOBEL N. V.	133, 049	56. 20	7, 477, 353. 80	
ARCELORMITTAL	380, 556	25. 55	9, 723, 205. 80	
ARKEMA	35, 633	65. 40	2, 330, 398. 20	
BASF SE	706, 440	44. 54	31, 464, 837. 60	
COVESTRO AG	122, 590	59. 00	7, 232, 810. 00	
DSM-FIRMENICH AG	152, 356	93. 22	14, 202, 626. 32	
EVONIK INDUSTRIES AG	178, 402	19. 14	3, 414, 614. 28	
HEIDELBERG MATERIALS AG	109, 428	166. 45	18, 214, 290. 60	
STORA ENSO OYJ-R SHS	415, 010	7. 94	3, 297, 669. 46	
SYENSCO SA	62, 266	60. 46	3, 764, 602. 36	
SYMRIS AG	101, 289	97. 96	9, 922, 270. 44	
UPM-KYMMENE OYJ	446, 368	23. 40	10, 445, 011. 20	
ACS ACTIVIDADES CONS Y SERV	141, 972	53. 00	7, 524, 516. 00	
AIRBUS SE	478, 597	137. 26	65, 692, 224. 22	
ALSTOM	284, 283	20. 35	5, 785, 159. 05	
BOUYGUES SA	157, 479	37. 76	5, 946, 407. 04	
BRENTAG SE	106, 457	55. 74	5, 933, 913. 18	
COMPAGNIE DE SAINT GOBAIN	361, 426	90. 30	32, 636, 767. 80	
DAIMLER TRUCK HOLDING AG	377, 644	34. 32	12, 960, 742. 08	
DASSAULT AVIATION SA	14, 358	298. 20	4, 281, 555. 60	
EIFAGE	59, 804	114. 20	6, 829, 616. 80	
FERROVIAL SE	383, 007	41. 10	15, 741, 587. 70	
GEA GROUP AG	127, 401	54. 55	6, 949, 724. 55	
IMCD NV	49, 881	111. 55	5, 564, 225. 55	
KINGSPAN GROUP PLC	132, 617	71. 45	9, 475, 484. 65	
KNORR-BREMSE AG	64, 312	82. 90	5, 331, 464. 80	
KONE OYJ-B	263, 344	51. 04	13, 441, 077. 76	
LEGRAND SA	207, 566	95. 80	19, 884, 822. 80	
LEONARDO SPA	332, 298	44. 36	14, 740, 739. 28	
METSO CORP	546, 305	9. 45	5, 164, 767. 47	
MTU AERO ENGINES AG	41, 358	278. 20	11, 505, 795. 60	
PRYSMIAN SPA	214, 488	46. 53	9, 980, 126. 64	
RATIONAL AG	3, 372	738. 50	2, 490, 222. 00	
REXEL SA	199, 886	22. 77	4, 551, 404. 22	
RHEINMETALL AG	34, 732	1, 382. 50	48, 016, 990. 00	
SAFRAN SA	290, 676	220. 90	64, 210, 328. 40	

SCHNEIDER ELECTRIC SE	440,391	213.00	93,803,283.00	
SIEMENS AG-REG	611,454	200.65	122,688,245.10	
SIEMENS ENERGY AG	503,792	66.56	33,532,395.52	
THALES SA	72,558	241.30	17,508,245.40	
VINCI SA	399,008	120.40	48,040,563.20	
WARTSILA OYJ ABP	372,404	15.43	5,746,193.72	
BUREAU VERITAS SA	239,629	28.18	6,752,745.22	
RANDSTAD NV	72,013	35.07	2,525,495.91	
TELEPERFORMANCE	50,108	91.28	4,573,858.24	
WOLTERS KLUWER	187,666	152.25	28,572,148.50	
ADP	24,689	107.00	2,641,723.00	
AENA SME SA	60,808	215.40	13,098,043.20	
DEUTSCHE LUFTHANSA-REG	502,506	6.35	3,193,928.13	
DHL GROUP	778,047	37.07	28,842,202.29	
GETLINK SE	276,945	16.12	4,464,353.40	
INPOST SA	141,398	14.66	2,072,894.68	
BAYERISCHE MOTOREN WERKE AG	222,224	74.80	16,622,355.20	
BAYERISCHE MOTOREN WERKE-PRF	60,304	70.55	4,254,447.20	
CONTINENTAL AG	85,667	68.72	5,887,036.24	
DR ING HC F PORSCHE AG	87,920	46.72	4,107,622.40	
FERRARI NV	100,835	400.90	40,424,751.50	
MERCEDES-BENZ GROUP AG	595,547	53.81	32,046,384.07	
MICHELIN (CGDE)	552,256	30.85	17,037,097.60	
PORSCHE AUTOMOBIL HLDG-PRF	106,144	35.98	3,819,061.12	
RENAULT SA	144,069	46.92	6,759,717.48	
STELLANTIS NV	1,625,650	8.12	13,213,283.20	
VOLKSWAGEN AG-PREF	161,973	96.50	15,630,394.50	
ADIDAS AG	137,161	215.60	29,571,911.60	
HERMES INTERNATIONAL	25,271	2,385.00	60,271,335.00	
KERING	61,880	173.24	10,720,091.20	
LVMH MOET HENNESSY LOUIS VUI	221,685	499.70	110,775,994.50	
MONCLER SPA	185,153	54.10	10,016,777.30	
PUMA SE	70,653	23.31	1,646,921.43	
ACCOR SA	163,196	40.66	6,635,549.36	
AMADEUS IT GROUP SA	362,161	69.38	25,126,730.18	
DELIVERY HERO SE	169,824	25.15	4,271,073.60	

FDJ UNITED	68,879	30.98	2,133,871.42	
SODEXO SA	77,730	55.50	4,314,015.00	
BOLLORE SE	572,382	5.31	3,039,348.42	
CTS EVENTIM AG & CO KGAA	56,651	100.50	5,693,425.50	
PUBLICIS GROUPE	185,153	87.22	16,149,044.66	
SCOUT24 SE	64,393	102.30	6,587,403.90	
UNIVERSAL MUSIC GROUP NV	673,497	24.89	16,763,340.33	
D' IETEREN GROUP	18,308	168.50	3,084,898.00	
INDUSTRIA DE DISENO TEXTIL	876,866	48.16	42,229,866.56	
PROSUS NV	1,091,165	39.98	43,624,776.70	
ZALANDO SE	185,117	35.49	6,569,802.33	
CARREFOUR SA	396,523	13.77	5,460,121.71	
JERONIMO MARTINS	227,989	21.40	4,878,964.60	
KESKO OYJ-B SHS	235,623	20.50	4,830,271.50	
KONINKLIJKE AHOLD DELHAIZE N	723,260	35.90	25,965,034.00	
ANHEUSER-BUSCH INBEV SA/NV	718,964	58.24	41,872,463.36	
DANONE	520,721	75.18	39,147,804.78	
DAVIDE CAMPARI-MILANO NV	629,249	5.70	3,586,719.30	
HEINEKEN HOLDING NV	95,650	67.25	6,432,462.50	
HEINEKEN NV	234,599	77.60	18,204,882.40	
JDE PEET'S NV	165,059	21.00	3,466,239.00	
KERRY GROUP PLC-A	111,756	92.70	10,359,781.20	
LOTUS BAKERIES	279	8,330.00	2,324,070.00	
PERNOD RICARD SA	162,864	96.74	15,755,463.36	
BEIERSDORF AG	78,158	120.95	9,453,210.10	
HENKEL AG & CO KGAA	98,318	62.50	6,144,875.00	
HENKEL AG & CO KGAA VOR-PREF	122,179	68.46	8,364,374.34	
L' OREAL	194,291	380.80	73,986,012.80	
AMPLIFON SPA	80,292	17.05	1,368,978.60	
BIOMERIEUX	39,327	114.20	4,491,143.40	
DIASORIN SPA	14,591	99.50	1,451,804.50	
ESSILORLUXOTTICA	237,836	252.00	59,934,672.00	
FRESENIUS MEDICAL CARE AG	151,190	42.45	6,418,015.50	
FRESENIUS SE & CO KGAA	341,360	39.85	13,603,196.00	
KONINKLIJKE PHILIPS NV	652,890	21.66	14,141,597.40	
SIEMENS HEALTHINEERS AG	232,635	45.88	10,673,293.80	

ARGENX SE	48,928	531.60	26,010,124.80	
BAYER AG-REG	784,898	22.48	17,644,507.04	
EUROFINS SCIENTIFIC	110,063	54.22	5,967,615.86	
GRIFOLS SA	191,564	8.44	1,618,332.67	
IPSEN	31,371	98.35	3,085,337.85	
MERCK KGAA	98,265	119.75	11,767,233.75	
ORION OYJ-CLASS B	95,561	53.55	5,117,291.55	
QIAGEN N. V.	167,334	37.61	6,293,431.74	
RECORDATI INDUSTRIA CHIMICA	95,332	49.22	4,692,241.04	
SANOFI	914,944	93.35	85,410,022.40	
SARTORIUS AG-VORZUG	21,107	229.90	4,852,499.30	
SARTORIUS STEDIM BIOTECH	23,691	201.30	4,768,998.30	
UCB SA	101,695	147.35	14,984,758.25	
ABN AMRO BANK NV-CVA	362,613	18.34	6,650,322.42	
AIB GROUP PLC	1,616,490	5.70	9,213,993.00	
BANCO BILBAO VIZCAYA ARGENTA	4,596,261	12.25	56,304,197.25	
BANCO BPM SPA	1,045,438	9.53	9,963,024.14	
BANCO DE SABADELL SA	4,505,635	2.56	11,570,470.68	
BANCO SANTANDER SA	12,234,294	6.25	76,513,274.67	
BANK OF IRELAND GROUP PLC	765,460	10.45	8,002,884.30	
BNP PARIBAS	813,366	72.23	58,749,426.18	
BPER BANCA SPA	900,467	6.89	6,206,018.56	
CAIXABANK SA	3,115,550	6.66	20,774,487.40	
COMMERZBANK AG	768,628	23.35	17,947,463.80	
CREDIT AGRICOLE SA	860,892	16.69	14,368,287.48	
ERSTE GROUP BANK AG	233,190	62.15	14,492,758.50	
FINECOBANK SPA	511,449	17.26	8,827,609.74	
ING GROEP NV	2,485,776	16.64	41,368,284.19	
INTESA SANPAOLO	12,223,300	4.55	55,707,689.75	
KBC GROUP NV	180,990	81.18	14,692,768.20	
MEDIOBANCA SPA	414,148	16.50	6,833,442.00	
NORDEA BANK ABP	2,563,362	11.68	29,940,068.16	
SOCIETE GENERALE SA	584,071	41.89	24,466,734.19	
UNICREDIT SPA	1,122,295	49.51	55,564,825.45	
ADYEN NV	17,816	1,468.40	26,161,014.40	
AMUNDI SA	42,569	67.30	2,864,893.70	

CVC CAPITAL PARTNERS PLC	208,300	15.77	3,284,891.00
DEUTSCHE BANK AG-REGISTERED	1,499,868	22.07	33,102,086.76
DEUTSCHE BOERSE AG	151,936	280.90	42,678,822.40
EDENRED	198,984	31.88	6,343,609.92
EURAZEO SE	30,125	62.40	1,879,800.00
EURONEXT NV	61,229	142.30	8,712,886.70
EXOR NV	86,220	82.60	7,121,772.00
GROUPE BRUXELLES LAMBERT NV	73,820	71.00	5,241,220.00
NEXI SPA	338,814	5.17	1,753,023.63
SOFINA	15,696	242.20	3,801,571.20
AEGON LTD	1,034,629	5.66	5,860,138.65
AGEAS	123,435	53.75	6,634,631.25
ALLIANZ SE-REG	310,083	356.50	110,544,589.50
ASR NEDERLAND NV	118,778	53.78	6,387,880.84
AXA SA	1,424,865	40.23	57,322,318.95
GENERALI	764,507	31.54	24,112,550.78
HANNOVER RUECK SE	49,259	280.00	13,792,520.00
MUENCHENER RUECKVER AG-REG	106,601	603.00	64,280,403.00
NN GROUP NV	227,070	52.50	11,921,175.00
POSTE ITALIANE SPA	334,918	17.41	5,830,922.38
SAMPO OYJ-A SHS	1,952,459	8.68	16,947,344.12
TALANX AG	57,250	98.50	5,639,125.00
UNIPOL ASSICURAZIONI SPA	256,728	14.94	3,835,516.32
CAPGEMINI SE	119,898	132.00	15,826,536.00
DASSAULT SYSTEMES SE	544,013	32.13	17,479,137.69
NEMETSCHEK SE	49,830	109.70	5,466,351.00
SAP SE	839,649	241.15	202,481,356.35
NOKIA OYJ	4,277,042	4.25	18,177,428.50
CELLNEX TELECOM SA	430,329	35.11	15,108,851.19
DEUTSCHE TELEKOM AG-REG	2,802,675	32.75	91,787,606.25
ELISA OYJ	115,022	45.88	5,277,209.36
INFRASTRUTTURE WIRELESS ITAL	216,718	10.29	2,230,028.22
KONINKLIJKE KPN NV	3,172,063	4.01	12,748,521.19
ORANGE	1,462,587	12.70	18,582,167.83
TELECOM ITALIA SPA	6,768,851	0.33	2,287,194.75
TELEFONICA SA	3,150,018	4.35	13,730,928.46

	ACCIONA SA	21, 292	122. 50	2, 608, 270. 00	
	E.ON SE	1, 816, 806	15. 16	27, 551, 862. 99	
	EDP RENOVAVEIS SA	208, 837	7. 94	1, 659, 209. 96	
	EDP SA	2, 639, 513	3. 34	8, 837, 089. 52	
	ENDESA SA	247, 833	25. 53	6, 327, 176. 49	
	ENEL SPA	6, 537, 389	7. 50	49, 030, 417. 50	
	ENGIE	1, 466, 966	18. 70	27, 439, 599. 03	
	FORTUM OYJ	365, 131	13. 56	4, 951, 176. 36	
	IBERDROLA SA	4, 677, 039	15. 33	71, 722, 393. 06	
	REDEIA CORP SA	363, 474	19. 04	6, 920, 544. 96	
	RWE AG	514, 427	34. 02	17, 500, 806. 54	
	SNAM SPA	1, 573, 661	4. 95	7, 797, 490. 25	
	TERNA-RETE ELETTRICA NAZIONA	1, 156, 296	8. 54	9, 877, 080. 43	
	VEOLIA ENVIRONNEMENT	575, 235	31. 42	18, 073, 883. 70	
	VERBUND AG	63, 765	66. 45	4, 237, 184. 25	
	ASM INTERNATIONAL NV	38, 050	417. 20	15, 874, 460. 00	
	ASML HOLDING NV	316, 582	591. 70	187, 321, 569. 40	
	BE SEMICONDUCTOR INDUSTRIES	70, 255	95. 74	6, 726, 213. 70	
	INFINEON TECHNOLOGIES AG	1, 028, 149	29. 57	30, 407, 506. 67	
	STMICROELECTRONICS NV	517, 770	20. 24	10, 479, 664. 80	
	LEG IMMOBILIEN SE	63, 810	73. 70	4, 702, 797. 00	
	VONOVIA SE	602, 950	28. 79	17, 358, 930. 50	
	ユーロ 小計	146, 684, 236		4, 282, 679, 226. 82 (696, 021, 027, 942)	
	合 計	869, 384, 894		7, 189, 496, 707, 093 (7, 189, 496, 707, 093)	

(注 1)通貨の種類ごとの小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注 2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(2)株式以外の有価証券

(単位：円)

通貨	種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
アメリカ ドル	投資証券	ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	120, 813	9, 334, 012. 38	
		AMERICAN HOMES 4 RENT- A	281, 538	10, 402, 829. 10	
		AMERICAN TOWER CORP	376, 460	79, 399, 178. 60	
		AVALONBAY COMMUNITIES INC	116, 849	24, 156, 193. 77	

		BXP INC	128,888	8,510,474.64	
		CAMDEN PROPERTY TRUST	80,633	9,193,774.66	
		CROWN CASTLE INC	342,992	34,556,444.00	
		DIGITAL REALTY TRUST INC	264,045	40,596,918.75	
		EQUINIX INC	76,930	62,866,426.70	
		EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	152,137	9,647,007.17	
		EQUITY RESIDENTIAL	273,276	18,940,759.56	
		ESSEX PROPERTY TRUST INC	50,072	13,849,915.20	
		EXTRA SPACE STORAGE INC	170,525	24,190,676.50	
		GAMING AND LEISURE PROPERTIE	231,413	11,346,179.39	
		HEALTHPEAK PROPERTIES INC	555,526	10,449,444.06	
		HOST HOTELS & RESORTS INC	518,946	7,228,917.78	
		INVITATION HOMES INC	468,968	15,883,946.16	
		IRON MOUNTAIN INC	240,835	20,548,042.20	
		KIMCO REALTY CORP	574,929	11,745,799.47	
		MID-AMERICA APARTMENT COMM	91,189	14,540,997.94	
		PROLOGIS INC	747,924	77,305,424.64	
		PUBLIC STORAGE	125,436	36,851,842.44	
		REALTY INCOME CORP	692,913	39,599,977.95	
		REGENCY CENTERS CORP	143,607	10,260,720.15	
		SBA COMMUNICATIONS CORP	86,482	19,271,648.88	
		SIMON PROPERTY GROUP INC	261,513	40,848,330.60	
		SUN COMMUNITIES INC	102,125	12,479,675.00	
		UDR INC	263,857	10,968,535.49	
		VENTAS INC	340,753	23,310,912.73	
		VICI PROPERTIES INC	847,737	27,517,543.02	
		WELLTOWER INC	501,580	74,108,445.00	
		WEYERHAEUSER CO	599,603	15,289,876.50	
		WP CAREY INC	174,785	10,611,197.35	
アメリカドル合計			10,005,279	835,812,067.78 (119,613,065,019)	
オーストラリアドル	投資証券	GOODMAN GROUP	1,647,802	47,357,829.48	
		GPT GROUP	1,750,997	7,932,016.41	
		SCENTRE GROUP	3,975,938	13,995,301.76	
		STOCKLAND	1,942,693	10,335,126.76	
		VICINITY CENTRES	3,460,214	8,062,298.62	

オーストラリアドル合計			12, 777, 644	87, 682, 573. 03 (8, 033, 477, 341)	
イギリス ポンド	投資証券	LAND SECURITIES GROUP PLC	479, 565	2, 781, 477. 00	
		SEGRO PLC	979, 596	6, 755, 294. 01	
イギリスポンド合計			1, 459, 161	9, 536, 771. 01 (1, 816, 945, 612)	
香港ドル	投資証券	LINK REIT	2, 211, 900	78, 743, 640. 00	
香港ドル合計			2, 211, 900	78, 743, 640. 00 (1, 452, 032, 721)	
シンガポ ールドル	投資証券	CAPITALAND ASCENDAS REIT	2, 914, 600	7, 752, 836. 00	
		CAPITALAND INTEGRATED COMMER	4, 504, 171	9, 638, 925. 94	
シンガポールドル合計			7, 418, 771	17, 391, 761. 94 (1, 896, 223, 804)	
ユーロ	投資証券	COVIVIO	34, 782	1, 770, 403. 80	
		GECINA SA	44, 144	3, 959, 716. 80	
		KLEPIERRE	159, 815	4, 951, 068. 70	
		UNIBAIL-RODAMCO-WESTFIELD	95, 250	6, 913, 245. 00	
ユーロ合計			333, 991	17, 594, 434. 30 (2, 859, 447, 462)	
合計				135, 671, 191, 959 (135, 671, 191, 959)	

(注1)通貨の種類ごとの小計／合計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

外貨建有価証券の内訳

種類	銘柄数	組入株式 時価比率	組入投資証券 時価比率	有価証券の 合計金額に 対する比率
アメリカドル	株式 557 銘柄	97.84%	—	74.14%
	投資証券 33 銘柄	—	2.16%	1.63%
カナダドル	株式 82 銘柄	100.00%	—	3.42%
オーストラリアドル	株式 43 銘柄	94.06%	—	1.74%
	投資証券 5 銘柄	—	5.94%	0.11%
イギリスポンド	株式 71 銘柄	99.39%	—	4.05%
	投資証券 2 銘柄	—	0.61%	0.02%
スイスフラン	株式 42 銘柄	100.00%	—	2.68%
香港ドル	株式 23 銘柄	95.85%	—	0.46%
	投資証券 1 銘柄	—	4.15%	0.02%

シンガポールドル	株式	13 銘柄	92.92%	—	0.34%
	投資証券	2 銘柄	—	7.08%	0.03%
ニュージーランドドル	株式	5 銘柄	100.00%	—	0.05%
スウェーデンクローネ	株式	40 銘柄	100.00%	—	0.85%
ノルウェークローネ	株式	11 銘柄	100.00%	—	0.17%
デンマーククローネ	株式	16 銘柄	100.00%	—	0.61%
イスラエルシケル	株式	9 銘柄	100.00%	—	0.14%
ユーロ	株式	210 銘柄	99.59%	—	9.50%
	投資証券	4 銘柄	—	0.41%	0.04%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

(デリバティブ取引に関する注記)に記載しております。

2 【ファンドの現況】

【eMAXIS Slim 先進国株式インデックス】

【純資産額計算書】

2025 年 4 月 30 日現在

(単位：円)

I 資産総額	809,738,258,873
II 負債総額	206,905,988
III 純資産総額 (I - II)	809,531,352,885
IV 発行済口数	272,222,428,782口
V 1口当たり純資産価額 (III/IV)	2.9738
(10,000 口当たり)	(29,738)

(参考)

外国株式インデックスマザーファンド

純資産額計算書

2025 年 4 月 30 日現在

(単位：円)

I 資産総額	7,515,132,833,367
II 負債総額	1,507,012,983
III 純資産総額 (I - II)	7,513,625,820,384
IV 発行済口数	1,074,298,971,215口

V 1口当たり純資産価額（Ⅲ／Ⅳ）	6.9940
（10,000口当たり）	（69,940）

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

（1）名義書換等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

（2）受益者等に対する特典

該当事項はありません。

（3）譲渡制限の内容

該当事項はありません。

（4）受益権の譲渡

①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（5）受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（6）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約代金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額等

2025年4月末現在、資本金は2,000百万円です。なお、発行可能株式総数は400,000株であり、211,581株を発行済です。最近5年間における資本金の額の増減はありません。

(2) 委託会社の機構

・会社の意思決定機構

当社は監査等委員会設置会社です。会社の機関としては、株主総会の他、取締役会、代表取締役、監査等委員会を設置しています。

株主総会

株主総会は、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更の承認等を行います。

取締役会

取締役会は、株主総会で選任された取締役で構成され、経営の基本方針の決定、内部統制システムの整備、取締役の職務の執行の監督、代表取締役の選定・解職などを行います。また、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営管理全般に関する執行方針その他重要な事項を協議・決定する任意の機関として、経営会議を設置しています。

代表取締役

代表取締役は、取締役会の決議により取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から選定され、当社を代表します。

監査等委員会

監査等委員会は、株主総会で選任された監査等委員である取締役で構成され、取締役の職務執行について監査を行うほか、各監査等委員である取締役は、取締役として取締役会の決議に参加します。

・投資運用の意思決定機構

①投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

②運用戦略の決定

運用戦略・管理委員会において、①で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

③運用計画の決定

②で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

④ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

⑤運用部門による自律的な運用管理

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、運用部門内の管理担当部署は逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。また、運用戦略・管理委員会を通じて運用状況のモニタリングを行い、運用部門内での自律的牽制により運用改善を図ります。

⑥管理担当部署による運用管理

運用部から独立した管理担当部署は、(a) 運用に関するパフォーマンス測定・分析のほか、(b) リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、(a) についてはファンド管理委員会を経て運用担当部・商品開発担当部にフィードバックされ、(b) についてはリスク管理委員会を通じて運用担当部にフィードバックされ、必要に応じて部署間連携の上で是正・改善の検討が行われます。

⑦ファンドに係る法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に係る法人については、その業務に関する委託会社の管理担当

部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、商品企画委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

⑧運用・管理に関する監督

内部監査担当部署は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）等を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業および投資助言業務を行っています。

2025年4月30日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除きます。）

商品分類	本 数 (本)	純資産総額 (百万円)
追加型株式投資信託	802	40,042,475
追加型公社債投資信託	16	1,514,213
単位型株式投資信託	82	353,133
単位型公社債投資信託	42	102,558
合 計	942	42,012,378

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

3【委託会社等の経理状況】

(1) 財務諸表の作成方法について

委託会社である三菱UFJアセットマネジメント株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）」（以下「財務諸表等規則」という。）第 2 条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成 19 年内閣府令第 52 号）」に基づき作成しております。

なお、財務諸表に掲載している金額については、従来、千円未満の端数を切り捨てて表示しておりましたが、当事業年度より百万円未満の端数を切り捨てて表示することに変更しました。

(2) 監査証明について

当社は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 40 期事業年度（自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2025 年 6 月 6 日

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

鶴 見 将 史

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

田 嶋 大 士

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱UFJアセットマネジメント株式会社の 2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日までの第 40 期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJアセットマネジメント株式会社の 2025 年 3 月 31 日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

(1) 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	第 39 期 (2024 年 3 月 31 日現在)		第 40 期 (2025 年 3 月 31 日現在)	
(資産の部)				
流動資産				
現金及び預金	※2	58,206		37,354
有価証券		15		700
前払費用		679		770
未収入金		138		25
未収委託者報酬		21,064		24,418
未収収益	※2	1,485	※2	1,005
金銭の信託		10,500		1,650
その他		371		398
流動資産合計		92,461		66,325
固定資産				
有形固定資産				
建物	※1	2,936	※1	2,762
器具備品	※1	1,531	※1	1,045
土地		628		628
建設仮勘定		45		747
有形固定資産合計		5,141		5,184
無形固定資産				
電話加入権		15		-
ソフトウェア		5,008		4,452
ソフトウェア仮勘定		1,587		1,003
無形固定資産合計		6,612		5,456
投資その他の資産				
投資有価証券		13,788		10,302
関係会社株式		159		159
投資不動産	※1	1,788	※1	1,712
長期差入保証金		689		690
前払年金費用		47		-
繰延税金資産		1,088		1,640
その他		45		45
貸倒引当金		△23		△23
投資その他の資産合計		17,583		14,526
固定資産合計		29,337		25,166
資産合計		121,799		91,491

(単位：百万円)

	第 39 期 (2024 年 3 月 31 日現在)	第 40 期 (2025 年 3 月 31 日現在)
(負債の部)		
流動負債		
預り金	807	474
未払金		
未払収益分配金	105	114
未払償還金	43	151
未払手数料	※2 7,523	8,878
その他未払金	※2 885	※2 819
未払費用	※2 8,611	※2 10,352
未払消費税等	623	1,211
未払法人税等	2,235	3,187
賞与引当金	1,182	1,308
役員賞与引当金	175	259
その他	12	1
流動負債合計	22,204	26,761
固定負債		
退職給付引当金	1,608	1,654
役員退職慰労引当金	30	25
時効後支払損引当金	250	244
資産除去債務	1,428	1,444
その他	29	29
固定負債合計	3,346	3,398
負債合計	25,551	30,159
(純資産の部)		
株主資本		
資本金	2,000	2,000
資本剰余金		
資本準備金	3,572	3,572
その他資本剰余金	41,160	41,160
資本剰余金合計	44,732	44,732
利益剰余金		
利益準備金	342	342
その他利益剰余金		
別途積立金	6,998	-
繰越利益剰余金	40,236	12,846
利益剰余金合計	47,577	13,189
株主資本合計	94,310	59,921

(単位：百万円)

	第 39 期 (2024 年 3 月 31 日現在)	第 40 期 (2025 年 3 月 31 日現在)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,937	1,410
評価・換算差額等合計	1,937	1,410
純資産合計	96,247	61,332
負債純資産合計	121,799	91,491

(2) 【損益計算書】

(単位：百万円)

	第 39 期 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)	第 40 期 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)
営業収益		
委託者報酬	98,635	114,618
投資顧問料	3,117	3,645
その他営業収益	148	2
営業収益合計	101,901	118,266
営業費用		
支払手数料	※4 34,494	39,884
広告宣伝費	593	692
公告費	1	0
調査費		
調査費	3,537	4,604
委託調査費	27,296	32,816
事務委託費	1,861	2,486
営業雑経費		
通信費	137	156
印刷費	390	389
協会費	68	88
諸会費	20	23
事務機器関連費	2,531	2,925
その他営業雑経費	139	-
営業費用合計	71,070	84,071
一般管理費		
給料		
役員報酬	400	469
給料・手当	7,202	7,985
賞与引当金繰入	1,182	1,308
役員賞与引当金繰入	175	259
福利厚生費	1,424	1,538
交際費	10	12
旅費交通費	108	132
租税公課	397	478
不動産賃借料	728	644
退職給付費用	381	377
固定資産減価償却費	2,469	2,383
諸経費	490	1,174
一般管理費合計	14,971	16,765
営業利益	15,859	17,429

(単位：百万円)

	第 39 期 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)	第 40 期 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)
営業外収益		
受取配当金	54	107
受取利息 ※4	12	12
投資有価証券償還益	204	29
収益分配金等時効完成分	17	4
受取賃貸料 ※4	162	214
その他	44	22
営業外収益合計	496	390
営業外費用		
投資有価証券償還損	234	7
時効後支払損引当金繰入	-	15
事務過誤費	10	7
賃貸関連費用	108	188
その他	25	9
営業外費用合計	380	227
経常利益	15,975	17,592
特別利益		
投資有価証券売却益	464	739
固定資産売却益 ※1	16	-
資産除去債務履行差額	87	-
特別利益合計	568	739
特別損失		
投資有価証券売却損	57	138
投資有価証券評価損	31	-
固定資産除却損 ※3	20	※3 18
固定資産売却損 ※2	65	※2 6
減損損失	-	※5 1,306
企業結合関連費用 ※6	1,187	-
事業譲渡関連損失	-	※7 491
特別損失合計	1,361	1,961
税引前当期純利益	15,182	16,371
法人税、住民税及び事業税 ※4	4,542	※4 5,356
法人税等調整額	102	△344
法人税等合計	4,644	5,011
当期純利益	10,537	11,359

(3) 【株主資本等変動計算書】

第 39 期（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本 剰余金合計
当期首残高	2,000	3,572	41,160	44,732
当期変動額				
企業結合による増加				
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				
当期変動額合計	—	—	—	—
当期末残高	2,000	3,572	41,160	44,732

	利益剰余金				株主資本合計
	利益 準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
別途 積立金		繰越利益 剰余金			
当期首残高	342	6, 998	33, 267	40, 608	87, 341
当期変動額					
企業結合による増加			1, 602	1, 602	1, 602
剰余金の配当			△5, 171	△5, 171	△5, 171
当期純利益			10, 537	10, 537	10, 537
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	—	6, 969	6, 969	6, 969
当期末残高	342	6, 998	40, 236	47, 577	94, 310

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	672	672	88,013
当期変動額			
企業結合による増加			1,602
剰余金の配当			△5,171
当期純利益			10,537
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	1,265	1,265	1,265
当期変動額合計	1,265	1,265	8,234
当期末残高	1,937	1,937	96,247

第40期（自2024年4月1日至2025年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	2,000	3,572	41,160	44,732
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
別途積立金の取崩				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計	—	—	—	—
当期末残高	2,000	3,572	41,160	44,732

	利益剰余金				株主資本合計
	利益 準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
別途 積立金		繰越利益 剰余金			
当期首残高	342	6, 998	40, 236	47, 577	94, 310
当期変動額					
剰余金の配当			△45, 747	△45, 747	△45, 747
当期純利益			11, 359	11, 359	11, 359
別途積立金の取崩		△6, 998	6, 998	—	—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	△6, 998	△27, 390	△34, 388	△34, 388
当期末残高	342	—	12, 846	13, 189	59, 921

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	1,937	1,937	96,247
当期変動額			
剰余金の配当			△45,747
当期純利益			11,359
別途積立金の取崩			—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△527	△527	△527
当期変動額合計	△527	△527	△34,915
当期末残高	1,410	1,410	61,332

[注記事項]

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等及び投資事業有限責任組合等への出資以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

投資事業有限責任組合等への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)

組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な直近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産及び投資不動産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	5年～50年
器具備品	3年～20年
投資不動産	3年～50年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(主として10年)による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(6) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

6. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主要な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) 委託者報酬

投資信託の信託約款に基づき信託財産の運用指図等を行っております。委託者報酬は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて日々計算され、確定した報酬を投資信託によって主に年 2 回受領しております。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2) 投資顧問料

顧客との投資一任及び投資助言契約に基づき運用及び助言を行っております。投資顧問料は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて計算され、確定した報酬を主に年 4 回受領しております。当該報酬は契約期間にわたり収益として認識しております。

7. その他財務諸表作成のための基礎となる事項

グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

(未適用の会計基準等)

「リースに関する会計基準」（企業会計基準第 34 号 2024 年 9 月 13 日 企業会計基準委員会）

「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 33 号 2024 年 9 月 13 日 企業会計基準委員会）等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS 第 16 号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS 第 16 号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS 第 16 号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS 第 16 号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028 年 3 月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(貸借対照表関係)

※1. 有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額

	第 39 期 (2024 年 3 月 31 日現在)	第 40 期 (2025 年 3 月 31 日現在)
建物	498 百万円	682 百万円
器具備品	1,643 百万円	2,168 百万円
投資不動産	211 百万円	288 百万円

※2. 関係会社に対する主な資産・負債

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第 39 期 (2024 年 3 月 31 日現在)	第 40 期 (2025 年 3 月 31 日現在)
預金	39,776 百万円	—
未収収益	12 百万円	16 百万円
未払手数料	886 百万円	—
その他未払金	105 百万円	43 百万円
未払費用	599 百万円	29 百万円

(損益計算書関係)

※1. 固定資産売却益の内訳

	第 39 期 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)	第 40 期 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)
器具備品	16 百万円	—
計	16 百万円	—

※2. 固定資産売却損の内訳

	第 39 期 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)	第 40 期 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)
器具備品	65 百万円	6 百万円
計	65 百万円	6 百万円

※3. 固定資産除却損の内訳

	第 39 期 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)	第 40 期 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)
建物	15 百万円	—
器具備品	3 百万円	2 百万円
ソフトウェア	0 百万円	—
電話加入権	—	15 百万円
計	20 百万円	18 百万円

※4. 関係会社に対する主な取引

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第 39 期 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)	第 40 期 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)
支払手数料	5,006 百万円	—
受取利息	12 百万円	—
受取賃貸料	152 百万円	—
法人税、住民税及び事業税	132 百万円	42 百万円

※5. 減損損失

第 39 期 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

第 40 期（自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）

当社は、以下のとおり減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	金額
東京都港区（本社）	インターネット直販サービス	ソフトウェア	1,306 百万円

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、事業用資産に区別はなく、全社を 1 つのグルーピングとしております。

現行のソフトウェアについて、利用終了が見込まれたため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しました。

なお、回収可能価額として使用価値を用いておりますが、割引率については使用見込期間が短いため考慮していません。

※6. 企業結合関連費用

第 39 期（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

企業結合に伴うものであり、主にシステム統合費用などであります。

第 40 期（自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

※7. 事業譲渡関連損失

第 39 期（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

第 40 期（自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）

吸収分割に伴うものであり、データ移管に伴うシステム対応費用であります。

（株主資本等変動計算書関係）

第 39 期（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	211,581	—	—	211,581
合計	211,581	—	—	211,581

2. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

2023 年 6 月 28 日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- | | |
|-------------|-----------------|
| ① 配当金の総額 | 5,171 百万円 |
| ② 1 株当たり配当額 | 24,440 円 |
| ③ 基準日 | 2023 年 3 月 31 日 |
| ④ 効力発生日 | 2023 年 6 月 29 日 |

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2024 年 6 月 26 日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- | | |
|-------------|-----------------|
| ① 配当金の総額 | 45,747 百万円 |
| ② 配当の原資 | 利益剰余金 |
| ③ 1 株当たり配当額 | 216,218 円 |
| ④ 基準日 | 2024 年 3 月 31 日 |
| ⑤ 効力発生日 | 2024 年 6 月 27 日 |

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	211,581	—	—	211,581
合計	211,581	—	—	211,581

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

2024年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- ① 配当金の総額 45,747 百万円
- ② 1株当たり配当額 216,218 円
- ③ 基準日 2024年3月31日
- ④ 効力発生日 2024年6月27日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2025年6月26日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- ① 配当金の総額 6,770 百万円
- ② 配当の原資 利益剰余金
- ③ 1株当たり配当額 31,998 円
- ④ 基準日 2025年3月31日
- ⑤ 効力発生日 2025年6月27日

(リース取引関係)

〈借主側〉

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	第39期 (2024年3月31日現在)	第40期 (2025年3月31日現在)
1年内	681 百万円	681 百万円
1年超	851 百万円	170 百万円
合計	1,532 百万円	851 百万円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については銀行預金、金銭の信託（合同運用指定金銭信託）で運用し、金融機関からの資金調達は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は主として投資信託であり、価格変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

内部管理規程に従って月次でリスク資本を認識し、経営会議に報告しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び投資事業有限責任組合等への出資は、次表には含まれておりません（(注2) 参照）。

第39期(2024年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
(1) 有価証券	15	15	—
(2) 金銭の信託	10,500	10,500	—
(3) 投資有価証券	13,788	13,788	—
資産計	24,303	24,303	—

(注1) 「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払手数料」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 市場価格のない株式等

関連会社株式（前事業年度の貸借対照表計上額 159 百万円）は、市場価格がないため、記載しておりません。

(注3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(注4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第39期(2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	58,206	—	—	—
金銭の信託	10,500	—	—	—
未収委託者報酬	21,064	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	15	5,351	347	11
合計	89,786	5,351	347	11

第40期(2025年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
(1) 現金及び預金	37,354	37,352	△1
(2) 有価証券	700	700	—
(3) 金銭の信託	1,650	1,650	—
(4) 投資有価証券	10,099	10,099	—
資産計	49,805	49,803	△1

(注1) 「未収委託者報酬」、「未払手数料」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 市場価格のない株式等及び投資事業有限責任組合等への出資

関連会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額 159 百万円）は、市場価格がないため、記載しておりません。また投資有価証券のうち、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-16項を適用した投資事業有限責任組合等への出資（当事業年度の貸借対照表計上額 202 百万円）は上記に含めておりません。

(注3) 現金及び預金に含まれるコーラブル預金（定期預金）（貸借対照表計上額 1,000 百万円）の時価は、取引先金融機関から提示された価格によっております。その他の現金及び預金（貸借対照表計上額 36,354 百万円）については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、当該帳簿価額によっております。

(注 4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(注 5) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第 40 期(2025 年 3 月 31 日現在)

(単位：百万円)

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超
現金及び預金	37,354	—	—	—
金銭の信託	1,650	—	—	—
未収委託者報酬	24,418	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	700	3,248	268	11
合計	64,124	3,248	268	11

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の 3 つのレベルに分類しております。

- レベル 1 の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価
- レベル 2 の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル 1 のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価
- レベル 3 の時価： 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

第 39 期(2024 年 3 月 31 日現在)

区分	時価（百万円）			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
有価証券	—	15	—	15
金銭の信託	—	10,500	—	10,500
投資有価証券	2,014	11,773	—	13,788
資産計	2,014	22,288	—	24,303

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

ETF（上場投資信託）は相場価格を用いて評価しております。ETF は活発な市場で取引されているため、レベル 1 の時価に分類しております。

ETF（上場投資信託）以外の投資信託は基準価額を用いて評価しております。基準価額は観察可能なインプットを用いて算出しているため、レベル 2 の時価に分類しております。

金銭の信託

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

第 40 期(2025 年 3 月 31 日現在)

区分	時価（百万円）			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
有価証券	—	700	—	700
金銭の信託	—	1,650	—	1,650
投資有価証券	2,601	7,498	—	10,099
資産計	2,601	9,849	—	12,450

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

ETF（上場投資信託）は相場価格を用いて評価しております。ETF は活発な市場で取引されているため、レベル 1 の時価に分類しております。

ETF（上場投資信託）以外の投資信託は基準価額を用いて評価しております。基準価額は観察可能なインプットを用いて算出しているため、レベル 2 の時価に分類しております。

金銭の信託

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

(2) 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

第 39 期(2024 年 3 月 31 日現在)

該当事項はありません。

第 40 期(2025 年 3 月 31 日現在)

区分	時価（百万円）			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
現金及び預金	—	998	—	998
資産計	—	998	—	998

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

現金及び預金

コーラブル預金（定期預金）は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

その他の現金及び預金（貸借対照表計上額 36,354 百万円）は、上記に含めておりません。

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

第 39 期（2024 年 3 月 31 日現在）及び第 40 期（2025 年 3 月 31 日現在）

関連会社株式（貸借対照表計上額は 159 百万円）は、市場価格がないため、記載しておりません。

2. その他有価証券

第 39 期(2024 年 3 月 31 日現在)

	種類	貸借対照表 計上額（百万円）	取得原価 （百万円）	差額（百万円）
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	17,364	14,269	3,094
	小計	17,364	14,269	3,094
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	6,939	7,241	△301
	小計	6,939	7,241	△301
合計		24,303	21,511	2,792

(注) 「その他」には、貸借対照表の「金銭の信託」（貸借対照表計上額は 10,500 百万円、取得原価は 10,500 百万円）を含めております。

第 40 期(2025 年 3 月 31 日現在)

	種類	貸借対照表 計上額（百万円）	取得原価 （百万円）	差額（百万円）
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	9,857	7,508	2,348
	小計	9,857	7,508	2,348
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	2,795	3,086	△290
	小計	2,795	3,086	△290
合計		12,652	10,594	2,058

(注) 「その他」には、貸借対照表の「金銭の信託」（貸借対照表計上額は 1,650 百万円、取得原価は 1,650 百万円）及び投資事業有限責任組合等への出資（貸借対照表計上額は 202 百万円、取得原価は 202 百万円）を含めております。

3. 売却したその他有価証券

第 39 期（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
株式	—	—	—
債券	—	—	—
その他	3,750	464	57
合計	3,750	464	57

第 40 期（自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
株式	—	—	—
債券	—	—	—
その他	4,044	739	138
合計	4,044	739	138

4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、有価証券について 31 百万円（その他有価証券のその他 31 百万円）減損処理を行っております。

当事業年度においては、減損処理を行っておりません。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ 50%以上下落した場合、及び 30%以上 50%未満下落し、回復可能性等の合理的反証がない場合に行っております。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度（積立型制度）及び退職一時金制度（非積立型制度）を設けております。また確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	第 39 期 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)	第 40 期 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)
退職給付債務の期首残高	3,582 百万円	3,652 百万円
勤務費用	182	180
利息費用	39	47
数理計算上の差異の 発生額	△79	△207
退職給付の支払額	△300	△236
過去勤務費用の発生額	—	—
企業結合による影響額	226	—
退職給付債務の期末残高	3,652	3,437

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	第 39 期 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)	第 40 期 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)
年金資産の期首残高	2,425 百万円	2,492 百万円
期待運用収益	43	44
数理計算上の差異の 発生額	227	△62
事業主からの拠出額	—	—
退職給付の支払額	△204	△116
退職給付制度終了に伴う 調整額	—	△8
年金資産の期末残高	2,492	2,350

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	第 39 期 (2024 年 3 月 31 日現在)	第 40 期 (2025 年 3 月 31 日現在)
積立型制度の 退職給付債務	2,250 百万円	2,018 百万円
年金資産	△2,492	△2,350
	△242	△332
非積立型制度の退職給付債務	1,401	1,418
未積立退職給付債務	1,159	1,086
未認識数理計算上の差異	558	660
未認識過去勤務費用	△157	△92
貸借対照表に計上された 負債と資産の純額	1,560	1,654
退職給付引当金	1,608	1,654
前払年金費用	△47	—
貸借対照表に計上された 負債と資産の純額	1,560	1,654

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	第 39 期 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)	第 40 期 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)
勤務費用	182 百万円	180 百万円
利息費用	39	47
期待運用収益	△43	△44
数理計算上の差異の 費用処理額	△29	△43
過去勤務費用の費用処理額	65	65
退職給付制度の統合に係る 調整額	34	—
その他	2	△0
確定給付制度に係る 退職給付費用	251	204

(注) 「その他」は受入出向者に係る出向元への退職給付費用負担額及び退職金です。「退職給付制度の統合に係る調整額」は企業結合関連費用の一部として特別損失に計上しております。

(5)年金資産に関する事項

①年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	第 39 期 (2024 年 3 月 31 日現在)	第 40 期 (2025 年 3 月 31 日現在)
債券	62.0 %	64.7 %
株式	35.9	33.2
その他	2.1	2.1
合計	100	100

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6)数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	第 39 期 (2024 年 3 月 31 日現在)	第 40 期 (2025 年 3 月 31 日現在)
割引率	1.39～1.41%	2.07～2.11%
長期期待運用収益率	1.5～1.8%	1.8%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度 164 百万円、当事業年度 172 百万円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第 39 期 (2024 年 3 月 31 日現在)	第 40 期 (2025 年 3 月 31 日現在)
繰延税金資産		
減損損失	389百万円	392百万円
投資有価証券評価損	30	28
未払事業税	126	173
賞与引当金	362	400
役員賞与引当金	33	48
役員退職慰労引当金	9	8
退職給付引当金	492	521
減価償却超過額	199	291
資産除去債務	16	52
時効後支払損引当金	76	77
その他	227	296
繰延税金資産 小計	1,963	2,290
評価性引当額	—	—
繰延税金資産 合計	1,963	2,290
繰延税金負債		
前払年金費用	△14	—
その他有価証券評価差額金	△855	△648
その他	△5	△1
繰延税金負債 合計	△875	△649
繰延税金資産の純額	1,088	1,640

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳
第 39 期（2024 年 3 月 31 日現在）及び第 40 期（2025 年 3 月 31 日現在）
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差が法定実効税率の 100 分の 5 以下であるため
注記を省略しております。

3. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理
当社は、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び
開示に関する取扱い」（実務対応報告第 42 号 2021 年 8 月 12 日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処
理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

4. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正
「所得税法等の一部を改正する法律」（令和 7 年法律第 13 号）が 2025 年 3 月 31 日に公布され、2026 年 4
月 1 日以降に開始する事業年度から法人税率等の引上げ等が行われることとなりました。これに伴い、当事
業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、2025 年 4 月 1 日に開始する事業
年度に解消が見込まれる一時差異については 30.62%、2026 年 4 月 1 日に開始する事業年度以降に解消が見
込まれる一時差異については 30.62%から 31.52%に変更しております。この税率変更により、繰延税金資産
の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が 23 百万円増加、その他有価証券評価差額金が 17 百万円、
法人税等調整額が 41 百万円減少しております。

（資産除去債務関係）
資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの
1. 当該資産除去債務の概要
建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。
2. 当該資産除去債務の金額の算定方法
使用見込期間を取得から 15 年と見積り、割引率は 1.1%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。
3. 当該資産除去債務の総額の増減

	第 39 期 (2024 年 3 月 31 日現在)	第 40 期 (2025 年 3 月 31 日現在)
期首残高	—	1,428 百万円
有形固定資産の取得に伴う増加	1,420 百万円	—
時の経過による調整額	7 百万円	15 百万円
期末残高	1,428 百万円	1,444 百万円

（収益認識関係）
1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報
収益及び契約から生じるキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に
基づく区分に当該収益を分解した情報については、重要性が乏しいため記載を省略しております。
2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報
収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針) の 6. 収益および費用の計上基準」に記載の
とおりであります。
3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度
末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する
情報
重要性が乏しいため記載を省略しております。

（セグメント情報等）
[セグメント情報]
第 39 期（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）及び第 40 期（自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）
当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]
第 39 期（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）及び第 40 期（自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）
1. 製品及びサービスごとの情報
単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、記載

を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

第 39 期（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

種類	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注 5)	科目	期末残高 (注 5)
親会社	㈱三菱 UFJ フィナンシャル・ グループ	東京都 千代田 区	2,141,513 百万円	銀行持株 会社業	被所有 間接 100.0%	グループ通算制 度	グループ通 算制度に伴 う通算税効 果額 (注 1)	132 百万円	その他未払 金	105 百万円
親会社	三菱 UFJ 信託銀行㈱	東京都 千代田 区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	被所有 直接 100.0%	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注 2)	5,006 百万円	未払手数料	886 百万円
						投資の助言 役員の兼任	投資助言料 (注 3)	463 百万円	未払費用	260 百万円

第 40 期（自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）

種類	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注 5)	科目	期末残高 (注 5)
親会社	㈱三菱 UFJ フィナンシャル・ グループ	東京都 千代田 区	2,141,513 百万円	銀行持株 会社業	被所有 直接 100.0%	グループ通算制 度 経営管理 役員の兼任	グループ通 算制度に伴 う通算税効 果額 (注 1) 経営管理手 数料 (注 4)	42 百万円 508 百万円	その他未払 金	43 百万円

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. グループ通算制度に基づく通算税効果額であります。
2. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。
3. 投資助言料については、市場実勢を勘案して決定しております。
4. 経営管理手数料については、経営管理契約に基づく取引条件によっております。
5. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

(2)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等

第 39 期（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

種類	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注 4)	科目	期末残高 (注 4)
同一の親会社を持つ会社	㈱三菱 UFJ 銀行	東京都 千代田 区	1,711,958 百万円	銀行業	なし	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料 の支払 (注 1)	4,354 百万円	未払手数料	1,028 百万円
同一の親会社を持つ会社	三菱 UFJ モルガン・ スタンレー 証券㈱	東京都 千代田 区	40,500 百万円	証券業	なし	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料 の支払 (注 1)	7,493 百万円	未払手数料	1,449 百万円

第 40 期（自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）

種類	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注 4)	科目	期末残高 (注 4)
同一の親会社を持つ会社	三菱 UFJ 信託銀行㈱	東京都千代田区	324,279 百万円	信託業、銀行業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払 (注 1)	5,310 百万円	未払手数料	952 百万円
							投資の助言 役員の兼任	451 百万円	未払費用	237 百万円
同一の親会社を持つ会社	㈱三菱 UFJ 銀行	東京都千代田区	1,711,958 百万円	銀行業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払 (注 1)	4,747 百万円	未払手数料	1,115 百万円
							取引銀行 コーラブル預金の預入 (注 3)	1,000 百万円	現金及び預金	1,000 百万円
同一の親会社を持つ会社	三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券㈱	東京都千代田区	40,500 百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払 (注 1)	8,404 百万円	未払手数料	1,572 百万円

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。
2. 投資助言料については、市場実勢を勘案して決定しております。
3. 預金利率の条件は、市場金利等を勘案して決定しております。なお、預入期間は 1 年であります。
4. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

2. 親会社に関する注記

株式会社三菱 UFJ フィナンシャル・グループ（東京証券取引所、名古屋証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場）

（1 株当たり情報）

	第 39 期 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)	第 40 期 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)
1 株当たり純資産額	454,898.22 円	289,876.37 円
1 株当たり当期純利益金額	49,804.10 円	53,688.15 円

- (注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載していません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第 39 期 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)	第 40 期 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)
当期純利益金額 (百万円)	10,537	11,359
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—
普通株式に係る当期純利益金額 (百万円)	10,537	11,359
普通株式の期中平均株式数 (株)	211,581	211,581

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ①自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ②運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ③通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ④委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5 【その他】

①定款の変更等

定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

②訴訟事件その他重要事項

該当事項はありません。

約款

追加型証券投資信託

eMAXIS Slim 先進国株式インデックス（除く日本）

約 款

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

eMAXIS Slim 先進国株式インデックス（除く日本）

運用の基本方針

約款第19条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、MSCI コクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）と連動する投資成果をめざして運用を行います。

2. 運用方法

（1）投資対象

外国株式インデックスマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、日本を除く世界各国の株式に直接投資することがあります。

（2）投資態度

①外国株式インデックスマザーファンド受益証券への投資を通じて、主として対象インデックスに採用されている日本を除く世界各国の株式に投資を行い、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を対象インデックスの変動率に一致させることを目的とした運用を行います。

②マザーファンド受益証券の組入比率は高位を維持することを基本とします。

③対象インデックスとの連動を維持するため、先物取引等を利用し株式の実質投資比率が100%を超える場合があります。

④実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

⑤市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

（3）投資制限

①株式への実質投資割合に制限を設けません。

②新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

③投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

④同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

⑤外貨建資産への実質投資割合に制限を設けません。

⑥有価証券先物取引等を行うことができます。

⑦スワップ取引を行うことができます。

⑧外国為替予約取引を行うことができます。

⑨デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

⑩外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

3. 収益分配方針

毎計算期末に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

①分配対象額は、経費等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

②収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。

③収益の分配にあてなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

追加型証券投資信託
『eMAXIS Slim 先進国株式インデックス (除く日本)』約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、三菱UFJアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託事務の委託)

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係をいいます。以下本条、第18条第1項および第2項ならびに第29条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的および金額)

第3条 委託者は、金100万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から第45条第8項、第46条第1項、第47条第1項、第48条第1項および第50条第2項の規定による信託期間終了日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第6条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については100万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じて得た額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第26条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除して得た金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除して得た金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以

下「外貨建価値証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

- ③ 第28条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第11条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

- ③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第12条 受託者は、第3条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位および価額)

第13条 委託者は、第8条第1項の規定により分割される受益権について、その取得申込者に対し、1口の整数倍をもって取得申込みに応じることができます。

- ② 委託者の指定する第一種金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。)および登録金融機関(金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)は、第8条第1項の規定により分割される受益権について、その取得申込者に対し、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関の定める単位をもって取得申込みに応じることができます。ただし、取得申込者が委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関と別に定める累積投資契約約款に基づく契約(以下「別に定める契約」といいます。)を締結している場合に限り、1口の整数倍をもって取得申込みに応じることができます。
- ③ 委託者ならびに委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、別に定める日には、前2項による受益権の取得申込みに応じないものとします。
- ④ 委託者は、金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。)等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項および第2項による受益権の取得申込みの受付を中止することおよびす

に受け付けた取得申込みの受付けを取り消すことができます。

- ⑤ 委託者は、前2項の規定にかかわらず、受益者が第43条第3項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合または受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の追加信託金の申込みについては、これを受け付けるものとします。
- ⑥ 第1項および第2項の場合の受益権の価額は、取得申込みを受け付けた日の翌営業日の基準価額とします。ただし、取得日が信託契約締結日である場合の受益権の価額は、1口につき1円とします。
- ⑦ 前項の規定にかかわらず、受益者が第43条第3項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合または受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、第37条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑧ 第1項および第2項の取得申込者は、委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者（第43条の2に規定する委託者の指定する口座管理機関を含みます。）、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、当該取得申込みの代金（第6項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類等）

第16条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第22条および第23条に定めるものに限ります。）

ハ. 約束手形

ニ. 金銭債権

- 2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

- ② デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号に定めるデリバティブ取引をいう。）については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相

場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないこととします。

- ③ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(投資の対象とする有価証券等)

第17条 この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、三菱UFJアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とする外国株式インデックスマザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次に掲げるものとします。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産の流動化に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. 資産の流動化に係る特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。）
11. コマーシャル・ペーパー
12. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
15. 投資証券もしくは新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。次号において同じ。）で次号で定めるものの以外のもの
16. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下本号において同じ。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
17. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
18. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りません。）
19. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

21. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）

22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

23. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書ならびに第13号および第19号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第16号の証券ならびに第13号および第19号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号および第15号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

7. 信託の受益権（金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるものをいい、前各号に該当するものを除きます。）

8. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

9. 合名会社もしくは合資会社の社員権または合同会社の社員権（金融商品取引法第2条第2項第3号で定めるものをいいます。）

10. 外国法人の社員権で前号の権利の性質を有するもの

11. 投資事業有限責任組合契約または有限責任事業組合契約に基づく権利その他の権利（金融商品取引法第2条第2項第5号で定めるものをいいます。）

12. 外国の法令に基づく権利であって、前号の権利に類するもの

③ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

④ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

⑤ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券（金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券をいいます。）を除きます。以下本項および次項において同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

⑥ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

（利害関係人等との取引等）

第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であ

って、受託者が当該第三者の代理人となつて行うものを含みます。) および受託者の利害関係人、第29条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第16条第1項ならびに前条第1項および第2項に掲げる資産への投資等ならびに第21条から第23条、第25条、第26条、第28条、第32条から第34条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第16条第1項ならびに前条第1項および第2項に掲げる資産への投資等ならびに第21条から第23条、第25条、第26条、第28条、第32条から第34条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

(運用の基本方針)

第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

(投資する株式等の範囲)

第20条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができます。
- ③ この信託およびマザーファンド（モルガン・スタンレー株式について、委託者が議決権行使権限を委託する、または、議決権行使助言（推奨）にしたがって、当該推奨通りに議決権を行使している場合に限り。）において投資するモルガン・スタンレー株式については、委託者及び受託者が合意の上、委託者が適切な能力を有すると判断した独立した議決権行使助言会社に、当該株式にかかる議決権行使権限を委託するか、または、当該議決権行使助言会社による議決権行使助言（推奨）にしたがって、当該推奨通りに議決権を行使します。
- ④ 前項の議決権行使権限の委託または助言（推奨）どおりの議決権行使を停止しようとする場合は、第51条第2項から第6項の規定を準用することとし、必要な技術的読替えは委託者と受託者の協議にて定めます。

(信用取引の指図範囲)

第21条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。

- ② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（第24条に規定する転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

（先物取引等の運用指図）

第22条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。

② 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

③ 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

（スワップ取引の運用指図）

第23条 委託者は、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第5条に規定する信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

④ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（同一銘柄の転換社債等への投資制限）

第24条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債（この信託約款において、新株予約権付社債のうち、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものならびに会社法施行前の旧商法第341条の3第1項第7号および第8号の定めがあるものをいいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

（有価証券の貸付の指図および範囲）

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ② 前項各号に規定する限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(公社債の借入れ)

第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れに係る品借料は、信託財産中から支弁します。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第27条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制限されることがあります。

(外国為替予約取引の指図)

第28条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）について、当該外貨建資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

- ② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

(信託業務の委託等)

第29条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
 1. 信託財産の保存に係る業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第30条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者および外国の法令に準拠して設立された法人でこれに類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できます。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第31条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第32条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第33条 委託者は、前条の規定による一部解約金、売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第34条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- ③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第35条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金立替え)

第36条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株主割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子

等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。

- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第37条 この信託の計算期間は、毎年4月26日から翌年4月25日までとすることを原則とします。

- ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から2018年4月25日までとし、最終計算期間の終了日は第5条に規定するこの信託の信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第38条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。
- ⑤ 受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできないものとします。
1. 他の受益者の氏名または名称および住所
 2. 他の受益者が有する受益権の内容

(信託事務の諸費用および監査報酬)

第39条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額は、毎計算期間の6ヵ月終了日、および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

(信託報酬等)

第40条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第37条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて以下の率を乗じて得た額とします。

5,000億円未満の部分 年10,000分の8.99

5,000億円以上1兆円未満の部分 年10,000分の8.93

1兆円以上の部分 年10,000分の8.87

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の6ヵ月終了日、および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配)

第41条 信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額

を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責）

第42条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除して得た額をいいます。以下同じ。）については第43条第4項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第45条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）については第43条第5項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責を負わないものとします。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第43条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者（第43条の2に規定する委託者の指定する口座管理機関を含みます。）、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関に交付されます。この場合、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、当該収益分配金をこの信託の受益権の取得申込金として、受益者毎に当該収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みに応じたものとしします。当該取得申込みに応じることにより増加した受益権は第11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

- ③ 委託者は、第1項の規定にかかわらず、委託者の自らの募集に係る受益権に帰属する収益分配金（受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部の口数について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みをしないことをあらかじめ申し出た場合において、委託者が当該申出を受け付けた受益権に帰属する収益分配金を除きます。）をこの信託の受益権の取得申込金として、受益者毎に当該収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みに応じたものとしします。当該取得申込みに応じることにより増加した受益権は第11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

- ④ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者（第43条の2に規定する委託者の指定する口座管理機関を含みます。）、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者

がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- ⑤ 一部解約金は、第45条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から当該受益者に支払います。
- ⑥ 前各項（第2項および第3項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者ならびに委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関の営業所等において行うものとします。
- ⑦ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（委託者の自らの募集に係る受益権の口座管理機関）

第43条の2 委託者は、委託者の自らの募集に係る受益権について、口座管理機関を指定し、振替口座簿への記載または登録等に関する業務を委任することができます。

（収益分配金および償還金の時効）

第44条 受益者が、収益分配金については第43条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第43条第4項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（信託契約の一部解約）

第45条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者ならびに委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関が定める単位をもって、委託者に一部解約の実行を請求することができます。なお、委託者の自らの募集に係る受益権については、1口の整数倍をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受け付けた日の翌営業日の基準価額とします。
- ④ 受益者が第1項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ⑤ 委託者は別に定める日には、第1項に規定する一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。
- ⑥ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。
- ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。
- ⑧ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ⑨ 委託者は、前項の規定に基づいてこの信託契約を解約しようとするときは、第46条第2

項から第5項の規定にしたがいます。

(信託契約の解約)

第46条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、対象インデックスが改廃されたときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができるものとし、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までの手続を行うことが困難な場合も同じく適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第47条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第51条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第48条 委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第51条第2項に規定する書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第49条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第50条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第51条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第51条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとし、

- ② 委託者は、前項の変更または併合（変更にあつては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款の変更等」といいます。）をしようとする場合には、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

（反対者の買取請求権）

第52条 第46条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

- ② 前項の規定は、受益者が自己に帰属する受益権についてその全部または一部の償還を請求したときに、委託者が第45条の規定に基づいて信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じることとする場合には適用しません。

（運用状況に係る情報の提供）

第53条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があつた場合には、当該方法により行うものとし、

（公告）

第54条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am.mufg.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（質権口記載または記録の受益権の取扱い）

第55条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金

の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第56条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(附則)

第1条 この約款において「累積投資契約」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関が締結する「累積投資契約」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「累積投資契約」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第2条 第43条第7項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

信託契約締結日 2017年2月27日

(付表)

1. 約款第13条第3項および第45条第5項に規定する「別に定める日」とは、次のものをいいます。

ニューヨーク証券取引所の休業日

ロンドン証券取引所の休業日

